

2023年4月28日

墨田区議会議長

木内清殿

会派名 日本共産党墨田区議会議員団

代表者名 高柳東彦

墨田区議会政務活動費収支報告書

墨田区議会政務活動費の交付に関する条例第12条第2項又は第4項の規定により、  
下記のとおり提出します。

記

1 収入 7,980,000 円

2 支出

| 項目       | 支出額       | 備考     |
|----------|-----------|--------|
| 調査研究費    | 820,000   | 10.5%  |
| 研修費      | 14,220    | 0.2%   |
| 会議費      | 0         | 0.0%   |
| 資料作成費    | 30,000    | 0.4%   |
| 資料購入費    | 219,724   | 2.8%   |
| 広報広聴費    | 4,341,148 | 55.7%  |
| 要請・陳情活動費 | 0         | 0.0%   |
| 事務費      | 2,364,451 | 30.4%  |
| 人件費      | 0         | 0.0%   |
| 合計       | 7,789,543 | 100.0% |

※その他使途が明らかとなる書類を添付すること。

預金利息の支出充当 △ 26 円

3 残余が生じた額 190,483 円

2022年度

## 【 政務活動費実績報告書 I 】

| 氏名  | 日付         | 支出内容・支払内容                                   | 番号 | 費目    | 費目備考 | 支出額       | 按分率 | 請求額       |
|-----|------------|---|----|-------|------|-----------|-----|-----------|
|     | R4.4.1(金)  | 日本郵便(株)日本共産党墨田区議団アンケート受取人払24枚               | 6  | 広報広聴費 |      | 2,520     |     | 2,520     |
|     | R4.4.4(月)  | 日本郵便(株)日本共産党墨田区議団アンケート受取人払16枚               | 6  | 広報広聴費 |      | 1,680     |     | 1,680     |
|     | R4.4.4(月)  | リコーリース(株)カラー複合機リース料19回目                     | 8  | 事務費   |      | 10,230    |     | 10,230    |
|     | R4.4.5(火)  | 日本郵便(株)日本共産党墨田区議団アンケート受取人払27枚               | 6  | 広報広聴費 |      | 2,835     |     | 2,835     |
|     | R4.4.6(水)  | 日本郵便(株)日本共産党墨田区議団アンケート受取人払11枚               | 6  | 広報広聴費 |      | 1,155     |     | 1,155     |
|     | R4.4.7(木)  | 日本郵便(株)日本共産党墨田区議団アンケート受取人払4枚                | 6  | 広報広聴費 |      | 420       |     | 420       |
|     | R4.4.12(火) | 山下ビジネス山下ビジネス コピー用紙8箱、ファイル、ボールペン             | 8  | 事務費   |      | 27,002    |     | 27,002    |
|     | R4.4.12(火) | (株)読売PR 折込区議団ニュースNo.519号折込料、振込手数料           | 6  | 広報広聴費 |      | 145,750   |     | 145,750   |
|     | R4.4.15(金) | リコージャパン(株)コピー機チャージ料金、振込手数料                  | 8  | 事務費   |      | 6,700     |     | 6,700     |
|     | R4.4.15(金) | 区画整理・再開路対策全国連絡会地区画・再開路通信'22/4~'23/3月分、振込手数料 | 5  | 資料購入費 |      | 8,670     |     | 8,670     |
|     | R4.4.15(金) | 資料購入費 しんぶん赤旗新聞代 4月分                         | 5  | 資料購入費 |      | 4,827     |     | 4,827     |
|     | R4.4.15(金) | 日本郵便(株)区議団ニュース 519号 134通×@73ほか              | 6  | 広報広聴費 |      | 14,452    |     | 14,452    |
|     | R4.4.15(金) | 日本郵便(株)区議団ニュース 519号 228通×@73                | 6  | 広報広聴費 |      | 16,644    |     | 16,644    |
| 山下  | R4.4.18(月) | 通信費 ソフトバンク(株)携帯電話代 山下3月分17,637-5,062=12,575 | 8  | 事務費   | 通信費  | 12,575    | 50% | 6,287     |
| としま | R4.4.25(月) | 通信費 KDDI(株)携帯電話代 としま4月分24,597-12,618=11,979 | 8  | 事務費   | 通信費  | 11,979    | 50% | 5,989     |
| 山下  | R4.4.25(月) | 事務所費 山下事務所家賃(100,000)                       | 8  | 事務費   | 事務所費 | 100,000   | 50% | 30,000    |
| 浅野  | R4.4.25(月) | 通信費 KDDI(株)携帯電話代 浅野4月分 19,152-739=18,413    | 8  | 事務費   | 通信費  | 18,413    | 50% | 9,206     |
| 原   | R4.4.25(月) | 事務所費 原事務所家賃(60,000)                         | 8  | 事務費   | 事務所費 | 60,000    | 50% | 30,000    |
| としま | R4.4.26(火) | 事務所費 としま事務所家賃(75,000)                       | 8  | 事務費   | 事務所費 | 75,000    | 50% | 30,000    |
|     | R4.4.28(木) | 大月書店自治と分権 87号-90号 購読料、振込手数料                 | 5  | 資料購入費 |      | 4,670     |     | 4,670     |
|     | R4.4.28(木) | 東京自治問題研究所「月刊東京『住民と自治』22/5~'23/4月分、振込手数料     | 5  | 資料購入費 |      | 14,220    |     | 14,220    |
|     | R4.4.28(木) | (株)きかんし区民アンケート製本・加工・印刷代、振込手数料               | 6  | 広報広聴費 |      | 1,135,205 |     | 1,135,205 |
|     | R4.4.28(木) | 委託費 井手静代情報処理、政務活動費関係書類作成、調整等                | 1  | 調査研究費 |      | 70,000    |     | 70,000    |
| 浅野  | R4.4.29(金) | 事務所費 浅野事務所家賃(77,000)                        | 8  | 事務費   | 事務所費 | 77,000    | 50% | 30,000    |
| 原   | R4.5.2(月)  | 通信費 NTTファイナンス携帯電話・Wi-Fi 原4月分 13,889         | 8  | 事務費   | 通信費  | 13,889    | 50% | 6,944     |
|     | R4.5.6(金)  | リコーリース(株)カラー複合機リース料20回目                     | 8  | 事務費   |      | 10,230    |     | 10,230    |
|     | R4.5.13(金) | 聖教新聞販売店公明新聞 4月分                             | 5  | 資料購入費 |      | 1,887     |     | 1,887     |
| 山下  | R4.5.16(月) | 通信費 ソフトバンク(株)携帯電話代 山下4月分17,120-5,062=12,058 | 8  | 事務費   | 通信費  | 12,058    | 50% | 6,029     |
|     | R4.5.17(火) | (株)きかんしサーバー利用料4月分、みずほ振込手数料                  | 6  | 広報広聴費 |      | 3,520     |     | 3,520     |
|     | R4.5.17(火) | リコージャパン(株)コピー機チャージ料金、振込手数料                  | 8  | 事務費   |      | 7,353     |     | 7,353     |
|     | R4.5.17(火) | ディノプリント・セキヤ区議団ニュースの印刷第519号、振込料              | 6  | 広報広聴費 |      | 244,483   |     | 244,483   |
| としま | R4.5.25(水) | 通信費 KDDI(株)携帯電話代 としま5月分34,435-21,788=12,647 | 8  | 事務費   | 通信費  | 12,647    | 50% | 6,323     |
| 山下  | R4.5.25(水) | 事務所費 山下事務所家賃(100,000)                       | 8  | 事務費   | 事務所費 | 100,000   | 50% | 30,000    |

|    |     |            |   |   |       |      |         |     |         |
|----|-----|------------|---|---|-------|------|---------|-----|---------|
| 34 | としま | R4.5.25(水) | 事務所費 としま事務所家賃(75,000)                       | 8 | 事務所費  | 事務所費 | 75,000  | 50% | 30,000  |
| 35 |     | R4.5.25(水) | 委託費 井手静代情報処理、政務活動費関係書類作成、調整等                | 1 | 調査研究費 |      | 70,000  |     | 70,000  |
| 36 | 浅野  | R4.5.25(水) | 通信費 KDDI(携帯携帯電話代 浅野5月分 19,135-739=18,396    | 8 | 事務所費  | 通信費  | 18,396  | 50% | 9,198   |
| 37 | 原   | R4.5.25(水) | 事務所費 原事務所家賃(60,000)                         | 8 | 事務所費  | 事務所費 | 60,000  | 50% | 30,000  |
| 38 |     | R4.5.26(木) | 資料購入費 しんぶん赤旗新聞代 5月分                         | 5 | 資料購入費 |      | 4,827   |     | 4,827   |
| 39 | 高柳  | R4.5.27(金) | 事務所費 高柳事務所家賃(62,000)                        | 8 | 事務所費  | 事務所費 | 62,000  | 50% | 30,000  |
| 40 | 浅野  | R4.5.29(日) | 事務所費 浅野事務所家賃(77,000)                        | 8 | 事務所費  | 事務所費 | 77,000  | 50% | 30,000  |
| 41 |     | R4.6.6(月)  | リコーリース(株)カラー複合機リース料21回目                     | 8 | 事務所費  |      | 10,230  |     | 10,230  |
| 42 |     | R4.6.15(水) | 聖教新聞販売店公明新聞 5月分                             | 5 | 資料購入費 |      | 1,887   |     | 1,887   |
| 43 | 山下  | R4.6.16(木) | 通信費 ソフトバンク(株)携帯電話代 山下5月分17,157-5,063=12,094 | 8 | 事務所費  | 通信費  | 12,094  | 50% | 6,047   |
| 44 |     | R4.6.21(火) | リコージャパン(株)コピー機チャージ料金、振込手数料                  | 8 | 事務所費  |      | 9,292   |     | 9,292   |
| 45 |     | R4.6.21(火) | 併読売PR 折込区議団ニュースNo.520号折込料、振込手数料             | 6 | 広報広聴費 |      | 201,333 |     | 201,333 |
| 46 |     | R4.6.21(火) | 委託費 井手静代情報処理、政務活動費関係書類作成、調整等                | 1 | 調査研究費 |      | 70,000  |     | 70,000  |
| 47 | 高柳  | R4.6.24(金) | 事務所費 高柳事務所家賃(62,000)                        | 8 | 事務所費  | 事務所費 | 62,000  | 50% | 30,000  |
| 48 | としま | R4.6.24(金) | 事務所費 としま事務所家賃(75,000)                       | 8 | 事務所費  | 事務所費 | 75,000  | 50% | 30,000  |
| 49 | 山下  | R4.6.24(金) | 事務所費 山下事務所家賃(100,000)                       | 8 | 事務所費  | 事務所費 | 100,000 | 50% | 30,000  |
| 50 |     | R4.6.24(金) | 日本郵便(株)議団ニュース 520号 227通×@73                 | 6 | 広報広聴費 |      | 16,571  |     | 16,571  |
| 51 |     | R4.6.25(土) | 日本郵便(株)議団ニュース 520号 134通×@73ほか               | 6 | 広報広聴費 |      | 14,682  |     | 14,682  |
| 52 | 原   | R4.6.25(土) | 事務所費 原事務所家賃(60,000)                         | 8 | 事務所費  | 事務所費 | 60,000  | 50% | 30,000  |
| 53 |     | R4.6.26(日) | 資料購入費 しんぶん赤旗新聞代 6月分                         | 5 | 資料購入費 |      | 4,827   |     | 4,827   |
| 54 | 浅野  | R4.6.27(月) | 通信費 KDDI(携帯携帯電話代 浅野6月分 19,201-739=18,462    | 8 | 事務所費  | 通信費  | 18,462  | 50% | 9,231   |
| 55 | としま | R4.6.27(月) | 通信費 KDDI(携帯携帯電話代 としま6月分13,735-1,568=12,167  | 8 | 事務所費  | 通信費  | 12,167  | 50% | 6,083   |
| 56 | 浅野  | R4.6.30(木) | 事務所費 浅野事務所家賃(77,000)                        | 8 | 事務所費  | 事務所費 | 77,000  | 50% | 30,000  |
| 57 | 原   | R4.6.30(木) | 通信費 NTTファイナンス携帯電話・Wi-Fi 原6月分 12,720         | 8 | 事務所費  | 通信費  | 12,720  | 50% | 6,360   |
| 58 |     | R4.7.4(月)  | リコーリース(株)カラー複合機リース料22回目                     | 8 | 事務所費  |      | 10,230  |     | 10,230  |
| 59 |     | R4.7.12(火) | 聖教新聞販売店公明新聞 6月分                             | 5 | 資料購入費 |      | 1,887   |     | 1,887   |
| 60 |     | R4.7.12(火) | 働きかんしサーバー利用料5月分、みずほ振込手数料                    | 6 | 広報広聴費 |      | 3,520   |     | 3,520   |
| 61 |     | R4.7.12(火) | ディノプリント・セキヤ区議団ニュースの印刷第520号、振込料              | 6 | 広報広聴費 |      | 462,792 |     | 462,792 |
| 62 |     | R4.7.12(火) | 働きかんし新サーバーへのデータ移転、振込手数料                     | 6 | 広報広聴費 |      | 55,220  |     | 55,220  |
| 63 |     | R4.7.12(火) | 働ジョイコム通信契約利用料(2022/4~6月迄)振込手数料含             | 8 | 事務所費  |      | 20,664  |     | 20,664  |
| 64 |     | R4.7.19(火) | (株)日本旅行第64回自治体学校in松本、高橋視聴による出席者負担金、振込手数料    | 2 | 研修費   |      | 14,220  |     | 14,220  |
| 65 |     | R4.7.19(火) | リコージャパン(株)コピー機チャージ料金、振込手数料                  | 8 | 事務所費  |      | 7,313   |     | 7,313   |
| 66 |     | R4.7.19(火) | (株)日本教育新聞社日本教育新聞'22.4月~6月、払込手数料             | 5 | 資料購入費 |      | 8,360   |     | 8,360   |
| 67 | 山下  | R4.7.19(火) | 通信費 ソフトバンク(株)携帯電話代 山下6月分18,734-5,063=13,671 | 8 | 事務所費  | 通信費  | 13,671  | 50% | 6,835   |
| 68 |     | R4.7.20(水) | 都政新報社 定期購読都政新報(2022年5月~2022年10月)、払込手数料      | 5 | 資料購入費 |      | 11,510  |     | 11,510  |

|     |     |            |   |   |       |      |         |     |         |
|-----|-----|------------|---|---|-------|------|---------|-----|---------|
| 69  |     | R4.7.23(土) | (特)自治体研究社デジタル改革とイノベーション創成、デジタル改革と個人生活の行方、人口減少時代の自治体改革 | 5 | 資料購入費 |      | 3,000   |     | 3,000   |
| 70  |     | R4.7.24(日) | (特)自治体研究社デジタル改革とイノベーション創成、デジタル改革と個人生活の行方、人口減少時代の自治体改革 | 5 | 資料購入費 |      | 6,100   |     | 6,100   |
| 71  | としま | R4.7.25(月) | 事務所費 としま事務所家賃(75,000)                                 | 8 | 事務所費  | 事務所費 | 75,000  | 50% | 30,000  |
| 72  | 山下  | R4.7.25(月) | 事務所費 山下事務所家賃(100,000)                                 | 8 | 事務所費  | 事務所費 | 100,000 | 50% | 30,000  |
| 73  | 浅野  | R4.7.25(月) | 通信費 KDDI(株)携帯電話代 浅野7月分 19,247-739=18,508              | 8 | 事務所費  | 通信費  | 18,508  | 50% | 9,254   |
| 74  | としま | R4.7.25(月) | 通信費 KDDI(株)携帯電話代 としま7月分24,161-12,548=11,613           | 8 | 事務所費  | 通信費  | 11,613  | 50% | 5,806   |
| 75  |     | R4.7.25(月) | 聖教新聞販売店公明新聞 7月分                                       | 5 | 資料購入費 |      | 1,887   |     | 1,887   |
| 76  | 原   | R4.7.25(月) | 事務所費 原事務所家賃(60,000)                                   | 8 | 事務所費  | 事務所費 | 60,000  | 50% | 30,000  |
| 77  |     | R4.7.26(火) | 資料購入費 しんぶん赤旗新聞代 7月分                                   | 5 | 資料購入費 |      | 4,827   |     | 4,827   |
| 78  |     | R4.7.26(火) | 委託費 井手静代情報処理、政務活動費関係書類作成、調整等、アンケート集計                  | 1 | 調査研究費 |      | 120,000 |     | 120,000 |
| 79  | 高柳  | R4.7.29(金) | 事務所費 高柳事務所家賃(62,000)                                  | 8 | 事務所費  | 事務所費 | 62,000  | 50% | 30,000  |
| 80  | 浅野  | R4.7.30(土) | 事務所費 浅野事務所家賃(77,000)                                  | 8 | 事務所費  | 事務所費 | 77,000  | 50% | 30,000  |
| 81  | 原   | R4.8.1(月)  | 通信費 NTTファイナンス携帯電話・Wi-Fi 原7月分 12,225                   | 8 | 事務所費  | 通信費  | 12,225  | 50% | 6,112   |
| 82  |     | R4.8.4(木)  | リコーリース(株)カラー複合機リース料23回目                               | 8 | 事務所費  |      | 10,230  |     | 10,230  |
| 83  |     | R4.8.16(火) | リコージャパン(株)コピー機チャージ料金、振込手数料                            | 8 | 事務所費  |      | 3,520   |     | 3,520   |
| 84  | 山下  | R4.8.16(火) | 通信費 ソフトバンク(株)携帯電話代 山下7月分17,094-5,063=12,031           | 8 | 事務所費  | 通信費  | 12,031  | 50% | 6,015   |
| 85  |     | R4.8.23(火) | 委託費 井手静代情報処理、政務活動費関係書類作成、調整等                          | 1 | 調査研究費 |      | 70,000  |     | 70,000  |
| 86  | としま | R4.8.25(木) | 事務所費 としま事務所家賃(75,000)                                 | 8 | 事務所費  | 事務所費 | 75,000  | 50% | 30,000  |
| 87  | 山下  | R4.8.25(木) | 事務所費 山下事務所家賃(100,000)                                 | 8 | 事務所費  | 事務所費 | 100,000 | 50% | 30,000  |
| 88  | 浅野  | R4.8.25(木) | 通信費 KDDI(株)携帯電話代 浅野8月分 18,232-739=17,493              | 8 | 事務所費  | 通信費  | 17,493  | 50% | 8,746   |
| 89  |     | R4.8.25(木) | 聖教新聞販売店公明新聞 8月分                                       | 5 | 資料購入費 |      | 1,887   |     | 1,887   |
| 90  | としま | R4.8.25(木) | 通信費 KDDI(株)携帯電話代 としま8月分14,204-2,548=11,656            | 8 | 事務所費  | 通信費  | 11,656  | 50% | 5,828   |
| 91  |     | R4.8.25(木) | 事務所費 原事務所家賃(60,000)                                   | 8 | 事務所費  | 事務所費 | 60,000  | 50% | 30,000  |
| 92  | 高柳  | R4.8.26(金) | 資料購入費 しんぶん赤旗新聞代 8月分                                   | 5 | 資料購入費 |      | 4,827   |     | 4,827   |
| 93  | 原   | R4.8.30(火) | 事務所費 高柳事務所家賃(62,000)                                  | 8 | 事務所費  | 事務所費 | 60,000  | 50% | 30,000  |
| 94  | 浅野  | R4.8.31(水) | 事務所費 浅野事務所家賃(77,000)                                  | 8 | 事務所費  | 事務所費 | 77,000  | 50% | 30,000  |
| 95  |     | R4.8.31(水) | 山下ビジネス山下ビジネス Wクリップ                                    | 8 | 事務所費  |      | 1,107   |     | 1,107   |
| 96  | 原   | R4.8.31(水) | 通信費 NTTファイナンス携帯電話・Wi-Fi 原8月分 12,109                   | 8 | 事務所費  | 通信費  | 12,109  | 50% | 6,054   |
| 97  |     | R4.9.5(月)  | リコーリース(株)カラー複合機リース料24回目                               | 8 | 事務所費  |      | 10,230  |     | 10,230  |
| 98  |     | R4.9.12(月) | (株)日本教育新聞社日本教育新聞'22.7月~9月、振込手数料                       | 5 | 資料購入費 |      | 8,470   |     | 8,470   |
| 99  |     | R4.9.12(月) | リコージャパン(株)コピー機チャージ料金、振込手数料                            | 8 | 事務所費  |      | 7,742   |     | 7,742   |
| 100 | 山下  | R4.9.16(金) | 通信費 ソフトバンク(株)携帯電話代 山下8月分17,244-5,063=12,181           | 8 | 事務所費  | 通信費  | 12,181  | 50% | 6,090   |
| 101 |     | R4.9.20(火) | すみだ女性センター-10/9区政懇談会 会場使用料                             | 6 | 広報広聴費 |      | 5,900   |     | 5,900   |
| 102 | としま | R4.9.22(木) | 事務所費 としま事務所家賃(75,000)                                 | 8 | 事務所費  | 事務所費 | 75,000  | 50% | 30,000  |
| 103 | 山下  | R4.9.22(木) | 事務所費 山下事務所家賃(100,000)                                 | 8 | 事務所費  | 事務所費 | 100,000 | 50% | 30,000  |

|     |     |             |  |   |       |      |         |     |         |
|-----|-----|-------------|--|---|-------|------|---------|-----|---------|
| 104 |     | R4.9.25(日)  | 資料購入費 しんぶん赤旗新聞代 9月分                          | 5 | 資料購入費 |      | 4,827   |     | 4,827   |
| 105 | 高柳  | R4.9.26(月)  | 事務所費 高柳事務所家賃(62,000)                         | 8 | 事務所費  | 事務所費 | 62,000  | 50% | 30,000  |
| 106 | としま | R4.9.26(月)  | 通信費 KDDI(携帯電話代) としま9月分14,359-2,548=11,811    | 8 | 事務所費  | 通信費  | 11,811  | 50% | 5,905   |
| 107 | 浅野  | R4.9.26(月)  | 通信費 KDDI(携帯電話代) 浅野9月分 17,988-739=17,249      | 8 | 事務所費  | 通信費  | 17,249  | 50% | 8,624   |
| 108 |     | R4.9.26(月)  | 事務所費 原事務所家賃(60,000)                          | 8 | 事務所費  | 事務所費 | 60,000  | 50% | 30,000  |
| 109 |     | R4.9.27(火)  | 委託費 井手静代情報処理、政務活動費関係書類作成、調整等                 | 1 | 調査研究費 |      | 70,000  |     | 70,000  |
| 110 | 浅野  | R4.9.30(金)  | 事務所費 浅野事務所家賃(77,000)                         | 8 | 事務所費  | 事務所費 | 77,000  | 50% | 30,000  |
| 111 | 原   | R4.9.30(金)  | 通信費 NTTファイナンス携帯電話・Wi-Fi 原9月分 27,724          | 8 | 事務所費  | 通信費  | 27,724  | 50% | 13,862  |
| 112 |     | R4.10.4(火)  | リコーリース(株)カラー複合機リース料25回目                      | 8 | 事務所費  |      | 10,230  |     | 10,230  |
| 113 |     | R4.10.4(火)  | 読売PR 折込区議団ニュースNo.521号折込料、振込手数料               | 6 | 広報広聴費 |      | 150,370 |     | 150,370 |
| 114 |     | R4.10.7(金)  | 日本郵便(株)区議団ニュース 521号 226通×@73                 | 6 | 広報広聴費 |      | 16,498  |     | 16,498  |
| 115 |     | R4.10.7(金)  | 日本郵便(株)区議団ニュース 521号 135通×@73、@84×50、@94×5    | 6 | 広報広聴費 |      | 14,525  |     | 14,525  |
| 116 |     | R4.10.11(火) | 聖教新聞販売店公明新聞 9月分                              | 5 | 資料購入費 |      | 1,887   |     | 1,887   |
| 117 |     | R4.10.17(月) | リコージャパン(株)コピー機チャージ料金、振込手数料                   | 8 | 事務所費  |      | 8,462   |     | 8,462   |
| 118 | 山下  | R4.10.17(月) | 通信費 ソフトバンク(株)携帯電話代 山下9月分16,733-5,105=11,628  | 8 | 事務所費  | 通信費  | 11,628  | 50% | 5,814   |
| 119 |     | R4.10.18(火) | ディノプリント・セキヤ区議団ニュースの印刷第521号、振込料               | 6 | 広報広聴費 |      | 252,120 |     | 252,120 |
| 120 | 高柳  | R4.10.25(火) | 事務所費 高柳事務所家賃(62,000)                         | 8 | 事務所費  | 事務所費 | 62,000  | 50% | 30,000  |
| 121 | としま | R4.10.25(火) | 事務所費 としま事務所家賃(75,000)                        | 8 | 事務所費  | 事務所費 | 75,000  | 50% | 30,000  |
| 122 |     | R4.10.25(火) | 資料購入費 しんぶん赤旗新聞代 10月分                         | 5 | 資料購入費 |      | 4,827   |     | 4,827   |
| 123 | 浅野  | R4.10.25(火) | 通信費 KDDI(携帯電話代) 浅野10月分 18,184-739=17,445     | 8 | 事務所費  | 通信費  | 17,445  | 50% | 8,722   |
| 124 | としま | R4.10.25(火) | 通信費 KDDI(携帯電話代) としま10月分34,678-23,038=11,640  | 8 | 事務所費  | 通信費  | 11,640  | 50% | 5,820   |
| 125 | 原   | R4.10.25(火) | 事務所費 原事務所家賃(60,000)                          | 8 | 事務所費  | 事務所費 | 60,000  | 50% | 30,000  |
| 126 | 山下  | R4.10.28(水) | 事務所費 山下事務所家賃(100,000)                        | 8 | 事務所費  | 事務所費 | 100,000 | 50% | 30,000  |
| 127 | 原   | R4.10.31(月) | 通信費 NTTファイナンス携帯電話・Wi-Fi 原10月分 17,528         | 8 | 事務所費  | 通信費  | 17,528  | 50% | 8,764   |
| 128 |     | R4.11.2(水)  | 読売(株)通信契約利用料(2022/7~9月迄)振込手数料含               | 8 | 事務所費  |      | 20,664  |     | 20,664  |
| 129 |     | R4.11.4(金)  | リコーリース(株)カラー複合機リース料26回目                      | 8 | 事務所費  |      | 10,230  |     | 10,230  |
| 130 |     | R4.11.7(月)  | リコージャパン(株)コピー機チャージ料金、振込手数料                   | 8 | 事務所費  |      | 9,277   |     | 9,277   |
| 131 |     | R4.11.15(火) | 聖教新聞販売店公明新聞 10月分                             | 5 | 資料購入費 |      | 1,887   |     | 1,887   |
| 132 | 山下  | R4.11.16(水) | 通信費 ソフトバンク(株)携帯電話代 山下10月分20,603-5,079=15,524 | 8 | 事務所費  | 通信費  | 15,524  | 50% | 7,762   |
| 133 |     | R4.11.18(金) | ヨドバシカメラマイクロソフトオフィスHOME&Business              | 8 | 事務所費  |      | 38,280  |     | 38,280  |
| 134 |     | R4.11.18(金) | ヨドバシカメラソフトウェアインストール                          | 8 | 事務所費  |      | 3,300   |     | 3,300   |
| 135 |     | R4.11.22(火) | 委託費 井手静代情報処理、政務活動費関係書類作成、調整等                 | 1 | 調査研究費 |      | 70,000  |     | 70,000  |
| 136 |     | R4.11.25(金) | 東京カラー印刷(株)区議団ニュース11、12月号号外印刷、給食費無償化          | 6 | 広報広聴費 |      | 113,670 |     | 113,670 |
| 137 | 高柳  | R4.11.25(金) | 事務所費 高柳事務所家賃(62,000)                         | 8 | 事務所費  | 事務所費 | 62,000  | 50% | 30,000  |
| 138 | としま | R4.11.25(金) | 事務所費 としま事務所家賃(75,000)                        | 8 | 事務所費  | 事務所費 | 75,000  | 50% | 30,000  |

|     |     |             |  |   |       |      |         |     |         |
|-----|-----|-------------|--|---|-------|------|---------|-----|---------|
| 139 | 山下  | R4.11.25(金) | 事務所費 山下事務所家賃(100,000)                        | 8 | 事務所費  | 事務所費 | 100,000 | 50% | 30,000  |
| 140 |     | R4.11.25(金) | 資料購入費 しんぶん赤旗新聞代 11月分                         | 5 | 資料購入費 |      | 4,827   |     | 4,827   |
| 141 | としま | R4.11.25(金) | 通信費 KDDI(携帯電話代) としま11月分14,213-2,548=11,665   | 8 | 事務所費  | 通信費  | 11,665  | 50% | 5,832   |
| 142 | 浅野  | R4.11.25(金) | 通信費 KDDI(携帯電話代) 浅野11月分 18,189-739=17,450     | 8 | 事務所費  | 通信費  | 17,450  | 50% | 8,725   |
| 143 | 原   | R4.11.25(金) | 事務所費 原事務所家賃(60,000)                          | 8 | 事務所費  | 事務所費 | 60,000  | 50% | 30,000  |
| 144 | 浅野  | R4.11.29(火) | 事務所費 浅野事務所家賃(77,000)                         | 8 | 事務所費  | 事務所費 | 77,000  | 50% | 30,000  |
| 145 | 浅野  | R4.11.30(水) | 事務所費 浅野事務所家賃(77,000)                         | 8 | 事務所費  | 事務所費 | 77,000  | 50% | 30,000  |
| 146 |     | R4.12.5(月)  | リコーリース(株)カラー複合機リース料27回目                      | 8 | 事務所費  |      | 10,230  |     | 10,230  |
| 147 |     | R4.12.7(水)  | リコージャパン(株)コピー機チャージ料金、振込手数料                   | 8 | 事務所費  |      | 12,113  |     | 12,113  |
| 148 |     | R4.12.9(金)  | 墨田民主商工会墨田民主商工会 商工新聞22.4~23.3迄                | 5 | 資料購入費 |      | 9,600   |     | 9,600   |
| 149 | 山下  | R4.12.16(金) | 通信費 ソフトバンク(株)携帯電話代 山下11月分15,614-5,069=10,545 | 8 | 事務所費  | 通信費  | 10,545  | 50% | 5,272   |
| 150 |     | R4.12.20(火) | 読売PR 折込区議団ニュースNo.522号折込料、振込手数料               | 6 | 広報広聴費 |      | 147,290 |     | 147,290 |
| 151 |     | R4.12.20(火) | 委託費 井手静代情報処理、政務活動費関係書類作成、調整等                 | 1 | 調査研究費 |      | 70,000  |     | 70,000  |
| 152 | としま | R4.12.23(金) | 事務所費 としま事務所家賃(75,000)                        | 8 | 事務所費  | 事務所費 | 75,000  | 50% | 30,000  |
| 153 | 山下  | R4.12.23(金) | 事務所費 山下事務所家賃(100,000)                        | 8 | 事務所費  | 事務所費 | 100,000 | 50% | 30,000  |
| 154 |     | R4.12.23(金) | 日本郵便(株)区議団ニュース 522号 228通×@73                 | 6 | 広報広聴費 |      | 16,644  |     | 16,644  |
| 155 |     | R4.12.23(金) | 日本郵便(株)区議団ニュース 522号 135通×@73、@84×50、@94×5    | 6 | 広報広聴費 |      | 14,525  |     | 14,525  |
| 156 |     | R4.12.23(金) | 日朝協会墨田支部購読料'22/1月~12月新聞代                     | 5 | 資料購入費 |      | 3,600   |     | 3,600   |
| 157 | としま | R4.12.26(月) | 通信費 KDDI(携帯電話代) としま12月分14,206-2,548=11,658   | 8 | 事務所費  | 通信費  | 11,658  | 50% | 5,829   |
| 158 | 原   | R4.12.26(月) | 事務所費 原事務所家賃(60,000)                          | 8 | 事務所費  | 事務所費 | 60,000  | 50% | 30,000  |
| 159 |     | R4.12.27(火) | ディノプリント・セキヤ区議団ニュースの印刷第522号・封筒、振込料            | 6 | 広報広聴費 |      | 260,139 |     | 260,139 |
| 160 |     | R4.12.27(火) | ㈱ジェイコム通信契約利用料(2022/10~12月迄)振込手数料含            | 8 | 事務所費  |      | 20,664  |     | 20,664  |
| 161 |     | R4.12.27(火) | 聖教新聞販売店公明新聞 11月分                             | 5 | 資料購入費 |      | 1,887   |     | 1,887   |
| 162 |     | R4.12.27(火) | 聖教新聞販売店公明新聞 12月分                             | 5 | 資料購入費 |      | 1,887   |     | 1,887   |
| 163 |     | R4.12.27(火) | (株)日本教育新聞社日本教育新聞'22.10月~12月、払込手数料            | 5 | 資料購入費 |      | 8,360   |     | 8,360   |
| 164 |     | R4.12.27(火) | 全国保育園団体連絡会月刊『保育情報』'23.1月~12月号、払込手数料          | 5 | 資料購入費 |      | 8,510   |     | 8,510   |
| 165 | 高柳  | R4.12.29(木) | 事務所費 高柳事務所家賃(62,000)                         | 8 | 事務所費  | 事務所費 | 62,000  | 50% | 30,000  |
| 166 |     | R5.1.4(水)   | リコーリース(株)カラー複合機リース料28回目                      | 8 | 事務所費  |      | 10,230  |     | 10,230  |
| 167 | 高柳  | R5.1.4(水)   | 通信費 NTTファイナンス高柳 携帯電話12月分 10,238-3,763=6,475  | 8 | 事務所費  | 通信費  | 6,475   | 50% | 3,237   |
| 168 | 原   | R5.1.4(水)   | 通信費 NTTファイナンス携帯電話・Wi-Fi 原12月分 16,486         | 8 | 事務所費  | 通信費  | 16,486  | 50% | 8,243   |
| 169 |     | R5.1.12(木)  | 資料購入費 しんぶん赤旗新聞代 12月分                         | 5 | 資料購入費 |      | 4,827   |     | 4,827   |
| 170 |     | R5.1.12(木)  | 資料購入費 しんぶん赤旗新聞代 1月分                          | 5 | 資料購入費 |      | 4,827   |     | 4,827   |
| 171 | 山下  | R5.1.16(月)  | 通信費 ソフトバンク(株)携帯電話代 山下12月分15,601-5,062=10,539 | 8 | 事務所費  | 通信費  | 10,539  | 50% | 5,269   |
| 172 |     | R5.1.24(火)  | 郵政新報社 定期購読都政新報(2022年11月~2023年7月)、払込手数料       | 5 | 資料購入費 |      | 16,670  |     | 16,670  |
| 173 |     | R5.1.24(火)  | (株)きかんしホームページ更新料、振込手数料                       | 6 | 広報広聴費 |      | 7,920   |     | 7,920   |

|     |     |            |   |   |       |      |         |     |         |
|-----|-----|------------|---|---|-------|------|---------|-----|---------|
| 174 |     | R5.1.24(火) | リコージャパン(株)コピー機チャージ料金、払込手数料                  | 8 | 事務費   |      | 19,064  |     | 19,064  |
| 175 |     | R5.1.24(火) | 委託費 井手静代情報処理、政務活動費関係書類作成、調整等                | 1 | 調査研究費 |      | 70,000  |     | 70,000  |
| 176 | としま | R5.1.25(水) | 通信費 KDDI(携帯)電話代 としま1月分14,300-2,648=11,652   | 8 | 事務費   | 通信費  | 11,652  | 50% | 5,826   |
| 177 | 原   | R5.1.25(水) | 事務所費 原事務所家賃(60,000)                         | 8 | 事務費   | 事務所費 | 60,000  | 50% | 30,000  |
| 178 | 高柳  | R5.1.26(木) | 事務所費 高柳事務所家賃(62,000)                        | 8 | 事務費   | 事務所費 | 62,000  | 50% | 30,000  |
| 179 | 山下  | R5.1.26(木) | 事務所費 山下事務所家賃(100,000)                       | 8 | 事務費   | 事務所費 | 100,000 | 50% | 30,000  |
| 180 | としま | R5.1.26(木) | 事務所費 としま事務所家賃(75,000)                       | 8 | 事務費   | 事務所費 | 75,000  | 50% | 30,000  |
| 181 |     | R5.1.31(火) | すみだ女性センター2/18区政懇談会 会場使用料                    | 6 | 広報広聴費 |      | 5,900   |     | 5,900   |
| 182 |     | R5.1.31(火) | 日本郵便(株)2/18区政懇 38通×@84                      | 6 | 広報広聴費 |      | 3,192   |     | 3,192   |
| 183 | 高柳  | R5.1.31(火) | 通信費 NTTファイナンス高柳 携帯電話1月分 10,289-3,763=6,526  | 8 | 事務費   | 通信費  | 6,526   | 50% | 3,263   |
| 184 | 原   | R5.1.31(火) | 通信費 NTTファイナンス携帯電話・Wi-Fi 原1月分 15,387         | 8 | 事務費   | 通信費  | 15,387  | 50% | 7,693   |
| 185 |     | R5.2.2(木)  | 聖教新聞販売店公明新聞 1月分                             | 5 | 資料購入費 |      | 1,887   |     | 1,887   |
| 186 |     | R5.2.6(月)  | リコーリース(株)カラー複合機リース料29回目                     | 8 | 事務費   |      | 10,230  |     | 10,230  |
| 187 |     | R5.2.7(火)  | リコージャパン(株)コピー機チャージ料金、払込手数料                  | 8 | 事務費   |      | 9,759   |     | 9,759   |
| 188 |     | R5.2.7(火)  | (株)読売PR 折込区議団ニュースNo.523号折込料、振込手数料           | 6 | 広報広聴費 |      | 147,290 |     | 147,290 |
| 189 |     | R5.2.14(火) | (有)時潮社ゆたかなくらし'23/4~'24/3 払込手数料              | 5 | 資料購入費 |      | 11,533  |     | 11,533  |
| 190 | 山下  | R5.2.16(木) | 通信費 ソフトバンク(株)携帯電話代 山下1月分15,614-5,069=10,545 | 8 | 事務費   | 通信費  | 10,545  | 50% | 5,272   |
| 191 |     | R5.2.17(金) | 資料購入費 しんぶん赤旗新聞代 2月分                         | 5 | 資料購入費 |      | 4,827   |     | 4,827   |
| 192 |     | R5.2.21(火) | ディノプリント・セキヤ区議団ニュースの印刷第523号・封筒、振込料           | 6 | 広報広聴費 |      | 262,339 |     | 262,339 |
| 193 |     | R5.2.21(火) | 委託費 井手静代情報処理、政務活動費関係書類作成、調整等                | 1 | 調査研究費 |      | 70,000  |     | 70,000  |
| 194 | 原   | R5.2.22(水) | 事務所費 原事務所家賃(60,000)                         | 8 | 事務費   | 事務所費 | 60,000  | 50% | 30,000  |
| 195 | 山下  | R5.2.23(木) | 事務所費 山下事務所家賃(100,000)                       | 8 | 事務費   | 事務所費 | 100,000 | 50% | 30,000  |
| 196 | 高柳  | R5.2.24(金) | 事務所費 高柳事務所家賃(62,000)                        | 8 | 事務費   | 事務所費 | 62,000  | 50% | 30,000  |
| 197 | としま | R5.2.24(金) | 事務所費 としま事務所家賃(75,000)                       | 8 | 事務費   | 事務所費 | 75,000  | 50% | 30,000  |
| 198 | としま | R5.2.27(月) | 通信費 KDDI(携帯)電話代 としま2月分54,237-42,648=11,589  | 8 | 事務費   | 通信費  | 11,589  | 50% | 5,794   |
| 199 | 原   | R5.2.28(火) | 通信費 NTTファイナンス携帯電話・Wi-Fi 原2月分 13,756         | 8 | 事務費   | 通信費  | 13,756  | 50% | 6,878   |
| 200 |     | R5.3.6(月)  | リコーリース(株)カラー複合機リース料30回目                     | 8 | 事務費   |      | 10,230  |     | 10,230  |
| 201 |     | R5.3.9(木)  | 消費税をなくす会NO消費税 '23/4~'24/3、払込手数料             | 5 | 資料購入費 |      | 2,313   |     | 2,313   |
| 202 |     | R5.3.9(木)  | (株)日本教育新聞社日本教育新聞'23.1月~3月、払込手数料             | 5 | 資料購入費 |      | 8,360   |     | 8,360   |
| 203 |     | R5.3.9(木)  | リコージャパン(株)コピー機チャージ料金、払込手数料                  | 8 | 事務費   |      | 37,372  |     | 37,372  |
| 204 |     | R5.3.14(火) | 中小商工業研究所中小商工業研究 No.155~158 振込手数料            | 5 | 資料購入費 |      | 5,110   |     | 5,110   |
| 205 |     | R5.3.14(火) | (株)読売PR 折込区議団ニュースNo.524号折込料、振込手数料           | 6 | 広報広聴費 |      | 146,905 |     | 146,905 |
| 206 | 山下  | R5.3.16(木) | 通信費 ソフトバンク(株)携帯電話代 山下2月分15,610-5,078=10,532 | 8 | 事務費   | 通信費  | 10,532  | 50% | 5,266   |
| 207 |     | R5.3.20(月) | 資料購入費 しんぶん赤旗新聞代 3月分                         | 5 | 資料購入費 |      | 4,927   |     | 4,927   |
| 208 |     | R5.3.22(水) | 委託費 井手静代情報処理、政務活動費関係書類作成、調整等                | 1 | 調査研究費 |      | 70,000  |     | 70,000  |

|     |     |            |   |   |       |      |            |     |           |
|-----|-----|------------|---|---|-------|------|------------|-----|-----------|
| 209 | 山下  | R5.3.23(木) | 事務所費 山下事務所家賃(100,000)                       | 8 | 事務所費  | 事務所費 | 100,000    | 50% | 30,000    |
| 210 | としま | R5.3.24(金) | 事務所費 としま事務所家賃(75,000)                       | 8 | 事務所費  | 事務所費 | 75,000     | 50% | 30,000    |
| 211 | 高柳  | R5.3.24(金) | 事務所費 高柳事務所家賃(62,000)                        | 8 | 事務所費  | 事務所費 | 62,000     | 50% | 30,000    |
| 212 | 原   | R5.3.24(金) | 事務所費 原事務所家賃(60,000)                         | 8 | 事務所費  | 事務所費 | 60,000     | 50% | 30,000    |
| 213 | 高柳  | R5.3.27(月) | 通信費 NTTファイナンス高柳 携帯電話3月分 6,097-2,245=3,852   | 8 | 事務所費  | 通信費  | 3,852      | 50% | 1,926     |
| 214 | としま | R5.3.27(月) | 通信費 KDDI(携帯)携帯電話代 としま3月分14,770-2,648=12,122 | 8 | 事務所費  | 通信費  | 12,122     | 50% | 6,061     |
| 215 |     | R5.3.28(火) | 赤旗墨田出張所区議団ニュース、区政懇談会折込                      | 6 | 広報広聴費 |      | 35,200     |     | 35,200    |
| 216 |     | R5.3.28(火) | デノプリント・セキヤ区議団ニュースの印刷第524号、振込料               | 6 | 広報広聴費 |      | 252,719    |     | 252,719   |
| 217 |     | R5.3.28(火) | ㈱ジェイコム通信契約利用料(2023/1~3月迄)振込手数料含             | 8 | 事務所費  |      | 20,664     |     | 20,664    |
| 218 |     | R5.3.28(火) | ㈱きかんしホームページ更新料(一部)、振込手数料                    | 6 | 広報広聴費 |      | 165,220    |     | 165,220   |
| 219 |     | R5.3.31(金) | 聖教新聞販売店公明新聞 2月分                             | 5 | 資料購入費 |      | 1,887      |     | 1,887     |
| 220 |     | R5.3.31(金) | 聖教新聞販売店公明新聞 3月分                             | 5 | 資料購入費 |      | 1,887      |     | 1,887     |
| 221 |     | R5.3.31(金) | 資料作成費吉沢敬一 区議団ニュース原稿料                        | 4 | 資料作成費 |      | 30,000     |     | 30,000    |
| 222 | 原   | R5.3.31(金) | 通信費 NTTファイナンス携帯電話・Wi-Fi 原3月分 14,566         | 8 | 事務所費  | 通信費  | 14,566     | 50% | 7,283     |
| 合計  |     |            |   |   |       |      | 10,556,945 |     | 7,789,543 |

| 費目別集計     | 請求額         | 備考 |
|-----------|-------------|----|
| 1 調査研究費   | / 820,000   |    |
| 2 研修費     | / 14,220    |    |
| 3 会議費     | / 0         |    |
| 4 資料作成費   | / 30,000    |    |
| 5 資料購入費   | / 219,724   |    |
| 6 広報広聴費   | / 4,341,148 |    |
| 7 要請陳情活動費 | / 0         |    |
| 8 事務所費    | / 2,364,451 |    |
| 9 人件費     | / 0         |    |
| 合計        | 7,789,543   | /  |



備品台帳

項目：事務費

| 備品番号 | 品名      | 規格                   | 金額(円)     | 数量(台・個) | 取得日<br>消滅日 | 処理区分<br>(購入・リース) | 会派名             |                       | 備考 |
|------|---------|----------------------|-----------|---------|------------|------------------|-----------------|-----------------------|----|
|      |         |                      |           |         |            |                  | 設置場所等<br>(使用者等) | 購入先等<br>(社名、住所、電話番号等) |    |
| E-1  | デジタルカメラ | FinePix S8000fd      | 61,350    | 1       | H19.9.26   | 購入               | 区議団控室           | ヨドバシカメラ 錦糸町店          |    |
| E-2  | パソコン2台  | LL850/K LaVie Vista  | 366,568   | 2       | H19.10.12  | 購入               | 区議団控室           | ヨドバシカメラ 錦糸町店          |    |
|      |         |                      |           |         | H27.6.2    | リース              |                 |                       |    |
| E-3  | パソコン2台  | LL850/K LaVie Vista  | 386,568   | 2       | H19.11.27  | 購入               | 区議団控室           | ヨドバシカメラ 錦糸町店          |    |
|      |         |                      |           |         | H29.7.21   | リース              |                 |                       |    |
| E-4  | パソコン    | VALUSTAR VE570/WG    | 129,048   | 1       | H22.5.18   | 購入               | 区議団控室           | ヨドバシカメラ 錦糸町店          |    |
|      |         |                      |           |         | R3.3.31    | リース              |                 |                       |    |
| E-5  | 拡大プリンタ  | EPSON PX-F8000       | 292,425   | 1       | H22.11.1   | 購入               | 区議団控室           | 総合商社ベンキョウドー(株)        |    |
|      |         |                      |           |         |            | リース              |                 |                       |    |
| E-6  | 放射線測定器  | Dose RAE2            | 67,740    | 1       | H23.6.22   | 購入               | 区議団控室           | エックスブレレンズ             |    |
|      |         |                      |           |         |            | リース              |                 |                       |    |
| E-7  | カラー複合機  | TASKalfa3050ci       | 1,052,100 | 1       | H23.9.20   | 購入               | 区議団控室           | 総合商社ベンキョウドー(株)        |    |
|      |         |                      |           |         | R2.10.2    | リース              |                 |                       |    |
| E-8  | パソコン    | PC-VY22AFZ76         | 84,000    | 1       | H23.9.30   | 購入               | 区議団控室           | 総合商社ベンキョウドー(株)        |    |
|      |         |                      |           |         | H26.5.2    | リース              |                 |                       |    |
| E-9  | モバイル    | Surface™             | 55,376    | 1       | H25.10.7   | 購入               | 区議団控室           | ヨドバシカメラ 錦糸町店          |    |
|      |         |                      |           |         |            | リース              |                 |                       |    |
| E-10 | パソコン    | VALUSTAR LL750RSW-YC | 153,000   | 1       | H26.5.2    | 購入               | 区議団控室           | ヨドバシカメラ 錦糸町店          |    |
|      |         |                      |           |         |            | リース              |                 |                       |    |

|      |                         |                                  |                   |        |          |           |       |               |  |
|------|-------------------------|----------------------------------|-------------------|--------|----------|-----------|-------|---------------|--|
| E-11 | パソコン                    | dynabook PD71PWP-BHA             | 143,660           | 1      | H27.6.2  | 購入<br>リース | 区議団控室 | ヨドバシカメラ錦糸町店   |  |
| E-12 | パソコン                    | LaVie NS700GAB-YC                | 169,800           | 1      | H29.7.21 | 購入<br>リース | 区議団控室 | ヨドバシカメラ錦糸町店   |  |
| E-13 | パソコン                    | LaVie NS700GAB-YC                | 169,800           | 1      | H29.7.21 | 購入<br>リース | 区議団控室 | ヨドバシカメラ錦糸町店   |  |
| E-14 | パソコン                    | DEL N145-7NHBB                   | 107,521           | 1      | H29.8.2  | 購入<br>リース | 区議団控室 | ヨドバシカメラ錦糸町店   |  |
| E-15 | シュレッダー                  | ファースト 425Ci-2                    | 356,400           | 1      | H30.9.21 | 購入<br>リース | 区議団控室 | ㈱天昇堂          |  |
| E-16 | カラー複合機                  | RICOH IM C3500F                  | 488,000           | 1      | R2.10.2  | 購入<br>リース | 区議団控室 | リコージャパン(株)    |  |
| E-17 | タブレット                   | MHQ3J/A                          | 106,800           | 1      | R4.3.8   | 購入<br>リース | 区議団控室 | ヨドバシカメラ錦糸町店   |  |
| E-18 | カメラ (ミラーレス一眼)           | ILCE6400Y                        | 137,280           | 1      | R4.3.16  | 購入<br>リース | 区議団控室 | (株)ノジマ        |  |
| E-19 | カメラアダプターキット             | XLRK3M                           | 61,600            | 1      | R4.3.23  | 購入<br>リース | 区議団控室 | (株)ノジマ        |  |
| E-20 | タブレット<br>Magic keyboard | Apple MHNN3J/A<br>Apple MJQK3J/A | 427,600<br>83,160 | 2<br>2 | R4.3.31  | 購入<br>リース | 区議団控室 | ヨドバシカメラAKIBA店 |  |



作成日 2020年 10月 21日

(2/2頁)

|      |                |
|------|----------------|
| 契約番号 | A075453007-000 |
| 契約者名 | 日本共産党墨田区議会議員団  |
| 契約種類 | リース            |

〈お問合わせ先〉  
リコーリース株式会社  
第一業務部

TEL 03-6204-0640

(金額単位：円)

| 回数 | お支払年月日    | お支払金額 | 消費税等 | 合計 (税込) | お支払金額合計 (税込) | お支払後残高 (税込) |
|----|-----------|-------|------|---------|--------------|-------------|
| 25 | 2022/10/4 | 9300  | 930  | 10230   | 10230        | 358050      |
| 26 | 2022/11/4 | 9300  | 930  | 10230   | 10230        | 347820      |
| 27 | 2022/12/4 | 9300  | 930  | 10230   | 10230        | 337590      |
| 28 | 2023/1/4  | 9300  | 930  | 10230   | 10230        | 327360      |
| 29 | 2023/2/4  | 9300  | 930  | 10230   | 10230        | 317130      |
| 30 | 2023/3/4  | 9300  | 930  | 10230   | 10230        | 306900      |
| 31 | 2023/4/4  | 9300  | 930  | 10230   | 10230        | 296670      |
| 32 | 2023/5/4  | 9300  | 930  | 10230   | 10230        | 286440      |
| 33 | 2023/6/4  | 9300  | 930  | 10230   | 10230        | 276210      |
| 34 | 2023/7/4  | 9300  | 930  | 10230   | 10230        | 265980      |
| 35 | 2023/8/4  | 9300  | 930  | 10230   | 10230        | 255750      |
| 36 | 2023/9/4  | 9300  | 930  | 10230   | 10230        | 245520      |
| 37 | 2023/10/4 | 9300  | 930  | 10230   | 10230        | 235290      |
| 38 | 2023/11/4 | 9300  | 930  | 10230   | 10230        | 225060      |
| 39 | 2023/12/4 | 9300  | 930  | 10230   | 10230        | 214830      |
| 40 | 2024/1/4  | 9300  | 930  | 10230   | 10230        | 204600      |
| 41 | 2024/2/4  | 9300  | 930  | 10230   | 10230        | 194370      |
| 42 | 2024/3/4  | 9300  | 930  | 10230   | 10230        | 184140      |
| 43 | 2024/4/4  | 9300  | 930  | 10230   | 10230        | 173910      |
| 44 | 2024/5/4  | 9300  | 930  | 10230   | 10230        | 163680      |
| 45 | 2024/6/4  | 9300  | 930  | 10230   | 10230        | 153450      |
| 46 | 2024/7/4  | 9300  | 930  | 10230   | 10230        | 143220      |
| 47 | 2024/8/4  | 9300  | 930  | 10230   | 10230        | 132990      |
| 48 | 2024/9/4  | 9300  | 930  | 10230   | 10230        | 122760      |
| 49 | 2024/10/4 | 9300  | 930  | 10230   | 10230        | 112530      |
| 50 | 2024/11/4 | 9300  | 930  | 10230   | 10230        | 102300      |
| 51 | 2024/12/4 | 9300  | 930  | 10230   | 10230        | 92070       |
| 52 | 2025/1/4  | 9300  | 930  | 10230   | 10230        | 81840       |
| 53 | 2025/2/4  | 9300  | 930  | 10230   | 10230        | 71610       |
| 54 | 2025/3/4  | 9300  | 930  | 10230   | 10230        | 61380       |
| 55 | 2025/4/4  | 9300  | 930  | 10230   | 10230        | 51150       |
| 56 | 2025/5/4  | 9300  | 930  | 10230   | 10230        | 40920       |
| 57 | 2025/6/4  | 9300  | 930  | 10230   | 10230        | 30690       |
| 58 | 2025/7/4  | 9300  | 930  | 10230   | 10230        | 20460       |
| 59 | 2025/8/4  | 9300  | 930  | 10230   | 10230        | 10230       |
| 60 | 2025/9/4  | 9300  | 930  | 10230   | 10230        | 0           |

1/4  
1/4  
1/4  
3/6  
4

第19期（2019年5月～）事務所・携帯番号

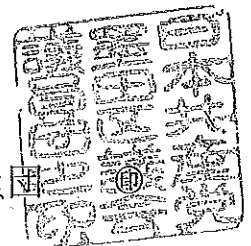
|        | 領収書番号 | 携帯電話番号     | 携帯電話番号     |
|--------|-------|------------|------------|
| 高柳 東彦  | 5     | [REDACTED] | [REDACTED] |
| 原 努    | 4     | [REDACTED] | [REDACTED] |
| としま 剛  | 3     |            | [REDACTED] |
| 浅野 清美  | 2     | [REDACTED] | [REDACTED] |
| 山下 ひろみ | 1     |            | [REDACTED] |

# 委託契約書

|                |  |                             |
|----------------|--|-----------------------------|
| 受託者            | ふりがな<br>氏名   | 井手静代                        |
|                | 住所   | 墨田区 [REDACTED] 区 [REDACTED] |
| 下記の委託条件で契約します。 |  |                             |
| 期間             | 令和4年4月1日から令和4年9月30日まで  |                             |
| 就業場所           | 区議団控室、必要に応じ自宅持ち帰りも可とする。  |                             |
| 仕事内容           | 事務経費の収支データ入力、領収書整理、実績報告書作成 36万<br>懇談会等の資料作成・印刷、団ニュース作業、政策調査・データ化、文書入出力 6万<br>アンケート集計等 5万 |                             |
| 委託金額           | 47万円   |                             |
| その他            |  |                             |

契約日 令和4年4月1日

委託者 日本共産党墨田区議会議員団



受託者 井手静代



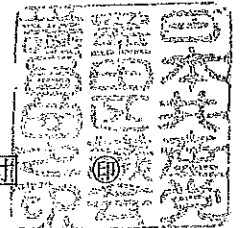
印

## 委 託 契 約 書

|                |                                     |   |
|----------------|-------------------------------------|---|
| 受<br>託<br>者    | ふりがな<br>氏 名                         | い で げ よ<br>井 手 静 代  |
|                | 住 所                                 | 墨田区 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> 区 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> |
| 下記の委託条件で契約します。 |                                     |   |
| 期 間            | 令和 4 年 10 月 1 日から 令和 5 年 3 月 31 日まで |   |
| 就業場所           | 区議団控室、必要に応じ自宅持ち帰りも可とする。             |   |
| 仕事内容           | 事務経費の収支データ入力、領収書整理、実績報告書作成 35万      |   |
| 委託金額           | 35万円                                |   |
| その他            |                                     |   |

契約日 令和 4 年 10 月 1 日

委託者 日本共産党墨田区議会議員団



受託者 井 手 静 代



印

## 事務所用建物賃貸借契約書

鈴木憲一（以下「甲」という）と高柳東彦（以下「乙」という）は、2015年6月8日付「高柳東彦事務所の工事費負担や家賃等に関する覚書」に基づき、事務所用建物賃貸借契約を、次のとおり締結した。


1. 甲はその所有する下記の建物を乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。
  - (1) 所在地等 東京都墨田区京島1-6-6-103 アトラスタワー曳舟
  - (2) 構造・床面積 鉄筋コンクリート造 33.10平方メートル
2. 賃貸借の期間は、2021年6月1日から2024年5月31日までの3年間とする。ただし、甲乙に特別な事情が生じない限り、2026年5月31日までは、事務所として賃貸借し、その後も更新できるものとする。
3. 乙は、本件建物を、日本共産党議員や後援会の事務所として使用するものとし、善良な管理者として、建物の適切な管理・運営を行う。
4. 賃料は、1か月金62,000円とし、乙は、毎月末日までにその翌月分を甲の指定する口座に振り込むものとする。ただし、経済事情の変動、管理費等や公租公課の増額などで不相当となったときは、甲乙協議の上、賃料を増減することができる。
5. 甲は、建物に関する管理費および修繕積立金、公租公課を負担し、乙は、電気や水道等の使用料、修繕費等を負担するものとする。
6. 乙は次の場合には、事前に甲の承諾を受けなければならない。
  - (1) 建物の模様替え、または造作など、大幅な工作をするとき。
  - (2) 賃借権の譲渡若しくは転貸、またはこれらに準ずる行為をするとき。
  - (3) 使用目的を変更するとき。
7. 乙は、本契約が終了したときは、甲と協議のうえ定めた期日までに自己の所有又は保管する備品等を自己の費用で収去し、甲に明け渡すものとする。
8. 甲及び乙は、信義に基づき本契約を履行するものとし、本契約に定めない事項が生じたとき、又は本契約の見直しが必要になった時には、誠意をもって甲乙間で協議し解決するものとする。

上記の通り契約が成立したので、本契約書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

2021年6月1日

甲



鈴木憲一 

乙

東京都墨田区京島2-9-1-1102

高柳東彦 



# 建物賃貸借契約書

賃貸人 堀口亮一 と賃借人 原 努 との間に、次のとおり建物賃貸借契約を締結します。

- 第一条 賃貸人はその所有する次に表示の建物を賃借人に賃貸し、賃借人はこれを賃借することを約します。  
建物の所在場所 東京都豊田区緑四丁目貳貳番五号
- 第二条 賃貸借の期間は式。式。年 五月 貳 日から式。式。年 四月 参。日までの年間とします。
- 第三条 賃料は毎月金 六千 円也とし、賃借人は毎月 日までに 翌 月分を賃貸人の住所に持参して支払うものとします。ただし、その賃料が経済事情の変動、公租公課の増額、近隣の家賃との比較等により不相当となったときは、賃貸人は、契約期間中であっても、賃料の増額の請求をすることが出来るものとします。
- 第四条 賃貸人は敷金として金 〇 円也を賃借人から申し受けるものとします。
- 第五条 賃借人は、本件建物を 事務所 に使用するほか、他の用途に使用してはなりません。
- 第六条 賃借人は、次の場合には、事前に賃貸人の書面による承諾を受けなければなりません。  
一、建物の修繕替えまたは造作その他の工作をするとき。  
一、賃借権の譲渡もしくは転貸またはこれらに準ずる行為をするとき。
- 第七条 賃借人が次の場合の一つに該当したときは、賃貸人は、催告をしないで、直ちに本契約を解除することが出来るものとします。  
一、式か月分以上賃料の支払いを怠ったとき。  
一、賃料の支払いをしばしば遅延し、その遅延が本契約における賃貸人と賃借人との間の信頼関係を著しく害すると認められるとき。  
三、長期不在により賃借権の行使を継続する意思がないと認められるとき。  
四、前条の規定に違反し、その他本契約に違反したとき。
- 第八条 建物の部分的な小修繕は、賃借人が費用を負担して、みずから行なうものとします。
- 第九条 賃借人（その家族、使用人を含む）の責に帰すべき事由によって建物を破壊または滅失したときは、賃借人はその損害を賠償するものとします。
- 第十条 賃貸人は建物に関する公租公課を負担し、賃借人は電気、水道、ガス等の使用料を負担します。
- 第十一条 敷金には利息をつけないものとし、賃借人が賃料の支払いを怠ったとき、または第九条の損害賠償金額を支払わなかったときは、賃貸人は敷金をもってその弁済に充当することが出来るものとします。
- 第十二条 賃貸人は、賃貸借契約が終了し、賃借人から建物の明渡しを受けたときは、その明渡しと同時に敷金を賃借人に返還しますが、延滞賃料または第九条の損害賠償金額があるときはこれらを差し引いてその残額を返還するものとします。
- 第十三条 賃借人は、本件建物の明渡しに際し、自己の所有または保管する物件を全部取去し、もし賃貸人の承諾なしに造作加工したものがあればすべてこれを原状に復したうえで、賃貸人の立会を求め、本件建物の引渡しをするものとします。
- 第十四条 連帯保証人は、賃料の支払い等本契約に基づく賃借人の一切の償還について保証し、賃借人と連帯して履行の責を負うものとします。
- 第十五条 本契約に関する紛争については、賃貸人の居住地の裁判所を第一審の管轄裁判所とすることに当事者は合意しました。
- 第十六条 (特約事項)

右のとおり契約が成立しましたので、本契約書 貳 通を作成し、各自署名押印のうえ、各壹通を所持します。

式。式。年 五月 貳 日

賃貸人 現住所 東京都豊田区

氏名

堀口亮一

賃借人 現住所 東京都豊田区

氏名

原 努

連帯保証人 現住所

氏名

事業用建物貸借契約書

事務所

上野貸事務所

---

戸嶋 剛 様

---



鐘ヶ瀬不動産

## 事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 上野 まち子 (以下「甲」という。)と借主 戸嶋 剛 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

### 頭書(1) 目的物件の表示

|         |       |                |  |        |
|---------|-------|----------------|--|--------|
| 建<br>物  | 名 称   | 上野貸事務所         |  | 102 号室 |
|         | 所 在 地 | 東京都墨田区墨田3-41-7 |  |        |
|         | 構 造   | 木造             |  |        |
|         | 種 類   | 貸事務所           |  |        |
|         | 面 積   | m <sup>2</sup> |  |        |
| 附 属 施 設 |       |                |  |        |

### 頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

|     |
|-----|
| 事務所 |
|-----|

### 頭書(3) 契約期間

|             |    |                |         |
|-------------|----|----------------|---------|
| 令和 4年 4月 1日 | から | 令和 7年 3月 31日まで | ( 3 年間) |
| 目的物件の引渡し時期  |    | 年 月 日          |         |

### 頭書(4) 賃料等

|                  |   |              |                          |
|------------------|---|--------------|--------------------------|
| 賃 料              | 月額 75000 円<br>(別途消費税相当額 円)              | 礼 金          | 月額 75000 円<br>(賃料 1 カ月分) |
| 家 財<br>保 険 料     | 円                                       | 敷 金          | 月額 75000 円<br>(賃料 1 カ月分) |
| 附 属<br>施 設 料     | 月額 円<br>(別途消費税相当額 円)                    | 保 証 金        | 円<br>(賃料 カ月分)            |
| 償 却              |   |              |                          |
| その他の条件           |   |              |                          |
|                  |   |              |                          |
| 賃料等の支払時期         |   | 翌月分を毎月 末 日まで |                          |
| 賃料等<br>の支払<br>方法 | <input type="checkbox"/> 振 込            |              |                          |
|                  | <input checked="" type="checkbox"/> 持 参 | 持 参 先        |                          |
|                  | <input type="checkbox"/> 口座引落           | 委託会社名        |                          |

頭書(5) 借主緊急連絡先

|                |           |
|----------------|-----------|
| 緊急連絡先<br>(担当者) | (氏名)      |
|                | TEL       |
|                | (勤務先) TEL |
|                | (携帯) TEL  |

頭書(6) 貸主及び管理業者

|    |                      |
|----|----------------------|
| 貸主 | 氏名 上野 まち子            |
|    | 住所 東京都墨田区 [REDACTED] |

|      |                |     |              |
|------|----------------|-----|--------------|
| 管理業者 | 鐘ヶ淵不動産         |     |              |
| 所在地  | 東京都墨田区墨田4-15-8 | TEL | 03-3611-9539 |
|      |                |     |              |
|      |                |     |              |

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

|     |    |
|-----|----|
| 所有者 | 氏名 |
|     | 住所 |

頭書(7) 乙の債務の担保

|   |   |              |              |
|---|---|--------------|--------------|
| 担保の方法<br>(本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する) | <input checked="" type="checkbox"/> 連帯保証人 | 氏名           | [REDACTED]   |
|   |   | 住所           | [REDACTED]   |
|   |   | 極度額          | 2,700,000円   |
|   | <input type="checkbox"/> 家賃債務保証業者の提供する保証  | 家賃債務保証業者名    |              |
|   |   | 主たる事務所の所在地   |              |
|   |   | 家賃債務保証業者登録番号 | 国土交通大臣( )第 号 |

頭書(8) 更新に関する事項

更新の際は、新規賃貸料の1か月分を甲に支払い更新することができる。又、仲介業者に更新労務報酬料として、新規賃貸料の1/2か月分と消費税分を支払うものとする。

頭書(9) 特約事項

|  |
|--|
|  |
|--|

本契約の締結を証するため、本契約書を3通作成し、貸主、借主、連帯保証人が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年 月 日

|         |           |            |
|---------|-----------|------------|
| 甲・貸主    | 氏名 上野 まち子 | TEL        |
|         | 住所 東京都墨田区 |            |
| 乙・借主    | 氏名 戸嶋 剛   | TEL        |
|         | 住所 東京都墨田区 |            |
| 丙・連帯保証人 | 氏名        | TEL        |
|         | 住所        |            |
|         | 極度額       | 2,700,000円 |

| A                                    |                        | B                |                   |
|--------------------------------------|------------------------|------------------|-------------------|
| 宅<br>地<br>建<br>物<br>取<br>引<br>業<br>者 | 主たる事務所                 | 東京都墨田区墨田4-15-8   | 主たる事務所<br>所在地・TEL |
|                                      | 所在地・TEL                | 03-3611-9539     | 商号又は名称            |
|                                      | 商号又は名称                 | 鐘ヶ淵不動産           | 代表者の氏名            |
|                                      | 代表者の氏名                 | 岡崎 剛司            |                   |
| 免許証番号                                | 東京都 大臣知事 (1)第 103680 号 | 免許証番号            | 大臣知事 ( )第 号       |
| 免許年月日                                | 令和1年 7月 12日            | 免許年月日            | 年 月 日             |
| 宅<br>地<br>建<br>物<br>取<br>引<br>士      | 氏 名                    | 岡崎 剛司            | 氏 名               |
|                                      | 登録番号                   | ( 東京 ) 第 14779 号 | 登録番号              |
|                                      | 業務に従事する<br>事務所名        | 鐘ヶ淵不動産           | 業務に従事する<br>事務所名   |
| 事務所所在地                               | 東京都墨田区墨田4-15-8         | 事務所所在地           |                   |
| TEL                                  | 03-3611-9539           | TEL              |                   |

※印は原則として実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

## 契約条項

### (契約の締結)

第1条 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、頭書(1)に記載する目的物件(以下「本物件」という。)について、頭書(2)の事業に供することを目的とする賃貸借契約(以下「本契約」という。)を以下のとおり締結した。

### (契約期間)

第2条 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書(3)記載のとおりとする。

2 甲及び乙は、頭書(8)の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

### (賃料)

第3条 乙は、頭書(4)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。

2 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。

- 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合
- 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合
- 三 近傍同種の建物の賃料に比較し、賃料が不相当となった場合

3 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月を30日として日割計算した額とする。

4 賃料に賦課される消費税及び地方消費税は、乙の負担とし、その支払時期及び支払方法は、頭書(4)の記載に従うものとする。なお、契約期間中に税制改正があった場合は、改正後の税額によるものとする。

### (共益費)

第4条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書(4)の記載に従い甲に支払うものとする。

2 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。

3 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。

4 共益費に賦課される消費税及び地方消費税は、乙の負担とし、その支払時期及び支払方法は、頭書(4)の記載に従うものとする。なお、契約期間中に税制改正があった場合は、改正後の税額によるものとする。

### (負担の帰属)

第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

2 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

3 乙は、第2条第1項に定める契約期間中、乙の負担で、乙の什器備品等に対する火災保険(借家人賠償責任保険)に加入するものとする。

### (敷金)

第6条(A) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。

2 甲は、乙が本契約から生じる債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって当該債務の弁済に充てることできない。

3 賃料が増額された場合、乙は、頭書(4)に記載する月数相当分の新賃料額と旧賃料額との差額を、敷金に補填するものとする。

4 甲は、明渡しまでに生じた本契約から生じる乙の一切の債務を敷金から控除しなお残額がある場合

には、本物件の明渡し後、遅滞なく、その残額を乙に返還しなければならない。

前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

#### (保証金)

第6条(B) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する保証金を甲に交付するものとする。

甲は、乙が本契約から生じる債務を履行しないときは、保証金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって当該債務の弁済に充てることができない。

賃料が増額された場合、乙は、頭書(4)に記載する月数相当分の新賃料額と旧賃料額との差額を、保証金に補填するものとする。

甲は、保証金から頭書(4)に記載する償却分を差し引き、さらに明渡しまでに生じた本契約上の乙の一切の債務を控除しなお残額がある場合には、本物件の明渡し後、遅滞なく、その残額を乙に返還しなければならない。

前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

#### (反社会的勢力ではないことの確約)

第7条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

- 一 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと
  - 二 甲又は乙が法人の場合、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力ではないこと
  - 三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと
  - 四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
    - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
    - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
- 乙は、甲の承諾の有無にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は転貸してはならない。

#### (禁止又は制限される行為)

第8条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。

乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。

乙は甲の書面による承諾を得ることなく頭書(2)に記載する事業内容を変更してはならない。

前3項の場合で甲の承諾を得るときは、乙は、賃料のヶ月分に相当する承諾料を支払うものとする。

乙は、本物件の全部又は一部につき、転貸に供してはならない。

乙は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。

乙は、本物件の使用に当たり、次の各号に掲げる行為及びこれらに準じる近隣に迷惑をかける一切の行為を行ってはならない。

- 一 銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること
- 二 大型の金庫、書庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること
- 三 騒音等の迷惑行為を行うこと

- 四 第1項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき反社会的勢力に担保の用に供すること
- 五 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること
- 六 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること
- 七 本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること
- 8 乙は、本物件又は建物の共用部分の使用に当たり、甲の書面による承諾を得ることなく、次のに掲げる行為を行ってはならない。
  - 一 階段・廊下等共用部分への物品を置くこと
  - 二 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示

#### (乙の管理義務)

- 第9条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。
- 2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。
  - 3 乙は、管理規約使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件の管理上必要な事項を乙に通知し合その事項を遵守しなければならない。
  - 4 契約締結と同時に甲は、乙に対し入室に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善る管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙はちに甲に連絡の上、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置は乙の負担とする。
  - 5 乙は、鍵の追加設置、交換、又は複製を甲の承諾なく行ってはならない。

#### (契約期間中の修繕)

- 第10条 甲は、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合の修繕する費用は、乙の責めに帰すべき事由により必要となった修繕については、乙が負担し、その他繕については甲が負担するものとする。
- 2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめ、その旨を乙に通知しなければならない。この場合に、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができ
  - 3 乙は、本物件内に破損箇所が生じたときは、甲にその旨を速やかに通知し修繕の必要についてするものとする。その通知が遅れて甲に損害が生じたときは、乙は、これを賠償する。
  - 4 前項の規定による通知が行われた場合において、修繕の必要が認められるにもかかわらず、甲当な理由なく修繕を実施しないときは、乙は自ら修繕をすることができる。この場合の修繕に要費用は、第1項に準ずるものとする。
  - 5 乙は、次の各号に掲げる修繕は、甲への通知及び承諾を要することなく、自らの負担において事ができる。
    - 一 電球、蛍光灯、ヒューズ、LED照明の取替え
    - 二 その他費用が軽微な修繕

#### (契約の解除)

- 第11条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務のを催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができる。
- 一 乙が賃料又は共益費の支払義務を2ヶ月以上怠ったとき
  - 二 乙の責めに帰すべき事由により必要となった修繕に要する費用の負担義務を怠ったとき
- 2 甲は、乙が第一号から第四号に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されずに当該義務違反によ契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができるに第五号から第九号に掲げる事情が生じた場合も同様とする。



- 一 本物件を頭書(2)記載の事業以外の用に供したとき
  - 二 第8条(第7項第五号から第七号を除く)又は第9条に規定する義務のいずれかに違反したとき
  - 三 入室時に、乙又は連帯保証人について告げた事実と重大な虚偽があったことが判明したとき
  - 四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき
  - 五 銀行取引の停止
  - 六 破産手続きの開始
  - 七 民事再生手続きの開始
  - 八 会社更生手続きの開始
  - 九 特別清算手続きの開始
- 3 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。
- 一 第7条の確約に反する事実が判明したとき
  - 二 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき
- 4 甲は、乙が第7条第2項に規定する義務に違反した場合又は第8条第7項第五号から第七号に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

#### (乙からの解約)

- 第12条 乙は、甲に対して3ヶ月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れの日から3ヶ月分の賃料又は賃料相当額を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して3ヶ月を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。

#### (一部滅失等による賃料の減額等)

- 第13条 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、それが乙の責めに帰すべき事由によらないときは甲及び乙は、その使用できなくなった部分の割合に応じて賃料減額の要否や程度、期間、賃料の減額に代替する方法その他必要な事項について協議するものとする。この場合において、賃料を減額するときは、その使用できなくなった部分の割合に応じるものとする。
- 2 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、残存する部分のみでは乙が賃借した目的を達することができないときは、乙は、本契約を解除することができる。

#### (契約の終了)

- 第14条 本契約は、本物件の全部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合には、これによって終了する。

#### (明渡し)

- 第15条 乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならない。
- 2 乙は、第11条の規定に基づき本契約が解除された場合にあつては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。
- 3 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵を甲に返還し、複製した鍵は甲に引き渡さなければならない。
- 4 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

#### (明渡し時の原状回復)

- 第16条 本物件の明渡し時において、乙は、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗及び本物件の経年劣化を除き、本物件を原状回復しなければならない。ただし、自然災害等乙の責めに帰することができ

ない事由により生じたものについては、原状回復を要しない。

2 本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した造作・設備等を撤去するものとする。

#### (立入り)

第17条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。

2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。

3 解約申入れ後において、本契約が終了した後に本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受ようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。

4 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙承諾を得ずに立ち入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

#### (甲の通知義務)

第18条 甲は次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。

- 一 賃料等支払い方法の変更
- 二 頭書(6)に記載した管理業者の変更

#### (乙の通知義務)

第19条 乙又は連帯保証人は、各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に知しなければならない。

- 一 乙が本契約締結当時の名称変更、合併、営業目的の重大な変更があるとき。ただし、当該行為賃借権の譲渡と評価できるときは、第8条第1項の定めに従うものとする
- 二 長期に休業するとき
- 三 連帯保証人の住所又は所在地、氏名、緊急の連絡先その他の変更
- 四 連帯保証人の死亡又は解散
- 五 連帯保証人の破産開始決定等連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったとき

#### (延滞損害金)

第20条 乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年(365日あたり)14.6%の割合による延滞損害金を支払うものとする。

#### (乙の債務の担保)

第21条 本契約においては、頭書(7)に記載する方法により、乙の債務を担保する。

2 頭書(7)で「連帯保証人」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。

- 一 頭書(7)記載の連帯保証人(以下本項において「丙」という)は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。本契約が更新された場合においても、同様とする
- 二 丙が個人であるときには、前号の丙の負担は、頭書(7)及び記名押印欄に記載する極度額を度とする
- 三 丙が個人であるときには、丙が負担する債務の元本は、次のいずれかに該当するときは、確定するものとする
  - ア 甲が、丙の財産について、賃料その他の本契約により生じる乙の金銭の支払を目的とする債権についての強制執行又は担保権の実行を申し立てたとき。ただし強制執行又は担保権の実行の開始があったときに限る
  - イ 丙が破産手続き開始決定を受けたとき

ウ 乙又は丙が死亡したとき

四 前号に規定する場合又は丙が連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったときは、第19条の規定に基づき乙（前号ウの乙が死亡したときは乙の相続人）は直ちにその旨を甲に通知するとともに、甲の承諾する新たな連帯保証人に保証委託するものとする

五 前号の場合において新たに甲との間で連帯保証契約を締結した連帯保証人は、第一号に定める義務を負うものとする

六 丙の請求があったときは、甲は、丙に対し、遅滞なく、賃料及び共益費等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、乙の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければならない

七 乙は、本契約の締結に先立ち、丙に対し、次に掲げる事項に関する情報を提供したことを、甲に対し確約する

ア 乙の財産及び収支の状況

イ 本契約から生じる乙の債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況

ウ 本契約から生じる乙の債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容

八 頭書(7)で「家賃債務保証業者の提供する保証」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。

一 頭書(7)記載の家賃債務保証業者が提供する保証の内容については、別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するために必要な手続きをとらなければならない

二 乙が、前号の手続きをとらない場合、その他乙の責めに帰すべき事由により前号に定める保証が利用できない場合は、本契約は成立しないものとする。ただし、乙は、頭書(3)記載の契約の始期から本物件を明け渡すまでの間の賃料相当損害金を負担しなければならない

三 前号本文の場合において、別に連帯保証人を立てることにより契約を成立させることを甲乙間で合意した場合には、前号の規定にかかわらず、甲と連帯保証人との間で連帯保証契約が成立したことをもって、頭書(3)記載の契約の始期に本契約が有効に成立したものとみなす

#### (免責)

第22条 地震、火災、風水害等の災害、盗難等その他甲乙双方の責めに帰さない事由又は不可抗力と認められる事故（第14条の場合を含む）、又は、甲若しくは乙の責めによらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責めを負わないものとする。

#### (協議)

第23条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

#### (合意管轄裁判所)

第24条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第1審管轄裁判所とする。

#### (更新に関する事項及び特約事項)

第25条 前条までの規定以外の更新に関する事項及び特約事項については、頭書(8)又は(9)記載のとおりとする。

## 【賃 貸 借 契 約 書】

【標 記】

| 物 件 の 表 示   |  |
|-------------|--|
| 物 件 名 称     | 田中1階事務所  |
| 部 屋 番 号     |  |
| 住 居 表 示     | 東京都墨田区立花4丁目27番14号  |
| 構 造 及 び 規 模 | 鉄骨陸屋根造 3階建   |
| 延 床 面 積     | 27.2㎡  |
| 賃貸条件及び支払い方法 |  |
| 賃 料 ( 月 額 ) | 金70,000円 (税別)  |
| 管 理 費       | 無  |
| 礼 金         | _____  |
| 敷 金         | 金210,000円也   |
| 契 約 期 間     | 2020年12月1日より2023年11月30日迄   |
| 更 新 料       | 新賃料の1.5ヶ月分   |
| 更新事務手数料     | 新賃料の0.5ヶ月分(消費税別途)  |
| 使 用 目 的     | 事務所  |
| 入 居 者 氏 名   | 別紙 更新契約内容確認書記載とおり  |
| 賃料等の支払日     | 毎月末日迄に翌月分を支払う  |
| 賃料等の支払方法    | 振込   |
| 賃料等振込先      | 金融機関： 東日本銀行<br>支店名： 立花支店<br>口 座： 普通口座 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span><br>名義人： 田中 繁信 (タナカ シゲノブ)<br><br>※振込手数料は借主の負担とします。 |
| 引渡鍵個数       |  |

貸主 田中 繁信 (以下甲と称す)

借主 浅野 清美 (以下乙と称す)

契約の証として、本契約書を2通作成し甲乙双方署名捺印の上各壹通を所持する。

2020年11月6日

貸主(甲)住所 東京都墨田区 [REDACTED]

氏名 田中繁信 [REDACTED]

借主(乙)住所 東京都墨田区立花4丁目37-1 4-2 4F 30号室

氏名 磯野清美 [REDACTED]

TEL [REDACTED]

連帯保証人住所

氏名 [REDACTED]

TEL [REDACTED]

仲介人 東京都墨田区立花4丁目23番6号  
株式会社 クレッシェンドハウス  
東京都知事(6)第70742号  
代表取締役 齊藤慧太郎



宅地建物取引士 氏名 齊藤慧太郎 [REDACTED]  
登録番号 東京都知事第266740号

標記に就き貸主を甲とし借主を乙として、下記条項を双方承諾の上、本契約を締結する。

第1条 甲は標記により事務所（以下、本物件という）を乙に賃貸し、それを使用及び収益させることを約し、乙はこれを賃借し借賃を支払うことを約した。

第2条 賃貸借の期間は2020年12月1日より2023年11月30日迄の向こう3年間とする。但し期間満了の場合は甲乙合議の上更新することも出来る。

第3条 乙は賃借料翌月分を毎月末日迄に甲方に持参し支払うか又は指定したる方法にて支払うこと。

第4条 ガス・水道・電気・その他消耗費は賃料と別に支払うものとする。但し賃貸物に関する租税公課等は甲の負担とする。公租公課、物価の変動等により賃料の増減を生じる時は双方協議の上定めるものとする。

第5条 本物件は現状のまま使用するものとし、本物件又は造作・模様替の必要を生じた場合はあらかじめ甲の書面による許可を得て行い、明渡しの際は自費をもって原形に復すか或は甲の承諾の上無償にて残置するものとする。

第6条 乙は本物件に於いて共産党事務所以外を営んではならない。但し甲乙の合意が成立した場合はこの限りではない。

第7条 下記の場合には、甲は何らの催告を要しないで直ちに本物件賃貸借契約を解除して乙に対して明渡を求めることが出来る。

1) 乙が前2ヶ条の各規定に違反した場合。

2) 賃借物件の一部又は全部につき、賃借権の譲渡、転貸をした場合。乙が他の債務により破産宣告、強制執行を受けた場合、株券譲渡、商号、役員変更等による脱法的無断賃借権の譲渡、転貸の場合を含む。

3) 乙が賃料の支払を1ヶ月以上怠った場合。本物件建物が焼失又は大破した場合。

第8条 乙は故意及び過失を問わず建物に損害を与えた時はその状況により損害賠償をしなければならない。乙が賠償金額を支払わず又借賃の支払を怠った時は、甲は敷金をもってこの弁済に充当することができる。

第9条 乙の都合により本契約を解除する時は3ヶ月前に通告し、期間終了と同時に乙は完全に甲に本物件を明渡すこと。但し此の際借賃は期間に応じ精算し乙に返還すること。

第10条 一部滅失等による賃料の減額等について、本物件の一部が滅失その他の事由により使用出来なくなった場合において、それが乙の責めに帰すべき事由によらないときは甲及び乙は、その使用できなくなった部分の割合に応じて賃料減額の要否や程度、期間、賃料の減額に代替する方法その他必要な事項について協議するものとする。この場合において、賃料を減額するときは、その使用できなくなった部分の割合に応じるものとする。

2 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、残存する部分のみでは乙が賃借した目的を達することができないときは、乙は、本契約を解除することができる。

第11条 本物件の明渡し時において、乙は、次に定めるもののほか、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗を除き、本物件を原状回復しなければならない。

解約時は設備・備品を撤去し、原状回復費等は、乙の負担とする。

- 2 甲及び乙は、本契約時において、乙の明渡し時の原状回復に係る一般的な取扱いにつき書面により確認した。
- 3 甲及び乙は、本物件の明渡し時において、第1項の規定に基づいて乙が行う原状回復の内容及び方法について協議するものとする。ただし、原状回復の方法は、第1項に特段の定めがない限り、甲が工事の手配等を行うものとし、乙は、自らの負担部分に係る費用を甲に対し支払うものとする。

第12条 (暴力団等反社会的勢力に対する無催告解除)

乙が次の各号の(1)に該当したときは、甲は、何等の催告を要せず本契約を解除することができ、乙は、本物件を直ちに明け渡さなければならない。

- 1) 乙または連帯保証人が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者その他反社会的勢力(以下『暴力団等反社会的勢力』という。)であることが判明したとき。
- 2) 本物件内、共用部分等に暴力団等反社会的勢力であることを感知させる名札、名称、看板、代紋、提灯等を物件に掲示したとき。
- 3) 本物件を暴力団等反社会的勢力に使用させたとき。
- 4) 本物件、共用部分に反復継続して暴力団等反社会的勢力を出入りさせたとき。
- 5) 本物件、共用部分その他本物件周辺において、乙及び使用者が暴力、障害、脅迫、恐喝、器物損壊、その他の犯罪を行ったとき。
- 6) 本物件、共用部分その他本物件周辺において、暴力団等反社会的勢力の威力を背景に、粗野な態度・言動により本件建物の入居者、管理者、本件建物に出入りする者、近隣住民等に不安感、迷惑を与えたとき。
- 7) 乙が無届・無許可営業その他一切の違法な営業行為を行ったとき。

第13条 本契約に定めのない事項については、関係法令並びに慣習に従い、甲及び乙は誠意をもって協議し、解決する。

第14条 (特約条項)

- 1) 民法改正に伴い、連帯保証人は極度額を定めるが、別紙連帯保証人引受承諾書に記載する。
- 1) 解約時は設備・備品を撤去し、原状回復費は乙の負担とする。但し、甲が認めた箇所については、その限りではない。
- 1) 更新時は甲へ更新料として新賃料の1.5ヶ月分・仲介業者へ新賃料の0.5ヶ月(税別)を事務手数料として支払う事とする。

以下余白

# 事業用賃貸借契約書

(更新)

岩崎ビル101号室

貸主 : 岩崎 恵子 様

借主 : 山下 ひろみ 様  
(博美)



# 事業用賃貸借契約書

(博美)

貸主 岩崎 恵子 (以下「甲」という。) と借主 山下 ひろみ (以下「乙」という。) は、この契約書により  
頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

## 頭書(1) 目的物件の表示

|         |                 |                         |      |         |    |       |
|---------|-----------------|-------------------------|------|---------|----|-------|
| 建<br>物  | 名 称             | 岩崎ビル                    |      |         | 1階 | 101号室 |
|         | 所 在 地           | (住居表示) 東京都墨田区業平三丁目13番8号 |      |         |    |       |
|         |                 | (登記簿)                   |      |         |    |       |
|         | 構 造             | 鉄骨造(一部木造) / 2階建         |      |         |    |       |
|         | 種 類             | 住居・事務所・                 | 新築年月 | 昭和41年5月 |    |       |
| 面 積     | 約35.47㎡(約10.7坪) |                         |      |         |    |       |
| 賃 貸 方 法 | 一般借家契約          |                         |      |         |    |       |
| 附 属 施 設 |                 |                         |      |         |    |       |

## 頭書(2) 事業内容・使用目的

|           |
|-----------|
| 事業内容:     |
| 使用目的: 事務所 |

## 頭書(3) 契約期間

|                                    |
|------------------------------------|
| 令和 3年 9月10日 から 令和 6年 9月 9日まで (3年間) |
|------------------------------------|

頭書(4) 賃料等

|          |                                 |                   |                 |       |                       |
|----------|---------------------------------|-------------------|-----------------|-------|-----------------------|
| 賃料       | 月額100,000円<br>(内消費税等<br>9,091円) | 礼金                | (内消費税等)         | 火災保険料 | 借主(乙)負担で本契約と同時に加入すること |
| 敷金       | 200,000円<br>(賃料の1ヶ月分)           | 更新事務手数料           | 新賃料の<br>0.25ヶ月分 | 附属施設料 | 月額<br>円<br>(内消費税等)    |
| 水道代      | 月額 3,000円                       |                   |                 | 更新料   | 新賃料の1ヶ月分              |
| その他の条件   |                                 |                   |                 |       |                       |
| 貸与する鍵    | 鍵No.                            | 玄関                |                 |       |                       |
|          | 本数                              | 2本                |                 |       |                       |
| 賃料等の支払時期 |                                 | 毎月末日までにその翌月分を支払う。 |                 |       |                       |
| 賃料等の支払方法 | 振込払い<br>振込手数料<br>は借主負担          | 金融機関名             | 三菱UFJ銀行 押上支店    | 口座番号  | 普通預金 [REDACTED]       |
|          |                                 | 口座名義              | 岩崎 恵子 (イワサキケイコ) |       |                       |

頭書(5) 緊急連絡先

|                |           |           |
|----------------|-----------|-----------|
| 緊急連絡先<br>(担当者) | (氏名)      |           |
|                | (自宅) TEL  |           |
|                | (勤め先) TEL | (会社名・部署名) |
|                | (携帯) TEL  |           |

頭書(6) 貸主及び管理業者

|    |    |                   |
|----|----|-------------------|
| 貸主 | 氏名 | 岩崎 恵子             |
|    | 住所 | 東京都墨田区 [REDACTED] |

|                |  |                  |
|----------------|--|------------------|
| 管理業者           | 商号又は名称                                     |                  |
| 所在地            |  |                  |
| 賃貸不動産管理業協会会員番号 | ※賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載すること。                |                  |
| 管理担当者          | 氏名   | 賃貸不動産管理士登録番号 ( ) |
|                | ※賃貸不動産管理業協会の認定資格である賃貸不動産管理士の登録を受けている場合に記載。 |                  |

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

|     |    |  |
|-----|----|--|
| 所有者 | 氏名 |  |
|     | 住所 |  |

頭書(7) 更新に関する事項

- ・乙は本契約を更新する際は、新賃料の1ヶ月分相当額を更新料として甲に支払うものとする。
- ・乙は本契約を更新する際は、新賃料の2ヶ月分相当額に至るまで敷金の補充をするものとする。
- ・甲及び乙は本契約を更新する際は、更新事務手数料として仲介業者(株)北澤土地に対して新賃料の0.25ヶ月分を支払うものとする。

頭書(8) 特約事項

1. 契約期間中に消費税率の変動があった場合、乙は、変動のあった日より当然に新消費税率が適用され、以後の賃料等の支払いについて新消費税率で計算された消費税を支払うことを、あらかじめ承認する。
2. 天災、地変、火災等により本物件を通常の用に供することができなくなった場合又は、将来都市計画等により、本物件が収用又は使用を制限され賃貸借契約を継続することができなくなった場合は、本契約は当然消滅する。
3. 乙は、本物件を使用するにあたっては、近隣との融和に努力し、近隣からの苦情等が発生した場合は、乙自らこれを解決するものとする。
4. 乙と他の入居者その他の第三者との間で生じた損害賠償問題等については、理由の如何を問わずその当事者間で問題を解決するものとし、甲はこれに関与しないものとする。
5. 乙又はその使用人・関係者の故意又は過失により、本物件又は本物件の属する建物に破損・汚損・故障その他の損害を生じさせたときは乙は遅滞なくその旨を甲及び関係者に連絡し、一切の損害を賠償しなければならない。
6. 事業内容及び営業内容等に変更がある場合借主(乙)は、貸主(甲)又は仲介業者(株)北澤土地に必ず通知し、その後協議するものとする。
7. 貸主(甲)は、借主(乙)に対して6ヵ月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を終了することができる。

以下余白

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主及び借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 3年 8月 30日

|        |    |                   |     |            |
|--------|----|-------------------|-----|------------|
| 甲・貸主   | 住所 | 東京都墨田区 [REDACTED] | TEL | [REDACTED] |
|        | 氏名 | 岩崎 恵子             |     |            |
| 乙・借主   | 住所 | 墨田区 [REDACTED]    | TEL | [REDACTED] |
|        | 氏名 | 山下 博美 (ウ34)       |     |            |
| 連帯保証人  | 住所 | [REDACTED]        | TEL | [REDACTED] |
|        | 氏名 | [REDACTED]        |     |            |
| 契約担当窓口 | 住所 |                   | 所属  |            |
|        | 商号 |                   | 氏名  |            |
|        |    |                   | 電話  |            |

|              | A                    |                                  | B                    |  |
|--------------|----------------------|----------------------------------|----------------------|--|
| 宅地建物取引業者     | 商号又は名称               | 株式会社 北澤土地                        | 商号又は名称               |  |
|              | 代表者の氏名               | 代表取締役 北澤三郎                       | 代表者の氏名               |  |
|              | 主たる事務所所在地・TEL        | 東京都墨田区業平二丁目14番8号<br>03-3626-0333 | 主たる事務所所在地・TEL        |  |
|              | 免許証番号                | 東京都知事(13)第25938号                 | 免許証番号                |  |
|              | 免許年月日                | 平成29年8月24日                       | 免許年月日                |  |
| 説明をする宅地建物取引士 | 氏名                   | 佐藤 徳美                            | 氏名                   |  |
|              | 登録番号                 | (東京) 第043232号                    | 登録番号                 |  |
|              | 業務に従事する事務所所在地<br>TEL | 東京都墨田区業平二丁目14番8号<br>03-3626-0333 | 業務に従事する事務所所在地<br>TEL |  |

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

## 契約条項

### (契約の締結)

第1条 貸主（以下「甲」という。）及び借主（以下「乙」という。）は、頭書(1)に記載する目的物件（以下「本物件」という。）について、頭書(2)の事業に供することを目的とする賃貸借契約（以下「本契約」という。）を以下のとおり締結した。

### (契約期間)

第2条 契約期間は、頭書(3)に記載のとおりとする。

2 甲及び乙は、協議の上、本契約を更新することができる。

### (賃料)

第3条 乙は、頭書(4)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。

2 甲及び乙は、次の各号の一に該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。

- 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、家賃が不相当となった場合
- 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、家賃が不相当となった場合
- 三 近傍類似の建物の賃料の変動が生じ、家賃が不相当となった場合

3 1ヵ月に満たない期間の賃料は、その月の日数で日割り計算した額とする。

### ~~(共益費)~~

~~第4条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等（以下「維持管理費」という。）に充てるため、共益費を頭書(4)の記載に従い甲に支払うものとする。~~

~~2 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。~~

~~3 1ヵ月に満たない期間の共益費は、その月の日数で日割り計算した額とする。~~

### (負担の帰属)

第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

2 乙は、電気・ガス・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

3 乙は、本契約と同時に火災等保険に加入するものとする。

### (敷金)

第6条 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。

2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。

3 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。

4 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

### (禁止又は制限される行為)

第7条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡、転貸若しくは使用貸借をなし、あるいは、本物件を第三者に使用させ、若しくは、乙以外の名義を表示してはならない。又、本物件に基づく一切の権利を第三者に譲渡、担保の用に供してはならない。

2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行なってはならない。

3 乙は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。

4 乙は、本物件の使用にあたり、次の各号に掲げる行為を行なってはならない。

- 一 鉄砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること
  - 二 大型の金庫、書庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること
  - 三 粗暴な言動を用いたり、みだりに他人と抗争したり、騒音、悪臭等の発生等、近隣の迷惑及び共同生活を乱す行為をすること
  - 四 暴力団、反社会的政治・宗教等の団体の支配下にある者及び協調者等、公序良俗に反する者の反復、継続しての出入り若しくは事務所、アジトとしての使用
  - 五 動物等の飼育をすること
- 5 乙は、本物件又は建物の共用部分の使用にあたり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行なってはならない。
- 一 階段・廊下等共用部分への物品の設置
  - 二 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示

#### (乙の管理義務)

第8条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

- 2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。
- 3 乙は、管理規約・使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項を遵守しなければならない。
- 4 契約締結と同時に甲は、乙宛入居に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡のうえ、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。
- 5 乙は、鍵の追加設置、交換、複製を甲の承諾なく行なってはならない。

#### (契約期間中の修繕)

第9条 甲は、本項第一号から第二号に掲げる修繕を除き、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合において、乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。

- 一 電球、蛍光灯、ヒューズの取替え
  - 二 その他費用が軽微な修繕
- 2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、予め、その旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
  - 3 乙は、甲の承諾を得ることなく、第1項第一号から第二号に掲げる修繕を自らの負担において行うことができる。
  - 4 本物件内に破損箇所が生じたとき、乙は、甲に速やかに届け出て確認を得るものとし、その届出が遅れて甲に損害が生じたときは乙は、これを賠償する。

#### (契約の解除)

第10条 甲は、乙が次の各号に該当した場合において、本契約を解除することができる。ただし、乙が第1号及び第2号に該当する場合には、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないことを要する。

- 一 乙が賃料又は共益費の支払いを2ヵ月以上怠ったとき
  - 二 乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用の負担を怠ったとき
  - 三 銀行取引の停止
  - 四 破産手続きの開始
  - 五 会社整理手続きの開始
  - 六 民事再生手続きの開始
  - 七 会社更生手続きの開始
  - 八 特別精算手続きの開始
- 2 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると

認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。

- 一 本物件を頭書(2)記載の目的以外の用に供したとき
- 二 第7条のいずれかの規定に違反したとき
- 三 入居時に、乙または連帯保証人について告げた事実と重大な虚偽があったことが判明したとき
- 四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき
- 五 乙またはその使用人が、暴力団、反社会的政治・宗教等の団体の支配下にある者及び協調者等、公序良俗に反する者と判明したとき

#### (乙からの解約)

第11条 乙は、甲に対して1ヵ月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を終了することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れの日から1ヵ月分の賃料(本契約の解約後の賃料相当額を含む。)を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して1ヵ月を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。

#### (明渡し及び明渡し時の修繕)

第12条 乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならない。

- 2 乙は、第10条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。
- 3 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵(複製した鍵があれば複製全部を含む。)を甲に返還しなければならない。
- 4 本契約終了時に本物件内に残置された乙の所有物があり、本物件を維持管理するために、緊急やむをえない事情がある時は、乙がその時点でこれを放棄したものとみなし、甲はこれを必要な範囲で任意に処分し、その処分に要した費用を乙に請求することができる。
- 5 本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した造作・設備等を撤去し、本物件の変更箇所及び本物件に生じた汚損、損傷箇所を全て修復して、本物件を引き渡し当初の原状に復せしめなければならない。
- 6 甲及び乙は、前項に基づいて乙が行なう原状回復の内容及び方法について協議するものとする。
- 7 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

#### (立入り)

第13条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。

- 2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。
- 3 本契約終了後において、本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。
- 4 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の承諾を得ずに立入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

#### (甲の通知義務)

第14条 甲は次の各号の一に該当するときは直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。

- 一 賃料等支払い方法の変更
- 二 頭書(6)に記載した管理業者の変更

#### (乙の通知義務)

第15条 乙又は連帯保証人は、各号の一に該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。

- 一 長期に休業するとき
- 二 連帯保証人の住所・氏名・緊急の連絡先・その他の変更
- 三 連帯保証人の死亡又は解散
- 四 乙の名称、所在地、代表者等登記簿内記載事項に大きな変更があった場合には、直ちに登記簿謄本をそえて甲に通知しなければならない。(代表者等役員の変更、株式譲渡等による経営主体の実質的変更は賃借権の譲渡とみなす)

(延滞損害金)

第16条 乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年(365日あたり)5%の割合による延滞損害金を支払うものとする。

(連帯保証人)

第17条 連帯保証人は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。

(免責)

第18条 地震、火災、風水害等の災害、盗難、停電等その他不可抗力と認められる事故、又は、甲若しくは乙の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責を負わないものとする。

(協議)

第19条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(合意管轄裁判所)

第20条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第一審管轄裁判所とする。

(特約事項)

第21条 特約事項については、本契約に記載するとおりとする。



|               |   |        |       |            |     |
|---------------|---|--------|-------|------------|-----|
| 会派名           | 日本共産党墨田区議会議員団   |        | 整理番号等 |            |     |
| 領収書番号         | 1   | 代表者確認日 | 4/30  | 経理責任者確認日   | 4/1 |
| 支出日           | 令和4年4月1日(金)   |        |       |            |     |
| 項目<br>(○を付ける) | 1 調査研究費 2 研修費 3 会議費 4 資料作成費 5 資料購入費<br>⑥ 広報広聴費 7 要請・陳情活動費 8 事務費 9 人件費 |        |       |            |     |
| 支出目的          | 日本郵便㈱   |        |       |            |     |
| 支出金額          | 2,520   |        | 円     | 減額前(按分前)金額 | 円   |
| 支払先           | 領収書の通り  |        |       |            |     |
| 支出内容          | (品名等を具体的に)<br>日本共産党墨田区議団アンケート受取人払24枚                                  |        |       |            |     |
| 備考            |   |        |       |            |     |

領収書

日本共産党墨田地区委員会 様  
(承認: 0147)  
[収納金]  
受取人払  
第一種定形  
①05 24通 ¥2,520

---

料金 ¥2,016  
手数料 ¥504  
料金等計 ¥2,520

---

課税計 ¥2,520  
(内消費税等 ¥229)  
非課税計 ¥0

---

合計 ¥2,520  
お預り 現金 ¥2,535  
おつり ¥15

〒100-8792 日本郵便株式会社  
東京都千代田区大手町2-3-1  
取扱日時: 2022年4月1日 14:54  
発行No. 220401L0076 端341023331  
連絡先: 向島郵便局  
TEL: 0570-943-308

領収書

日本共産党墨田地区委員会 様  
(承認: 0147)  
[収納金]  
受取人払  
第一種定形  
①05 24通 ¥2,520

---

料金 ¥2,016  
手数料 ¥504  
料金等計 ¥2,520

---

課税計 ¥2,520  
(内消費税等 ¥229)  
非課税計 ¥0

---

合計 ¥2,520  
お預り 現金 ¥2,535  
おつり ¥15

〒100-8792 日本郵便株式会社  
東京都千代田区大手町2-3-1  
取扱日時: 2022年4月1日 14:54  
発行No. 220401L0076 端341023331  
連絡先: 向島郵便局  
TEL: 0570-943-308

|               |   |        |       |            |     |
|---------------|---|--------|-------|------------|-----|
| 会派名           | 日本共産党墨田区議会議員団   |        | 整理番号等 |            |     |
| 領収書番号         | 2   | 代表者確認日 | 4/30  | 経理責任者確認日   | 4/4 |
| 支出日           | 令和4年4月4日(月)   |        |       |            |     |
| 項目<br>(○を付ける) | 1 調査研究費 2 研修費 3 会議費 4 資料作成費 5 資料購入費<br>⑥ 広報広聴費 7 要請・陳情活動費 8 事務費 9 人件費 |        |       |            |     |
| 支出目的          | 日本郵便(株)   |        |       |            |     |
| 支出金額          | 1,680   |        | 円     | 減額前(按分前)金額 | 円   |
| 支払先           | 領収書の通り  |        |       |            |     |
| 支出内容          | (品名等を具体的に)<br>日本共産党墨田区議団アンケート受取人払16枚                                  |        |       |            |     |
| 備考            |   |        |       |            |     |

領収書貼付

領収書

日本共産党墨田地区委員会 様  
(承認:0147)  
[収納金]  
受取人払  
第一種定形  
①05 16通 ¥1,680

---

料金 ¥1,344  
手数料 ¥336  
料金等計 ¥1,680

---

課税計 ¥1,680  
(内消費税等 ¥152)  
非課税計 ¥0

---

合計 ¥1,680  
お預り 現金 ¥1,680

〒100-8792 日本郵便株式会社  
東京都千代田区大手町2-3-1  
取扱日時:2022年4月4日14:59  
発行No.220404L0081 端341023331  
連絡先:向島郵便局  
TEL:0570-943-308

領収書

日本共産党墨田地区委員会 様  
(承認:0147)  
[収納金]  
受取人払  
第一種定形  
①05 16通 ¥1,680

---

料金 ¥1,344  
手数料 ¥336  
料金等計 ¥1,680

---

課税計 ¥1,680  
(内消費税等 ¥152)  
非課税計 ¥0

---

合計 ¥1,680  
お預り 現金 ¥1,680

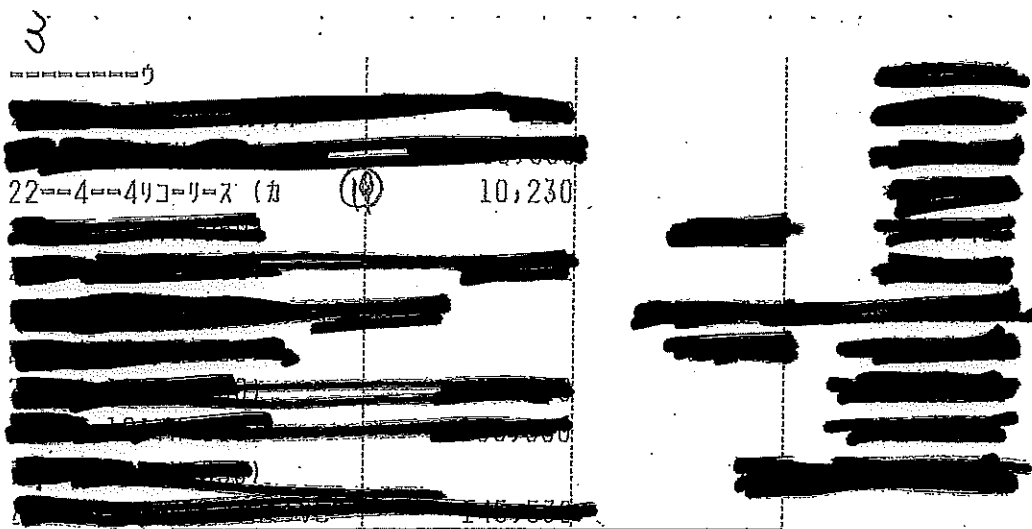
〒100-8792 日本郵便株式会社  
東京都千代田区大手町2-3-1  
取扱日時:2022年4月4日14:59  
発行No.220404L0081 端341023331  
連絡先:向島郵便局  
TEL:0570-943-308

令和4年度 政務活動費実績報告書Ⅱ

領収書貼付用

|               |   |        |       |            |     |
|---------------|---|--------|-------|------------|-----|
| 会派名           | 日本共産党墨田区議会議員団   |        | 整理番号等 |            |     |
| 領収書番号         | 3   | 代表者確認日 | 4/30  | 経理責任者確認日   | 4/4 |
| 支出日           | 令和4年4月4日(月)   |        |       |            |     |
| 項目<br>(○を付ける) | 1 調査研究費 2 研修費 3 会議費 4 資料作成費 5 資料購入費<br>6 広報広聴費 7 要請・陳情活動費 ⑧ 事務費 9 人件費 |        |       |            |     |
| 支出目的          | リコーリース(株)   |        |       |            |     |
| 支出金額          | 10,230  |        | 円     | 減額前(按分前)金額 | 円   |
| 支払先           | 領収書の通り  |        |       |            |     |
| 支出内容          | (品名等を具体的に)<br>カラー複合機リース料19回目  |        |       |            |     |
| 備考            |   |        |       |            |     |

領収書貼付



〈ご説明〉  
 ◎他店券〇〇日：〇〇日で表示されている日の午後以降にお支払可能となる予定です。  
 (ただし、お支払可能時刻は手形・小切手類によって異なります。詳細は、窓口にお問い合わせください。)



|               |   |        |              |              |
|---------------|---|--------|--------------|--------------|
| 会派名           | 日本共産党墨田区議会議員団   |        | 整理番号等        |              |
| 領収書番号         | 4   | 代表者確認日 | 4/30         | 経理責任者確認日 4/5 |
| 支出日           | 令和4年4月5日(火)   |        |              |              |
| 項目<br>(○を付ける) | 1 調査研究費 2 研修費 3 会議費 4 資料作成費 5 資料購入費<br>⑥ 広報広聴費 7 要請・陳情活動費 8 事務費 9 人件費 |        |              |              |
| 支出目的          | 日本郵便(株)   |        |              |              |
| 支出金額          | 2,835 円   |        | 減額前(按分前)金額 円 |              |
| 支払先           | 領収書の通り  |        |              |              |
| 支出内容          | (品名等を具体的に)<br>日本共産党墨田区議団アンケート受取人払27枚                                  |        |              |              |
| 備考            |   |        |              |              |

領収書貼付

**領収書**

日本共産党墨田地区委員会 様  
(承認:0147)

[収納金]  
受取人払  
第一種定形  
①05 27通 ¥2,835

---

料金 ¥2,268  
手数料 ¥567  
料金等計 ¥2,835

---

課税計 ¥2,835  
(内消費税等 ¥257)  
非課税計 ¥0

---

△計  
□計 ¥2,835  
お預り 現金 ¥2,835

〒100-8792 日本郵便株式会社  
東京都千代田区大手町2-3-1  
取扱日時:2022年4月5日11:52  
発行No.220405L0084 端341023331  
連絡先:向島郵便局  
TEL:0570-943-308

**領収書**

日本共産党墨田地区委員会 様  
(承認:0147)

[収納金]  
受取人払  
第一種定形  
①05 27通 ¥2,835

---

料金 ¥2,268  
手数料 ¥567  
料金等計 ¥2,835

---

課税計 ¥2,835  
(内消費税等 ¥257)  
非課税計 ¥0

---

△計  
□計 ¥2,835  
お預り 現金 ¥2,835

〒100-8792 日本郵便株式会社  
東京都千代田区大手町2-3-1  
取扱日時:2022年4月5日11:52  
発行No.220405L0084 端341023331  
連絡先:向島郵便局  
TEL:0570-943-308

|               |   |  |        |            |              |
|---------------|---|--|--------|------------|--------------|
| 会派名           | 日本共産党墨田区議会議員団   |  | 整理番号等  |            |              |
| 領収書番号         | 5   |  | 代表者確認日 | 4/30       | 経理責任者確認日 4/6 |
| 支出日           | 令和4年4月6日(水)   |  |        |            |              |
| 項目<br>(○を付ける) | 1 調査研究費 2 研修費 3 会議費 4 資料作成費 5 資料購入費<br>⑥ 広報広聴費 7 要請・陳情活動費 8 事務費 9 人件費 |  |        |            |              |
| 支出目的          | 日本郵便株   |  |        |            |              |
| 支出金額          | 1,155   |  | 円      | 減額前(按分前)金額 | 円            |
| 支払先           | 領収書の通り  |  |        |            |              |
| 支出内容          | (品名等を具体的に)<br>日本共産党墨田区議団アンケート受取人払11枚                                  |  |        |            |              |
| 備考            |   |  |        |            |              |

領収書貼付

5 領収書

日本共産党墨田地区委員会 様  
(承認: 0147)

[収納金]  
受取人払  
第一種定形  
①05 11通 ¥1,155

料金 ¥924  
手数料 ¥231  
料金等計 ¥1,155

課税計 ¥1,155  
(内消費税等 ¥105)  
非課税計 ¥0

合計 ¥1,155  
お預り 現金 ¥1,155

〒100-8792 日本郵便株式会社  
東京都千代田区大手町2-3-1  
取扱日時: 2022年4月6日 11:52  
発行No. 220406L0088 端341023331  
連絡先: 向島郵便局  
TEL: 0570-943-308

5 領収書

日本共産党墨田地区委員会 様  
(承認: 0147)

[収納金]  
受取人払  
第一種定形  
①05 11通 ¥1,155

料金 ¥924  
手数料 ¥231  
料金等計 ¥1,155

課税計 ¥1,155  
(内消費税等 ¥105)  
非課税計 ¥0

合計 ¥1,155  
お預り 現金 ¥1,155

〒100-8792 日本郵便株式会社  
東京都千代田区大手町2-3-1  
取扱日時: 2022年4月6日 11:52  
発行No. 220406L0088 端341023331  
連絡先: 向島郵便局  
TEL: 0570-943-308

|               |   |        |       |            |     |
|---------------|---|--------|-------|------------|-----|
| 会派名           | 日本共産党墨田区議会議員団   |        | 整理番号等 |            |     |
| 領収書番号         | 6   | 代表者確認日 | 4/30  | 経理責任者確認日   | 4/7 |
| 支出日           | 令和4年4月7日(木)   |        |       |            |     |
| 項目<br>(○を付ける) | 1 調査研究費 2 研修費 3 会議費 4 資料作成費 5 資料購入費<br>⑥ 広報広聴費 7 要請・陳情活動費 8 事務費 9 人件費 |        |       |            |     |
| 支出目的          | 日本郵便(株)   |        |       |            |     |
| 支出金額          | 420   |        | 円     | 減額前(按分前)金額 | 円   |
| 支払先           | 領収書の通り  |        |       |            |     |
| 支出内容          | (品名等を具体的に)<br>日本共産党墨田区議団アンケート受取人払4枚                                   |        |       |            |     |
| 備考            |   |        |       |            |     |

領収書貼付

6 領収書

日本共産党墨田地区委員会様  
(承認:0147)  
[収納金]  
受取人払  
第一種定形  
①05 4通 ¥420

---

料金 ¥336  
手数料 ¥84  
料金等計 ¥420

---

課税計 ¥420  
(内消費税等 ¥38)  
非課税計 ¥0

---

合計 ¥420  
お預り 現金 ¥420

〒100-8792 日本郵便株式会社  
東京都千代田区大手町2-3-1  
取扱日時:2022年4月7日11:44  
発行No.220407L0090 端341023331  
連絡先:向島郵便局  
TEL:0570-943-308

7 領収書

日本共産党墨田地区委員会様  
(承認:0147)  
[収納金]  
受取人払  
第一種定形  
①05 4通 ¥420

---

料金 ¥336  
手数料 ¥84  
料金等計 ¥420

---

課税計 ¥420  
(内消費税等 ¥38)  
非課税計 ¥0

---

合計 ¥420  
お預り 現金 ¥420

〒100-8792 日本郵便株式会社  
東京都千代田区大手町2-3-1  
取扱日時:2022年4月7日11:44  
発行No.220407L0090 端341023331  
連絡先:向島郵便局  
TEL:0570-943-308

領収書貼付用

|               |   |            |       |              |      |
|---------------|---|------------|-------|--------------|------|
| 会派名           | 日本共産党墨田区議会議員団   |            | 整理番号等 |              |      |
| 領収書番号         | 7   | 代表者<br>確認日 | 4/30  | 経理責任<br>者確認日 | 4/12 |
| 支出日           | 令和4年4月12日(火)  |            |       |              |      |
| 項目<br>(○を付ける) | 1 調査研究費 2 研修費 3 会議費 4 資料作成費 5 資料購入費<br>6 広報広聴費 7 要請・陳情活動費 ⑧ 事務費 9 人件費 |            |       |              |      |
| 支出目的          | 山下ビジネス  |            |       |              |      |
| 支出金額          | 27,002  |            | 円     | 減額前(按分前)金額   | 円    |
| 支払先           | 領収書の通り  |            |       |              |      |
| 支出内容          | (品名等を具体的に)<br>山下ビジネス コピー用紙8箱、ファイル、ボールペン                               |            |       |              |      |
| 備考            |   |            |       |              |      |

領収書貼付

62Z
7

## 領 収 証

日本共産党墨田区議 様 22年4月12日

---

27,002 -

但、コピー用紙 (内消費税 円)  
 別紙 } 石川BOX (内消費税 円)  
 ボールペン4色×10本(うち本5%)等  
 オフィス機器・OAサプライ・事務用品  
 印刷・オフィス家具・印章ゴム印

(内消費税 円)  
上記正に領収いたしました。

⑧ 山下ビジネス

〒130-0011 東京都墨田区石原4丁目26番1号  
 TEL (3622) 9786  
 FAX (3624) 7884

●J70480

7.

納品明細書

2022年4月12日

|    | 品名          | 数量   |
|----|-------------|------|
| 1  | ファイルBOX B4  | 5冊   |
| 2  | インデックス      | 4pc  |
| 3  | ボールペン 黒     | 10本  |
| 4  | ボールペン 4色    | 7本   |
| 5  | ホワイトボードマーカー | 2本   |
| 6  | 綴紐(金属)      | 1束   |
| 7  | 蛍光ペン        | 5set |
| 8  | 出金伝票        | 5冊   |
| 9  | ビニールパッチ     | 2pc  |
| 10 | コピー用紙 A3    | 1ケース |
| 11 | コピー用紙 A4    | 6ケース |
| 12 | コピー用紙 B4    | 1ケース |

OA機器・印刷・事務用品

山下ビジネス

東京都墨田区石原4-26-14

TEL (3622) 9786

FAX (3624) 7884



|               |   |            |       |              |      |
|---------------|---|------------|-------|--------------|------|
| 会派名           | 日本共産党墨田区議会議員団   |            | 整理番号等 |              |      |
| 領収書番号         | 8   | 代表者<br>確認日 | 4/30  | 経理責任<br>者確認日 | 4/12 |
| 支出日           | 令和4年4月12日(火)  |            |       |              |      |
| 項目<br>(〇を付ける) | 1 調査研究費 2 研修費 3 会議費 4 資料作成費 5 資料購入費<br>⑥ 広報広聴費 7 要請・陳情活動費 8 事務費 9 人件費 |            |       |              |      |
| 支出目的          | (株)読売PR 折込  |            |       |              |      |
| 支出金額          | 145,750 /   |            | 円     | 減額前(按分前)金額   | 円    |
| 支払先           | 領収書の通り  |            |       |              |      |
| 支出内容          | (品名等を具体的に)<br>区議団ニュースNo.519号折込料、振込手数料                                 |            |       |              |      |
| 備考            |   |            |       |              |      |

領収書貼付

**MIZUHO** みずほATMコーナー | ご利用明細票

ご利用ありがとうございます。内容をご確認のうえ、必ずお持ち帰りください。 **みずほ銀行**

|                    |                           |    |
|--------------------|---------------------------|----|
| お取引日               | 振込・振替先の口座番号               | 当座 |
| 2022--4-12         | 03639                     |    |
| 店番号<br>0001-0050   | お取引口座番号<br>*****          |    |
| 振込手数料<br>**220**** | お振込額<br>*****145,530      |    |
| お取引内容<br>電信振込      | お取引金額<br>*****4,094,976   |    |
| 時刻<br>1649****     | お取引店番号<br>005000-10288164 |    |

本所  
預金保険法の定めで生年月日の登録が必要です。お取引銀行まで。  
みずほ銀行  
高田馬場支店  
カ)ヨミウリビ-アール様  
ニホンキヨウサントウスミタクキタン様

発信番号81412005000004F

1258 0008722167

**MIZUHO** みずほATMコーナー | ご利用明細票

ご利用ありがとうございます。内容をご確認のうえ、必ずお持ち帰りください。 **みずほ銀行**

|                    |                           |    |
|--------------------|---------------------------|----|
| お取引日               | 振込・振替先の口座番号               | 当座 |
| 2022--4-12         | 03639                     |    |
| 店番号<br>0001-0050   | お取引口座番号<br>*****          |    |
| 振込手数料<br>**220**** | お振込額<br>*****145,530      |    |
| お取引内容<br>電信振込      | お取引金額<br>*****4,094,976   |    |
| 時刻<br>1649****     | お取引店番号<br>005000-10288164 |    |

本所  
預金保険法の定めで生年月日の登録が必要です。お取引銀行まで。  
みずほ銀行  
高田馬場支店  
カ)ヨミウリビ-アール様  
ニホンキヨウサントウスミタクキタン様

発信番号81412005000004F

1258 0008722167

8

22年 4月 7日

〒130-0001  
 墨田区吾妻橋1-23-20  
 墨田区役所16階日本共産党区議団控え室  
 日本共産党墨田区議会議員団

752825- 1

御中

927201

〒171-0031  
 東京都豊島区目白3丁目1番38号

株式会社 読売PR



管理部  
 電話 03(3565)1111 (代表)

御請求書

毎度お引き立てありがとうございます。下記の通り御請求申し上げます。

締切日 22年 4月 17日  
 御支払日 22年 4月 13日

| 前回御請求高 | 御入金高 | 繰越高 | 御請求高内訳    | 今回御請求高 | 合計御請求高 |
|--------|------|-----|-----------|--------|--------|
|        |      |     | 132300    |        |        |
|        |      |     | 消費税 13230 | 145530 | 145530 |



| 折込日   | 店名                                  | サイズ | 地区   | 部数    | 単価     | 折込広告料  | 配送実費 | 合計     |
|---|-------------------------------------|-----|------|-------|--------|--------|------|--------|
| 4/17  | 墨田区議団NEWS 折込広告<br>読売・朝日・毎日・産経・東京・日経 | B4  | 東京都内 | 37800 | 3500   | 132300 |      | 132300 |
| ※4月13日(水)午前中までにお振込みをお願い致します。<br>(印) 22 NO. 519号 |                                     |     |      |       |        |        |      |        |
| 備考  |                                     | 頁計  |      | 37800 |        | 132300 |      | 132300 |
|   |                                     | 合計  |      | 37800 |        | 132300 |      | 132300 |
|   |                                     |     |      |       | 消費税    |        |      | 13230  |
|   |                                     |     |      |       | 今回御請求高 |        |      | 145530 |

取引銀行 口座名 株式会社読売PR (当座預金)

三菱UFJ銀行西池袋支店 No 9005874 三井住友銀行目白支店 No 1021848  
 みずほ銀行高田馬場支店 No 03639 りそな銀行目白出張所 No 102974

御請求の内容についてのご照会は、上記経理担当者までお願いいたします。  
 なお、コンピュータ処理の関係で請求締切後の御入金については、入金表示がなされない場合がございますのでご了承下さい。

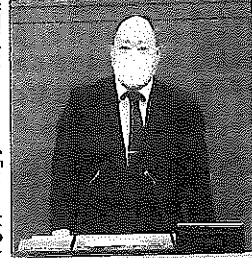
\*\*



# 国際法と国連憲章に違反するものと非難 ロシアに攻撃停止、部隊撤収を求める 議長・区長の連名で「声明」を発表

**無法を止めるのは世界の国々と  
市民社会の声でプーチン政権を  
包囲していくこと**

日本共産党・としま区議が本会議で訴え



本会議で討論を行なう、としま区議  
区議(3月30日・区議会本会議場)

墨田区は3月3日、「ロシアによるウクライナ侵略を非難する声明」を議長と区長の連名で発表しました。これは、3月1日の幹事長会で協議した

としま区議は、「ロシアによるウクライナ侵略は、武力行使の禁止を義務付けた国連憲章に違反し、原発や病院への攻撃は国際人道法にそむく犯罪です。核の先制使用を公言していることも許せません。」

この無法をとめるのは、世界の国々と市民社会の声で、プーチン政権を包囲していくことです。人道的支援をさらに強めていくことです。わが党は、ロシアがただちに無差別攻撃をやめ、ウクライナから撤退することを強く求める」ときびしく非難しました。

## コロナ・物価上昇で生活は深刻なのに 暮らしに冷たい予算には賛成できない あさの清美区議が予算委で意見開陳



委員会で意見を述べるあさの清美区議

区議会予算特別委員会が2月25日から3月15までの日程で開かれ、墨田区の2022年度予算案が審査されました。

日本共産党から、あさの清美区議と高柳東彦区議が委員となり、自己責任を押しつける「新自由主義」からの転換を要求し、国保料の引き下げなど、暮らしを守るための「予算組み替え案」を提案。あさの区議が、切実な区民生活の実態と区政の役割を指摘して、予算案に反対する意見を述べました。

あさの区議は、「生活必需品の値上げが家計を直撃し、新型コロナ感染拡大で苦しい生活を強いられる方などに、二重の打撃となっている。区民生活の深刻な実態に寄り添って、暮らしを守り、応援する予算が強く求められているが、相変

わらず暮らしに冷たい予算となっており、「特別区民税と特別区交付金は100億円もの増収となっており、その多くが基金に積みたてられており、暮らしを守るために活用しているとは言えない」と指摘し、「区の予算案には、医療的ケア児に対する支援や重度障害者グループホーム整備の支援、学童クラブの増設など評価できる施策もあるが、高すぎる国民健康保険料と後期高齢者医療保険料をさらに値上げすることともに、介護保険料の負担軽減策も講じられていない」と批判しました。

## 政治の最大争点 新自由主義を捨ててよいのか?

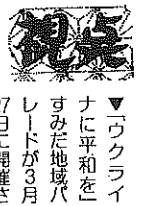
コロナ危機のもとで  
新自由主義の弊害が浮き彫りに

新自由主義とは、企業論というものは、公的責任の放棄につながる。その真返りとして国民に対して「自己責任」を強く求めるようになり、政府や自治体による規制の緩和や撤廃を求めます。

小さな政府の方が良いとして、社会保障や公的サービスを最小限にしていくことを要求し、「民間でできるものは民間で」と迫り、一方で「小さな政府」が浮き彫りになりました。

## 公的責任を放棄し 自己責任を押しつける 新自由主義からの転換を

新自由主義政策の典型は、小泉内閣の「構造改革」路線やアベノミクスです。区政においても、区立保育園や図書館などの指定管理者制度の導入(民営化)が進められ、健康づくりに防災対策、住宅施策などで「自助」が強調されています。ところが山本区長は、この



▼ウクライナに平和を  
すみだ地域パ  
レードが3月  
27日に開催さ  
れ、140人が参加しま  
した。SNSで知ったと  
いう高校生6人が板橋区  
から自転車で参加する  
とともに沿道から「頑張  
ろうね」などの声も寄せ  
られました▼日本共産党  
は、ロシア・プーチン政  
権の無法を糾弾すること  
もに「ロシアは侵略をや  
めよ」「国連憲章を守れ  
の」一点で全世界の政府と  
市民社会が声をあげ、力  
を合わせることを呼びか  
けてきました。非軍事の  
人道支援が大切だと表明  
し、党として独自でウク  
ライナ支援基金に取り組  
んできました▼国連で  
は、人権擁護の諸部門が  
懸命に活動しています。  
国際司法裁判所はロシア  
に軍事行動をただちにや  
めるよう暫定命令を出し  
ました。「国連は無力だ  
の議論もありますが事実  
とは違っています。2回に  
わたる国連総会決議が  
140か国以上の賛成で  
採択されたことは、歴史  
的意義をもつものです▼  
「国際世論の力で侵略を  
止め、侵略者に責任をと  
らせ、国連憲章にもとづ  
く平和の国際秩序を回復  
する」という決着をつけ  
るために最後まで力を合  
わせて頑張りましたよ。

# 暮らしを守り、応援する区政の実現へ

## 日本共産党墨田区議団が予算組み替え案を提案



委員会で意見を述べる高柳東彦区議

3月15日の予算特別委員会で、日本共産党は「令和4年度墨田区一般会計予算の編成替えを求める動議」を提出しました。

この予算組み替え案は、ためこんだ基金の活用などで、暮らしを応援し、区民の負担軽減を図るためのものです。この案は、立憲民主党と墨田オンブズマンが賛成しましたが、自民党、公明党などが反対し、否決となりました。

### 日本共産党が提案した予算組み替え案

- ◆区民の負担を軽減し、暮らしを応援するもの
  - 18歳未満の子どもの国民健康保険料均等割額を全額助成する 1億4070万円
  - 後期高齢者医療保険料均等割額の2割を助成する 2億1665万8000円
  - 介護保険料の1割を助成する 4億4970万7000円
  - 就学援助給食費の対象者を区立小中学生の5割まで拡大する 2億1727万2000円
  - 高齢者、障害者、ひとり親家庭の家賃助成制度を創設する 6800万円
  - 高齢者の補聴器購入費助成を拡充する 1000万円
  - 旧向島中学校(校舎)の解体費を計上する 3億4731万6000円
  - (合計) 14億4965万3000円
- ◆財源は
  - ふるさと納税の収入を、北斎基金に積み立てるのではなく一般財源として活用する 2億7545万円
  - 北斎館資料取得基金を減額する 5000万円
  - 電柱の巻き付け看板の減免をとりやめ、道路占用料を適切に徴収する 2703万円
  - 国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、及び介護保険料の負担軽減のため、財政調整基金を活用する 2億8463万8000円
  - 基金の活用による利子収入を減額する △4万9000円
  - 旧向島中学校(校舎)の解体費に特別区債を活用する 3億1258万4000円
  - 繰越金を従前どおり計上する 5億円
  - (合計) 14億4965万3000円

**後期高齢者医療保険料もさらに値上げ**  
年金収入220万円の単身者で10万7000円にこれで「応能負担」と言えるでしょうか？

今でも「高すぎて払いきれない」と重い負担になっている国民健康保険料と後期高齢者医療保険料がさらに値上げされます。これらの値上げ案に対して、自民党や公明党は「制度の安定的な運営のためにはやむを得ない」、「所得に応じた応能負担になつていく」などと賛成しています。

後期高齢者医療保険料の場合、単身で年金収入220万円の人は、7千円あがって10万7000円になります。この人たちは、後期高齢者医療保険料だけでなく、介護保険料だけでも、介護保険料8万6265円、住民税5万7000円、所得税約2万円、合計で約26万円も負担しなければなりません。これが、支払い能力に応じた負担という、本来の意味での応能負担と言えるでしょうか。

日本共産党は、「年金の削減などで、高齢者の所得は減少すると見ていながら、保険料を値上げするのは断じて容認できない。区独自にでも、負担軽減策を講じるべき」と強く求めました。

**『区民の住生活の安定および向上を図る』という『住宅基本条例』に沿った施策の充実を**

墨田区住宅基本条例は、第2条の基本理念で「区民の住生活の安定および向上を図るために、良質な住宅の確保と良好な住環境の形成が欠くことのできない基礎的条件である」と謳っています。さらには「基本理念の実現に努めることを、区長の責務として掲げています。」

具体的施策として、「公営住宅等の整備を推進する」、「民間賃貸住宅に居住し、特に必要があるものに対し、家賃等の一部を補助することが出来る」、「区長は、必要な財源の確保に努めるものとする」と明記されています。

ところが、新年度予算の住宅関係費は5億8350万2千円で、一般会計予算に占める割合は、わずか0.47%であり、家賃助成制度の創設も拒否されています。住宅基本条例にそった施策が行われていないことは、だれの目にも明らかです。

「住宅は人権・福祉」と位置づけ、公的住宅の整備や家賃助成制度の実現など、住宅施策を抜本的に拡充すべきです。

### 医療と健康 シリーズ

先日、白血球の数が正常の6分の1まで減り、熱が夜になると出る86歳の女性を診察した。20年以上前病歴として、10年前に国立病院から紹介されてきた。当時、全身の関節の痛みを訴え、車イスでヘルパーと一緒に来た。リウマチは免疫の異常で手足の関節に炎症が起これば、悪化する骨や軟骨が壊れ、関節の変形、動かなくなる病気で、30歳から50歳の間に発病することが多い。治療には様々な薬があるが、有名なリウマチ薬のメトトレキサートを使っていた。週に2回ほど飲む薬である。この薬は、もともと抗がん剤であったが、少量ずつ長く使った効果が、薬を飲み始めるのと2週間くらいで効果が出ていた。有名薬である。この患者はもう20年以上もこの薬を使用し、病状も安定していた。私も安心して、いつも青年のヘルパーと車イスで来院する。自立心も強い。3月の下旬に突然38度の熱を出した。

救急車で病院に運ばれ、いろいろ検査をした結果、原因は多分リウマチの薬で白血球が減り熱が出たので、それから10日以上たつたら診療所に来て、夜になると熱が出る、寒気があると言った。その日の血液で白血球は6分の1まで減っていた。白血球減少病と言われる副作用だった。入院が急がれる状態、みさど健康と病院の先生と相談して、早く入院をさせることができた。入院後、白血球が少ずつ増えてきたから安心との連絡があった。東京ではベッドがない状態だったので、患者さんは幸運だった。

墨田区議会定例会2月議会で議決された主な議案等と各党の態度

|                                     | 共産 | 自民 | 公明 | 立憲 | 民主 | 新 | 練 | 無 | 結果 |
|-------------------------------------|----|----|----|----|----|---|---|---|----|
| 東京都後期高齢者医療保険料の引き上げに際しての協議について       | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○ | ○ | ○ | 可決 |
| 墨田区府関係機関の設置に関する条例の一部を改正する条例         | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○ | ○ | ○ | 可決 |
| 公益的法人等への職員の高齢等に関する条例の一部を改正する条例      | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○ | ○ | ○ | 可決 |
| 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例      | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○ | ○ | ○ | 可決 |
| 墨田区本道住宅附属改修促進助成条例の一部を改正する条例         | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○ | ○ | ○ | 可決 |
| 墨田区私道整備助成条例の一部を改正する条例               | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○ | ○ | ○ | 可決 |
| 墨田区道における移動等円滑化の推進に関する条例の一部を改正する条例   | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○ | ○ | ○ | 可決 |
| 墨田区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例             | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○ | ○ | ○ | 可決 |
| 墨田区立公設条例の一部を改正する条例                  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○ | ○ | ○ | 可決 |
| 墨田区立校外学習条例を廃止する条例                   | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○ | ○ | ○ | 可決 |
| 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○ | ○ | ○ | 可決 |
| 墨田区手数料条例の一部を改正する条例                  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○ | ○ | ○ | 可決 |
| 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例            | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○ | ○ | ○ | 可決 |
| 令和3年度墨田区一般会計補正予算(12号)               | ×  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○ | ○ | ○ | 可決 |
| 令和3年度墨田区国民健康保険特別会計補正予算              | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○ | ○ | ○ | 可決 |
| 令和3年度墨田区介護保険特別会計補正予算                | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○ | ○ | ○ | 可決 |
| 令和4年度墨田区一般会計予算                      | ×  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○ | ○ | ○ | 可決 |
| 令和4年度墨田区国民健康保険特別会計予算                | ×  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○ | ○ | ○ | 可決 |
| 令和4年度墨田区介護保険特別会計予算                  | ×  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○ | ○ | ○ | 可決 |
| 令和4年度墨田区後期高齢者医療特別会計予算               | ×  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○ | ○ | ○ | 可決 |
| 財源の取崩し一部変更について                      | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○ | ○ | ○ | 可決 |
| 墨田区福祉推進部の指定管理者の指定について               | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○ | ○ | ○ | 可決 |
| 墨田区手数料条例の一部を改正する条例                  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○ | ○ | ○ | 可決 |
| 墨田区国民健康保険条例の一部を改正する条例               | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○ | ○ | ○ | 可決 |
| 令和3年度墨田区一般会計補正予算(12号)               | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○ | ○ | ○ | 可決 |
| 令和4年度墨田区一般会計補正予算(2号)                | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○ | ○ | ○ | 可決 |
| 墨田区監査委員選任の意向について                    | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○ | ○ | ○ | 可決 |
| 墨田区議会議員の政治管理に関する条例                  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○ | ○ | ○ | 可決 |
| 墨田区歩きスマホによる事故等の防止対策の推進に関する条例        | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○ | ○ | ○ | 可決 |
| 『歩きスマホ』の禁止に係る法整備に関する意見書             | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○ | ○ | ○ | 可決 |

※「立憲」は立憲民主党墨田区議団、「民主」は民主クラブ、「新」は新田オンブズマン、「練」は練馬区議団、「無」は無所属の議。【新】は【新】すみだ、【練】は【練】海蔵(すみだのたけ)、【無】は【無】所属の議。

領収書貼付用

|               |   |          |                 |
|---------------|---|----------|-----------------|
| 会派名           | 日本共産党墨田区議会議員団   | 整理番号等    |                 |
| 領収書番号         | 9   | 代表者確認日   | 4/30            |
|               |   | 経理責任者確認日 | 4/15            |
| 支出日           | 令和4年4月15日(金)  |          |                 |
| 項目<br>(○を付ける) | 1 調査研究費 2 研修費 3 会議費 4 資料作成費 5 資料購入費<br>6 広報広聴費 7 要請・陳情活動費 ⑧ 事務費 9 人件費 |          |                 |
| 支出目的          | リコージャパン(株)  |          |                 |
| 支出金額          | 6,700 /   | 円        | 減額前(按分前)金額<br>円 |
| 支払先           | 領収書の通り  |          |                 |
| 支出内容          | (品名等を具体的に)<br>コピー機チャージ料金、振込手数料  |          |                 |
| 備考            |   |          |                 |

領収書貼付

9 MIZUHO みずほATMコーナー | ご利用明細票

ご利用ありがとうございます。内容をご確認のうえ、必ずお持ち帰りください。 みずほ銀行

|       |            |             |                   |
|-------|------------|-------------|-------------------|
| お取引日  | 2022--4-15 | 振込・振替先の口座番号 | 普通 0869712        |
| 店番号   | 0001-0050  | お取引口座番号     | *****             |
| 振込手数料 | **220      | お取引残高       | *****6,480        |
| お取引内容 | 電信振込 ***** |             |                   |
| 時刻    | 1549       | 利用手数料       | 0-005000-10288511 |

本所 預金保険法の定めで生年月日の登録が必要です。お取引銀行まで。  
みずほ銀行 麹町支店  
リコージャパン(カ様)  
ニホンキョウサントウスミタクキタノ様  
[Redacted]  
発信番号81415005000007X

1655 0013947546

9 MIZUHO みずほATMコーナー | ご利用明細票

ご利用ありがとうございます。内容をご確認のうえ、必ずお持ち帰りください。 みずほ銀行

|       |            |             |                   |
|-------|------------|-------------|-------------------|
| お取引日  | 2022--4-15 | 振込・振替先の口座番号 | 普通 0869712        |
| 店番号   | 0001-0050  | お取引口座番号     | *****             |
| 振込手数料 | **220      | お取引残高       | *****6,480        |
| お取引内容 | 電信振込 ***** |             |                   |
| 時刻    | 1549       | 利用手数料       | 0-005000-10288511 |

本所 預金保険法の定めで生年月日の登録が必要です。お取引銀行まで。  
みずほ銀行 麹町支店  
リコージャパン(カ様)  
ニホンキョウサントウスミタクキタノ様  
[Redacted]  
発信番号81415005000007X

1655 0013947546

ご請求書

RICOH

№:0001/0002

130-8640  
東京都墨田区吾妻橋1丁目  
23-20 墨田区役所 16階

日本共産党  
墨田区議会議員団 様

発行日2022年03月31日 請求No. 22030139828

リコージャパン株式会社  
お問合わせ 請求書お問合わせ窓口  
川崎市川崎区日進町1-14 キューブ

TEL:0120-981-415 4080065 40804796  
※電話番号のお掛け間違いにご注意ください



401AKB1029844# 033607 0001/0002

お客様コード 7383396  
(40820067825)

記の通りご請求申し上げます。

022年03月31日締分 お支払期日2022年04月30日 お支払方法 振込

今回ご請求金額(税込) 6,480 円

| 振込銀行          | 支店     | 種類 | 口座番号    |
|---------------|--------|----|---------|
| みずほ           | 麹町支店   | 普通 | 0869712 |
| 名義人リコージャパン(カ) |        |    |         |
| 三菱UFJ         | 麹町中央支店 | 普通 | 4441251 |
| 名義人リコージャパン(カ) |        |    |         |

お取引【明細】

| 月日    | 商品名                                | 伝票No.  | 数量 | 単価 | お買上金額<br>[税抜] | 消費税金額 |
|-------|------------------------------------|--------|----|----|---------------|-------|
| 03.26 | IMC3500 H <sup>o</sup> パフォーマンスチャージ | 828001 |    |    | 5,891         | 589   |
|       |                                    |        |    |    |               |       |
|       | お買上金額 合計                           |        |    |    | 5,891         | 589   |
|       |                                    | 10%対象  |    |    | 5,891         | 589   |

【お知らせ】GW期間(4/29~5/5)にご利用予定の製品・消耗品等につきましてはお早目にご注文頂きますようお願い致します。  
設定の場合は手数料ご負担をお願い致します。手数料不要の口座引落もご用意しておりますので詳しくは上記連絡先へお問合せ下さい。

サービス料金計算明細

<伝票No. 828001 >  
・トナー込み契約です。

設置先名: 墨田区議会議員団  
IMC3500  
機番: 629087

| 今回検針内容                    | 前回検針内容      | ご使用カウント    |
|---------------------------|-------------|------------|
| 3月20日                     | 2月20日       |            |
| モノカラー総出力 38,876 カウント      | 37,306 カウント | 1,570 カウント |
| フルカラー総出力 ① 7,796 カウント     | 7,496 カウント  | 300 カウント   |
| フルカラーコピー (①-②) 1,656 カウント | 1,561 カウント  | 95 カウント    |
| フルカラープリント ② 6,140 カウント    | 5,935 カウント  | 205 カウント   |

| パフォーマンスチャージ   | 単価/金額  | カウント/月/率  | 内訳金額   |
|---------------|--------|-----------|--------|
| モノカラー総出力      |        | 1,570カウント |        |
| 控除 1%の控除カウント  |        | 16カウント    |        |
| 請求カウント        |        | 1,554カウント |        |
| 1 - 500 /月    | 1.87円  | 500カウント   | 935円   |
| 501 - 1000 /月 | 1.76円  | 500カウント   | 880円   |
| 1001 - 以上 /月  | 1.50円  | 554カウント   | 831円   |
| フルカラーコピー      |        | 95カウント    |        |
| 控除 1%の控除カウント  |        | 1カウント     |        |
| 請求カウント        |        | 94カウント    |        |
| 1 - 1000 /月   | 14.80円 | 94カウント    | 1,391円 |
| フルカラープリント     |        | 205カウント   |        |
| 控除 1%の控除カウント  |        | 3カウント     |        |
| 請求カウント        |        | 202カウント   |        |
| 1 - 1000 /月   | 9.18円  | 202カウント   | 1,854円 |
| 消費税等          | 5,891円 | 10%       | 589円   |
| 合計(税込み)       |        |           | 6,480円 |

|               |   |            |       |              |      |
|---------------|---|------------|-------|--------------|------|
| 会派名           | 日本共産党墨田区議会議員団   |            | 整理番号等 |              |      |
| 領収書番号         | 10  | 代表者<br>確認日 | 4/30  | 経理責任<br>者確認日 | 4/15 |
| 支出日           | 令和4年4月15日(金)  |            |       |              |      |
| 項目<br>(〇を付ける) | 1 調査研究費 2 研修費 3 会議費 4 資料作成費 ⑤ 資料購入費<br>6 広報広聴費 7 要請・陳情活動費 8 事務費 9 人件費 |            |       |              |      |
| 支出目的          | 区画整理・再開発対策全国連絡会議  |            |       |              |      |
| 支出金額          | 8,670   |            | 円     | 減額前(按分前)金額   | 円    |
| 支払先           | 領収書の通り  |            |       |              |      |
| 支出内容          | (品名等を具体的に)<br>区画・再開発通信'22/4～'23/3月分、振込手数料                             |            |       |              |      |
| 備考            |   |            |       |              |      |

領収書貼付

10 MIZUHO みずほATMコーナー | ご利用明細票

ご利用ありがとうございます。内容をご確認のうえ、必ずお持ち帰りください。 みずほ銀行

|            |             |                 |
|------------|-------------|-----------------|
| お取引日       | 振込・振替先の口座番号 | 普通              |
| 2022-4-15  | 3888341     |                 |
| 店番号        | お取引口座番号     |                 |
| 0001-0050  | *****       |                 |
| 振込手数料      | お取引金額       |                 |
| **270***** | 8,400       |                 |
| お取引内容      | お取引振替高      |                 |
| 電信振込       | *****       |                 |
| 時刻         | 利用手数料       | お取引店番号          |
| 1613**0    |             | 005000-10288517 |

本所  
預金保険法の定めで生年月日の登録が必要です。お取引銀行まで。  
三菱UFJ銀行  
飯田橋支店  
クカクセイリサイカイハツ 様  
ニホンキョウサントウスミダクキダン様  
[Redacted]  
発信番号814150050000081

1665 0014175137

10 MIZUHO みずほATMコーナー | ご利用明細票

ご利用ありがとうございます。内容をご確認のうえ、必ずお持ち帰りください。 みずほ銀行

|            |             |                 |
|------------|-------------|-----------------|
| お取引日       | 振込・振替先の口座番号 | 普通              |
| 2022-4-15  | 3888341     |                 |
| 店番号        | お取引口座番号     |                 |
| 0001-0050  | *****       |                 |
| 振込手数料      | お取引金額       |                 |
| **270***** | 8,400       |                 |
| お取引内容      | お取引振替高      |                 |
| 電信振込       | *****       |                 |
| 時刻         | 利用手数料       | お取引店番号          |
| 1613**0    |             | 005000-10288517 |

本所  
預金保険法の定めで生年月日の登録が必要です。お取引銀行まで。  
三菱UFJ銀行  
飯田橋支店  
クカクセイリサイカイハツ 様  
ニホンキョウサントウスミダクキダン様  
[Redacted]  
発信番号814150050000081

1665 0014175137

10

2022年4月2日

130-0001

共産党墨田区議団 様

## 請求書

先にご納入いただきました会費・誌代がなくなりました。下記のとおりご送金をお願いいたします。

なお当連絡会議の会費・誌代は「前納制を原則」としてお願いしておりますが、「退会・中止なさる場合」はファックス、メール、ハガキ、その他などで必ずご連絡をお願いいたします。

2022年4月分より1年分＝¥ 8400円

特定非営利活動法人  
めざせ！住民主権のまちづくり  
区画整理・再開発対策全国連絡会議  
162-8512 新宿区矢来町 123 矢来ビル 4F  
TEL03-5261-4031 FAX03-5261-4032  
メール：info@kukaku.org  
ホームページ：http://kukaku.org/  
(「区画整理・再開発」で即、検索)

■郵便局から下記の払込取扱票でお送り下さい。銀行振込の場合の口座は下記のとおりです。銀行振込の場合はコンビニのATMからお送りいただけます。その際は、送り主の方が分からないことがありますので、①銀行振込日、②お名前、③下記「会員・読者番号」をファックス、メールなどでお知らせください。

○三菱UFJ銀行飯田橋支店(普) 3888341  
○ゆうちょ銀行〇一九(ゼロイチキュウ)店(当) 0109854  
(名義) 区画整理・再開発対策全国連絡会議



|               |   |        |                 |          |      |
|---------------|---|--------|-----------------|----------|------|
| 会派名           | 日本共産党墨田区議会議員団   |        | 整理番号等           |          |      |
| 領収書番号         | 11  | 代表者確認日 | 4/30            | 経理責任者確認日 | 4/15 |
| 支出日           | 令和4年4月15日(金)  |        |                 |          |      |
| 項目<br>(〇を付ける) | 1 調査研究費 2 研修費 3 会議費 4 資料作成費 ⑤ 資料購入費<br>6 広報広聴費 7 要請・陳情活動費 8 事務費 9 人件費 |        |                 |          |      |
| 支出目的          | 資料購入費 しんぶん赤旗  |        |                 |          |      |
| 支出金額          | 4,827 円   |        | 減額前(按分前)金額<br>円 |          |      |
| 支払先           | 領収書の通り  |        |                 |          |      |
| 支出内容          | (品名等を具体的に)<br>新聞代 4月分   |        |                 |          |      |
| 備考            |   |        |                 |          |      |

領収書貼付

//

**日本共産党墨田区議会議員  
団** 様

| 新聞・雑誌名      | 部数  | 金額    |
|-------------|-----|-------|
| 「しんぶん赤旗」日曜版 | * 1 | 930   |
| 日刊「しんぶん赤旗」  | * 1 | 3,497 |
| 東京民報        | 1   | 400   |

\*印は税率8%

日本共産党発行の  
**しんぶん赤旗**  
領収書



**4,827 円**

2022 年 4 月分

上記の金額たしかにいただきました。  
ありがとうございました。

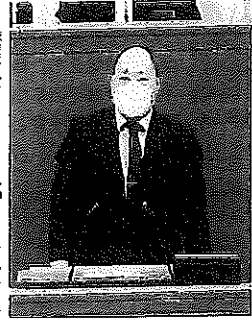
「赤旗」墨田出張所  
〒131-0045  
東京都墨田区押上2-19-5  
TEL 3624-0881

領収日 4/15 扱 署

|               |  |  |   |            |               |
|---------------|--|--|---|------------|---------------|
| 会派名           | 日本共産党墨田区議会議員団  |  | 整理番号等   |            |               |
| 領収書番号         | 12   |  | 代表者確認日  | 4/30       | 経理責任者確認日 4/15 |
| 支出日           | 令和4年4月15日(金)   |  |   |            |               |
| 項目<br>(○を付ける) | 1 調査研究費 2 研修費 3 会議費 4 資料作成費 5 資料購入費<br>⑥ 広報広聴費 7 要請・陳情活動費 8 事務費 9 人件費  |  |   |            |               |
| 支出目的          | 日本郵便株  |  |   |            |               |
| 支出金額          | 14,452   |  | 円   | 減額前(按分前)金額 | 円             |
| 支払先           | 領収書の通り   |  |   |            |               |
| 支出内容          | (品名等を具体的に)<br>区議団ニュース 519号 134通×@73ほか  |  |   |            |               |
| 備考            | 領収書<br>日本共産党墨田区議会議員団様  |  | 領収書<br>日本共産党墨田区議会議員団様   |            |               |
| 領収書貼付         | [別納引受]<br>第一種定形<br>@84 50通 ¥4,200<br>-----<br>小計 ¥4,200<br>-----<br>第一種定形<br>@94 5通 ¥470<br>-----<br>小計 ¥470<br>-----<br>区内特別基(定)<br>@73 134通 ¥9,782<br>-----<br>小計 ¥9,782<br>-----<br>郵便物引受合計通数 189通<br>課税計(10%) ¥14,452<br>(内消費税等 ¥1,313)<br>非課税計 ¥0<br>-----<br>△計 ¥14,452<br>お預り金額 ¥14,452<br>-----<br> |  | [別納引受]<br>第一種定形<br>@84 50通 ¥4,200<br>-----<br>小計 ¥4,200<br>-----<br>第一種定形<br>@94 5通 ¥470<br>-----<br>小計 ¥470<br>-----<br>区内特別基(定)<br>@73 134通 ¥9,782<br>-----<br>小計 ¥9,782<br>-----<br>郵便物引受合計通数 189通<br>課税計(10%) ¥14,452<br>(内消費税等 ¥1,313)<br>非課税計 ¥0<br>-----<br>△計 ¥14,452<br>お預り金額 ¥14,452<br>-----<br> |            |               |
|               | 〒100-8792 日本郵便株式会社<br>東京都千代田区大手町2-3-1<br>取扱日時:2022年4月15日 13:27<br>発行No.220415A5350 端N54箱02<br>連絡先:本所郵便局<br>TEL:0570-943-955  |  | 〒100-8792 日本郵便株式会社<br>東京都千代田区大手町2-3-1<br>取扱日時:2022年4月15日 13:27<br>発行No.220415A5350 端N54箱02<br>連絡先:本所郵便局<br>TEL:0570-943-955   |            |               |

**日本共産党**  
**すみだ区議団ニュース**  
 第519号  
 日本共産党すみだ区議団  
 発行責任者 ばらうとむ (編集責任者 としき剛)  
 〒113-0033 東京都すみだ区若菜1-23-201 電話5608-8326  
 すみだ区役所16階 日本共産党区議団控室

# 国際法と国連憲章に違反するものと非難 ロシアに攻撃停止、部隊撤収を求める 議長・区長の連名で「声明」を公表



本会議で討論を行なう、としき剛  
区議(3月30日、区議会本会議場)

**無法を止めるのは世界の国々と  
市民社会の声でプーチン政権を  
包圍していくこと**  
 日本共産党・としき区議が本会議で訴え

墨田区は3月3日、「ロシアによるウクライナ侵略を非難する声明」を議長と区長の連名で発表しました。これは、3月1日の幹事長会で協議した

なってしまうので、抗議声明という形になったもの。声明では、「ロシアの侵略は、国際法と国連憲章に違反するもの」「ロシアの攻撃を止め、部隊をロシア国内に撤収するよう強く求める」としています。3月30日の本会議で討論にたった日本共産党の

結果、決アが核兵器の使用を示唆議をあげしていることに、東京大空襲などにより、多くの尊い命を失った経験を持つ墨田区として強い憤りあり、急を覚える」として、「ロシアによる侵略を最も強い言葉で非難するとともに、ロシアに対し、即時に攻撃を停止し、部隊をロシア国内に撤収するよう強く求める」としています。3月30日の本会議で討論にたった日本共産党の

としき剛区議は、「ロシアによるウクライナ侵略は、武力行使の禁止を義務付けた国連憲章に違反し、原発や病院への攻撃は国際人道法にそむく犯罪です。核の先制使用を公言していることも許せません。この無法を止めるのは世界の国々と市民社会の声で、プーチン政権を包圍していくことです。人道的支援をさらに強めていくことです。わが党は、ロシアがただちに無差別攻撃をやめ、ウクライナから撤退することを強く求める」ときびしく非難しました。

## コロナ・物価上昇で生活は深刻なのに 暮らしに冷たい予算には賛成できない あさの清美区議が予算委で意見開陳



委員会で意見を述べるあさの清美区議

あさの区議は、「生活必需品の値上げが家計を直撃し、新型コロナ感染拡大で苦しんでいる生活を強いられている方などに、二重の打撃となっている。区民生活の深刻な実態に寄り添って、暮らしを守り、応援する予算が強く求められているが、相変

区議会予算特別委員会が2月25日から3月15までの日程で開かれ、墨田区の2022年度予算案が審査されました。日本共産党から、あさの清美区議と高柳東彦区議が委員となり、自己責任を押しつける「新自由主義」からの転換を要求し、国保料の引き下げなど、暮らしを守るための「予算組み替え案」を提案。あさの区議が、切実な区民生活の実態と区政の役割を指摘して、予算案に反対する意見を述べました。

わらず暮らしに冷たい予算となっている。「特別区民税と特別区交付金は100億円もの増収となっており、暮らしを守るために活用しているとは言えない」と指摘し、「区の予算案には、医療的ケア児に対する支援や重度障害者グループホーム整備の支援、学童クラブの増設など評価できる施策もあるが、後期高齢者医療保険料と高年齢者医療保険料をさらに値上げすることともに、介護保険料の負担軽減策も講じられていない」と批判しました。

## 政治の最大の争点 新自由主義を疑ってよいのか?

コロナ危機のもとで  
新自由主義の弊害が浮き彫りに

新自由主義とは、企業の責任の放棄につながる負担の最小化をめざす経済政策です。市場にまかせておけば何でもうまくいくとして、政府や自治体による規制の緩和や撤廃を求めます。このような新自由主義政策により、格差が拡大し、社会保障全体が切りつめられるものと、コロナ危機がおこり、日本社会のセーフティネットがいかに脆弱になっていることが浮き彫りになりました。

小さな政府の方が良いとして、社会保障や公的サービスを最小限にしていくことを要求し、「民間でできるものは民間で」と迫り、一方で「小さな政府になりません」。

### 自己責任を放棄し 新自由主義からの転換を

新自由主義政策の典型は、小泉内閣の「構造改革」路線やアベノミクスです。区政においても、区立保育園や図書館などの指定管理業者制度の導入(民営化)が進められ、健康づくりや防災対策、住宅施策などで「自助」が強調され、「公助」が縮小されています。ところが山本区長は、この



▼ウクライナに平和を  
すみだ地域パ  
レードが3月  
27日に開催さ  
れ、140人が参加し  
ました。SNSで知った  
という高校生6人が板橋区  
から自転車に参加する  
とともに沿道から頑張  
ろうねなどの声も寄せ  
られました▼日本共産党  
は、ロシア・プーチン政  
権の無法を糾弾すること  
もに「ロシアは侵略をや  
めよ」「国連憲章を守れ」  
の一点で全世界の政府と  
市民社会が声をあげ、力  
を合わせることを呼びか  
けてきました。非軍事の  
人道支援が大切だと表明  
し、党として独自にウク  
ライナ支援基金に取り組  
んできました▼国連で  
は、人権擁護の諸部門が  
懸命に活動しています。  
国際司法裁判所はロシア  
に軍事行動をただちにや  
めるよう暫定命令を出し  
ました。「国連は無むと  
の議論もあります。事実  
とは違いますが、2回に  
わたる国連総会決議が  
140か国以上の賛成で  
採決されたことは、歴史  
的意義をもつものでは  
▼「国際世論の力で侵略を  
止め、侵略者に責任をと  
らせ、国連憲章にもとづ  
く平和の国際秩序を回復  
する」という決意をつけ  
るために最後まで力を合  
わせて頑張りました。

暮らしを守り、応援する区政の実現へ

日本共産党墨田区議団が予算組み替え案を提案



委員会で見解を述べる高柳東彦区議

3月15日の予算特別委員会で、日本共産党は「令和4年度墨田区一般会計予算の編成替えを求める動議」を提出しました。この予算組み替え案は、ためこんだ基金の活用などで、暮らしを応援し、区民の負担軽減を図るためのものです。この案は、立憲民主党と墨田オンブズマンが賛成しましたが、自民党、公明党などが反対し、否決となりました。

日本共産党が提案した予算組み替え案

- ◆区民の負担を軽減し、暮らしを応援するもの
○18歳未満の子どもの国民健康保険料均等割額を全額助成する 1億4070万円
○後期高齢者医療保険料均等割額の2割を助成する 2億1665万8000円
○介護保険料の1割を助成する 4億4970万7000円
○就学援助給食費の対象者を区立小中学生の5割まで拡大する 2億1727万2000円
○高齢者、障害者、ひとり親家庭の家賃助成制度を創設する 6800万円
○高齢者の補聴器購入費助成を拡充する 1000万円
○旧向島中学校(校舎)の解体費を計上する 3億4731万6000円
(合計 14億4965万3000円)
◆財源は
○ふるさと納税の収入を、北斎基金に積み立てるのではなく一般財源として活用する 2億7545万円
○北斎館資料取得基金を減額する 5000万円
○電柱の巻き付け看板の減免をとりやめ、道路占用料を適切に徴収する 2703万円
○国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、及び介護保険料の負担軽減のため、財政調整基金を活用する 2億8463万8000円
○基金の活用による利子収入を減額する △4万9000円
○旧向島中学校(校舎)の解体費に特別区債を活用する 3億1258万4000円
○繰越金を従前どおり計上する 5億円
(合計 14億4965万3000円)

後期高齢者医療保険料もさらに値上げ
年金収入220万円の単身者で10万7000円に
これで「応能負担」と言えるでしょうか?
今でも「高すぎて払いきれない」と重い負担になっている国民健康保険料と後期高齢者医療保険料がさらに値上げされます。これらの値上げ案に対して、自民党や公明党は「制度の安定的な運営のためにはやむを得ない」、「所得に応じた応能負担になつていく」などと賛成しています。後期高齢者医療保険料の場合、単身で年金収入220万円の人には、7千円あがって10万7000円になります。この人たちは、後期高齢者医療保険料だけでなく、介護保険料8万6265円、住民税5万7000円、所得税約2万円、合計で約26万円も負担しなければなりません。これが、支払い能力に応じた負担という、本来の意味での応能負担と言えるでしょうか。日本共産党は、「年金の削減などで、高齢者の所得は減少すると見ていながら、保険料を値上げするのは断じて容認できない。区独自でも、負担軽減策を講じるべき」と強く求めました。

区民の住生活の安定および向上を図る」という「住宅基本条例」に沿った施策の充実を
墨田区住宅基本条例は、第2条の基本理念で「区民の住生活の安定および向上を図るために、良質な住宅の確保と良好な住環境の形成が欠くことのできない基礎的条件である」と謳っています。さらにこの「基本理念の実現に努めること」を、区長の責務として掲げています。具体的施策として、「公営住宅等の整備を推進する」、「民間賃貸住宅に居住し、特に必要があるものに対し、家賃等の一部を補助することができ、区長は、必要な財源の確保に努めるもの」とす」と明記されています。ところが、新年度予算の住宅関係費は5億8350万2千円で、一般会計予算に占める割合は、わずか0.47%であり、家賃助成制度の創設も拒否されています。住宅基本条例にそった施策が行われていないことは、だれの目にも明らかです。「住宅は人権・福祉と位置づけ、公営住宅の整備や家賃助成制度の実現など、住宅施策を抜本的に拡充すべきです。」

すみだ共立診療所 自沢先生 〇〇〇
シリーズ
先日、白血球の数が正常の6分の1まで減り、熱が夜になると出る86歳の女性を診察した。20年以上闘病して、10年前に国立病院から紹介されてきた。当時、全身の関節の痛みを訴え、車イスでヘルパーと一緒に、リウマチは免疫の異常で手足の関節に炎症が起これば、悪化すると言われ、軟骨が壊れ、関節の変形、動きがなくなる病気である。患者の8割が女性で、30歳から50歳の間に発病することが多い。治療には様々な薬があるが、有名な抗リウマチ薬のメトトレキサートを使っていた。週に2回ほど飲む薬である。この薬は、少量ずつ長く使うと効果が、薬を飲み始める2週間くらいで、即効性がある。この患者はもう20年以上もこの薬を使用し、病状も安定していた。私も安心して、いつもヘルパーと車イスで来院する。自立心の強い独居の方でした。3月の下旬に突然38度の熱を出した。

墨田区議会定例会2月議会で議決された主な議案等と各党の態度
表: 議案内容、共産、自民、公明、立憲、民主、オン、新す、詳、無、結果
東京都後期高齢者医療制度協会の変更に係る関係について
墨田区府商議会の役員に関する条例の一部を改正する条例
公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例
議員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
墨田区木造住宅耐震改修促進助成条例の一部を改正する条例
墨田区私道整備助成条例の一部を改正する条例
墨田区道における移動等円滑化の基準に関する条例の一部を改正する条例
墨田区道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
墨田区立公園条例の一部を改正する条例
墨田区立校外学習条例を廃止する条例
幼稚園教育委員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
墨田区手数料条例の一部を改正する条例
議員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
令和3年度墨田区一般会計補正予算(12号)
令和3年度墨田区国民健康保険特別会計補正予算
令和3年度墨田区介護保険特別会計補正予算
令和4年度墨田区一般会計予算
令和4年度墨田区国民健康保険特別会計予算
令和4年度墨田区介護保険特別会計予算
令和4年度墨田区後期高齢者医療特別会計予算
財産の取得について
墨田区区民(保育園)の指定管理の指定について
墨田区手数料条例の一部を改正する条例
墨田区国民健康保険条例の一部を改正する条例
令和3年度墨田区一般会計補正予算(13号)
令和4年度墨田区一般会計補正予算(2号)
墨田区監査委員の再選任の同意について
墨田区議会議員の政治倫理に関する条例
墨田区伊勢ヶ崎による事故等の防止対策の推進に関する条例
※立憲(立憲民主党墨田区議団)、民主(民主党墨田区クラブ)、オン(オンブズマン)、新す(新しいすみだ)、詳(詳細な議案)の略、無(無所属)の略。

|               |   |        |              |          |      |
|---------------|---|--------|--------------|----------|------|
| 会派名           | 日本共産党墨田区議会議員団   |        | 整理番号等        |          |      |
| 領収書番号         | 13  | 代表者確認日 | 4/30         | 経理責任者確認日 | 4/15 |
| 支出日           | 令和4年4月15日(金)  |        |              |          |      |
| 項目<br>(〇を付ける) | 1 調査研究費 2 研修費 3 会議費 4 資料作成費 5 資料購入費<br>⑥ 広報広聴費 7 要請・陳情活動費 8 事務費 9 人件費 |        |              |          |      |
| 支出目的          | 日本郵便株   |        |              |          |      |
| 支出金額          | 16,644 円  |        | 減額前(按分前)金額 円 |          |      |
| 支払先           | 領収書の通り  |        |              |          |      |
| 支出内容          | (品名等を具体的に)<br>区議団ニュース 519号 228通×@73                                   |        |              |          |      |
| 備考            |   |        |              |          |      |

領収書貼付

13 領収書  
日本共産党墨田区議団様

[別納引受]  
区内特別基(定) 12.0g  
@73 228通 ¥16,644

---

小計 ¥16,644

---

郵便物引受合計通数 228通  
課税計(10%) ¥16,644  
(内消費税等 ¥1,513)  
非課税計 ¥0

---

合計 ¥16,644  
お預り金額 ¥20,644  
おつり ¥4,000



〒100-8792 日本郵便株式会社  
東京都千代田区大手町2-3-1  
取扱日時: 2022年4月15日 13:46  
発行No. 220415A0324 端N39箱03  
連絡先: 向島郵便局  
TEL: 0570-943-308

13 領収書  
日本共産党墨田区議団様

[別納引受]  
区内特別基(定) 12.0g  
@73 228通 ¥16,644

---

小計 ¥16,644

---

郵便物引受合計通数 228通  
課税計(10%) ¥16,644  
(内消費税等 ¥1,513)  
非課税計 ¥0

---

合計 ¥16,644  
お預り金額 ¥20,644  
おつり ¥4,000



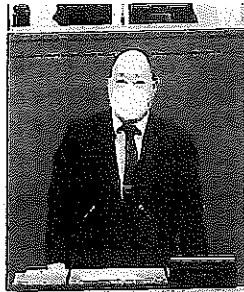
〒100-8792 日本郵便株式会社  
東京都千代田区大手町2-3-1  
取扱日時: 2022年4月15日 13:46  
発行No. 220415A0324 端N39箱03  
連絡先: 向島郵便局  
TEL: 0570-943-308



# 国際法と国連憲章に違反するものと非難 ロシアに攻撃停止、部隊撤収を求める 議長・区長の連名で「声明」を発表

**無法を止めるのは世界の国々と  
市民社会の力でプーチン政権を  
包圍していくこと**

日本共産党・としま区議が本会議で訴え



本会議で討論を行なう、としま区議(左)と区議団本会議(右)のメンバー

墨田区は3月3日、「ロシアによるウクライナ侵略を非難する声明」を議長と区長の連名で発表しました。これは、3月1日の幹事長会で協議した

なってしまうので、抗議声明という形になったもの。声明では、「ロシアの侵略は、国際法と国連憲章に違反するもの」「ロシア

としま区議は、「ロシアによるウクライナ侵略は、武力行使の禁止を義務付けた国連憲章に違反し、原発や病院への攻撃は国際人道法にそむく犯罪です。核の先制使用を公言していることも許せません。」

結果、決アが核兵器の使用を示唆議をあげていることに、東京大空襲などにより、多くの尊い命を失った経験を持つ墨田区として強い憤りあり、急を覚える」として、「ロシアによる侵略を最も強い言葉で非難するとともに、ロシアに対し、即時に攻撃を停止し、部隊をロシア国内に撤収するよう強く求める」としています。

3月30日の本会議で討論にたった日本共産党の

この無法をどめるのは世界の国々と市民社会の力で、プーチン政権を包圍していくことです。人道的支援をさらに強めていくことです。わが党は、ロシアがただちに無差別攻撃をやめ、ウクライナから撤退することを強く求めるとときびしく非難しました。

## コロナ・物価上昇で生活は深刻なのに 暮らしに冷たい予算には賛成できない あさの清美区議が予算委で意見開陳



委員会で意見を述べるあさの清美区議

あさの区議は、「生活必需品の値上げが家計を直撃し、新型コロナ感染拡大で苦しんでいる方々に、二重の打撃となっている。区民生活の深刻な実態に寄り添って、暮らしを守り、応援する予算が強く求められているが、相変

区議会予算特別委員会が2月25日から3月15までの日程で開かれ、墨田区の2022年度予算案が審査されました。日本共産党から、あさの清美区議と高柳東彦区議が委員となり、自己責任を押しつける「新自由主義」からの転換を要求し、国保料の引き下げなど、暮らしを守るための「予算組み替え案」を提案。あさの区議が、切実な区民生活の実態と区政の役割を指摘して、予算案に反対する意見を述べました。

わらず暮らしに冷たい予算となっている。「特別区民税と特別区交付金は100億円もの増収となっているが、その多くが基金に積みたてられており、暮らしを守るために活用しているとは言えない」と指摘し、「区の予算案には、医療的ケア児に対する支援や重度障害者グループホーム整備の支援、学童クラブの増設など評価できる施策もあるが、高すぎる国民健康保険料と後期高齢者医療保険料をさらに値上げすることともに、介護保険料の負担軽減策も講じられていない」と批判しました。

### 政治の最大の争点 新自由主義を断つてよいのか?

コロナ危機のもとで  
新自由主義の弊害が浮き彫りに

新自由主義とは、企業の儲けの最大化と、業の儲けの最大化と、負担の最小化をめざす経済政策です。市場にまかせておけば何でもうまくいくとして、政府や自治体による規制の緩和や撤廃を求めます。

小さな政府の方が良いとして、社会保障や公的サービスを最小限にしていくことを要求し、「民間でできるものは民間で」と迫ります。一方で「小さな政府の責任を放棄し自己責任を押しつける新自由主義からの転換を」

新自由主義政策の典型は、小泉内閣の「構造改革」路線やアベノミクスです。区政においては、区立保育園や図書館などの指定管理や図書館の導入(民営化)が進められ、健康づくりにや防災対策、住宅施策などで「自助」が強調されています。ところが山本区長は、この



▼ウクライナに平和を  
すみだ地域ハ  
レードが3月  
27日に開催さ  
れ、140人が参加しま  
した。SNSで知ったこ  
いっ高校生6人が板橋区  
から自転車で行くこと  
にも沿道から「頑張  
ろっね」などの声も寄  
せられました▼日本共  
産党は、ロシア・プ  
ーチン政権の無法を糾弾するこ  
もに「ロシアは侵略をや  
めよ」「国連憲章を守れ」  
の一点で全世界の政府と  
市民社会が声をあげ、力  
を合わせることを呼びか  
けてきました。非軍事の  
人道支援が大切だと表明  
し、党として独自にウク  
ライナ支援基金に取り組  
んできました▼国連で  
は、人権擁護の諸部門が  
懸命に活動しています。  
国際司法裁判所はロシア  
に軍事行動をたたきにや  
めるよう暫定命令を出し  
ました。「国連は無力」  
との議論もありますが事  
実は違っています。2回に  
わたる国連総会決議が  
140か国以上の賛成で  
採決されたことは、歴史  
的意義をもつものでは  
▼「国際世論の力で侵略を  
止め、侵略者に責任をと  
らせ、国連憲章にもと  
づいて平和の国際秩序を回復  
する」という決着をつけ  
るために最後まで力を合  
わせて頑張りました。

# 暮らしを守り、応援する区政の実現へ

## 日本共産党墨田区議団が予算組み替え案を提案



3月15日の予算特別委員会で、日本共産党は「令和4年度墨田区一般会計予算の編成替えを求める動議」を提出しました。

### 日本共産党が提案した予算組み替え案

- ◆区民の負担を軽減し、暮らしを応援するもの
  - 18歳未満の子どもの国民健康保険料均等割額を全額助成する 1億4070万円
  - 後期高齢者医療保険料均等割額の2割を助成する 2億1665万8000円
  - 介護保険料の1割を助成する 4億4970万7000円
  - 就学援助給食費の対象者を区立小中学生の5割まで拡大する 2億1727万2000円
  - 高齢者、障害者、ひとり親家庭の家賃助成制度を創設する 6800万円
  - 高齢者の補聴器購入費助成を拡充する 1000万円
  - 旧向島中学校(校舎)の解体費を計上する 3億4731万6000円
  - (合計) 14億4965万3000円)
- ◆財源は
  - ふるさと納税の収入を、北斎基金に積み立てるのではなく一般財源として活用する 2億7545万円
  - 北斎館資料取得基金を減額する 5000万円
  - 電柱の巻き付け看板の減免をとりやめ、道路占用料を適切に徴収する 2703万円
  - 国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、及び介護保険料の負担軽減のため、財政調整基金を活用する 2億8463万8000円
  - 基金の活用による利子収入を減額する △4万9000円
  - 旧向島中学校(校舎)の解体費に特別区債を活用する 3億1258万4000円
  - 繰越金を従前どおり計上する 5億円
  - (合計) 14億4965万3000円)

後期高齢者医療保険料もさらに値上げ  
 今年収入220万円の単身者で10万7000円に  
 これで「応能負担」と言えるでしょうか？

今でも「高すぎて払いきれない」と重い負担になっている国民健康保険料と後期高齢者医療保険料がさらに値上げされます。これらの値上げ案に対して、自民党や公明党は「制度の安定的な運営のためにはやむを得ない」、「所得に応じた応能負担になっていく」などと賛成しています。

後期高齢者医療保険料の場合、単身で年金収入220万円の人は、7千円あがって10万7000円になります。この人たちは、後期高齢者医療保険料だけでなく、介護保険料だけでもなく、介護保険料8万6265円、住民税5万7000円、所得税約2万円、合計で約26万円も負担しなければなりません。これが、支払い能力に応じた負担という、本来の意味での応能負担と言えるでしょうか。

日本共産党は、「年金の削減などで、高齢者の所得は減少すると見ていながら、保険料を値上げするのは断じて容認できない。区独自にでも負担軽減策を講じるべき」と強く求めました。

「区民の住生活の安定および向上を図る」という  
 『住宅基本条例』に沿った施策の充実を

墨田区住宅基本条例は、第2条の基本理念で「区民の住生活の安定および向上を図るために、良質な住宅の確保と良好な住環境の形成が欠くことのできない基礎的条件である」と謳っています。さらにこの「基本理念の実現に努めること」を、区長の責務として掲げています。

具体的施策として、「公営住宅等の整備を推進する」、「民間賃貸住宅に居住し、特に必要があるものに対し、家賃等の一部を補助することができ」、「区長は、必要な財源の確保に努めるもの」とす

と、明記されています。ところが、新年度予算の住宅関係費は5億8350万2千円で、一般会計予算に占める割合は、わずか0.47%であり、家賃助成制度の創設も拒否しています。住宅基本条例にそった施策が行われていないことは、だれの目にも明らかです。

「住宅は人権・福祉と位置づけ、公営住宅の整備や家賃助成制度の実現など、住宅施策を抜本的に拡充すべきです。」

### すみだ共立診療所 吉沢先生

#### リウマチの患者

私もお心なヘルパーと車いすで来院する、自立心の強い独居の方でした。3月の下旬に突然38度の熱を出した。

薬があるが、有名な抗リウマチ薬のメトトレキサートを使っていた。週に2回ほど飲む薬である。この薬は、もともと抗がん剤であったが、少量ずつ長く使ったと効果がある。薬を飲み始めるのと2週間くらいで効果が出て、効力が出た。有名な薬であった。この患者はもう20年の薬を使用し、病状も安定していた。入院後、白血球が少しくつ増えきたから安心とすつ連絡があった。東京ではベッドがない状態だったので、患者さんは幸運だった。

救急車で病院に運ばれ、いろいろ検査をした結果、原因は多分リウマチの薬で、白血球が減り熱が出たのだ。しよつとの説明が出たので、それから10日以上たつたから診療所に来て、夜になると熱が出る、寒気があると言った。その日の血液で白血球は6分の1まで減っていた。白血球減少病と言われた。白血球減少病と聞かされた。入院が急がれる状態だ、みさと健和病院の先生と相談して早く入院をさせることができた。入院後、白血球が少しくつ増えきたから安心とすつ連絡があった。東京ではベッドがない状態だったので、患者さんは幸運だった。

### 墨田区議会定例会2月議会で議決された主な議案等と各党の態度

|                                     | 共産 | 自民 | 公明 | 立憲 | 墨民主 | オン | 新す | 神 | 無 | 結果 |
|-------------------------------------|----|----|----|----|-----|----|----|---|---|----|
| 東京部後期高齢者医療給付額増額に関する協議について           | ○  | ○  | ○  | ○  | ○   | ○  | ○  | ○ | ○ | 可決 |
| 墨田区消防団員の処遇に関する条例の一部を改正する条例          | ○  | ○  | ○  | ○  | ○   | ○  | ○  | ○ | ○ | 可決 |
| 公益的法人等への職員の旅費等に関する条例の一部を改正する条例      | ○  | ○  | ○  | ○  | ○   | ○  | ○  | ○ | ○ | 可決 |
| 職員の手給増額、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例      | ○  | ○  | ○  | ○  | ○   | ○  | ○  | ○ | ○ | 可決 |
| 墨田区不特定住宅耐震改修促進条例の一部を改正する条例          | ○  | ○  | ○  | ○  | ○   | ○  | ○  | ○ | ○ | 可決 |
| 墨田区私道無償取得条例の一部を改正する条例               | ○  | ○  | ○  | ○  | ○   | ○  | ○  | ○ | ○ | 可決 |
| 墨田区道における歩道等に関する条例の一部を改正する条例         | ○  | ○  | ○  | ○  | ○   | ○  | ○  | ○ | ○ | 可決 |
| 墨田区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例             | ○  | ○  | ○  | ○  | ○   | ○  | ○  | ○ | ○ | 可決 |
| 墨田区立公園条例の一部を改正する条例                  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○   | ○  | ○  | ○ | ○ | 可決 |
| 墨田区立校外学舎条例を廃止する条例                   | ○  | ○  | ○  | ○  | ○   | ○  | ○  | ○ | ○ | 可決 |
| 幼稚園教育職員の手給増額、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 | ○  | ○  | ○  | ○  | ○   | ○  | ○  | ○ | ○ | 可決 |
| 墨田区手数料条例の一部を改正する条例                  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○   | ○  | ○  | ○ | ○ | 可決 |
| 職員の手給増額に関する条例の一部を改正する条例             | ○  | ○  | ○  | ○  | ○   | ○  | ○  | ○ | ○ | 可決 |
| 令和3年度墨田区一般会計補正予算(12号)               | ○  | ○  | ○  | ○  | ○   | ○  | ○  | ○ | ○ | 可決 |
| 令和3年度墨田区国民健康保険特別会計補正予算              | ○  | ○  | ○  | ○  | ○   | ○  | ○  | ○ | ○ | 可決 |
| 令和3年度墨田区介護保険特別会計補正予算                | ○  | ○  | ○  | ○  | ○   | ○  | ○  | ○ | ○ | 可決 |
| 令和4年度墨田区一般会計予算                      | ○  | ○  | ○  | ○  | ○   | ○  | ○  | ○ | ○ | 可決 |
| 令和4年度墨田区国民健康保険特別会計予算                | ○  | ○  | ○  | ○  | ○   | ○  | ○  | ○ | ○ | 可決 |
| 令和4年度墨田区介護保険特別会計予算                  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○   | ○  | ○  | ○ | ○ | 可決 |
| 令和4年度墨田区後期高齢者医療特別会計予算               | ○  | ○  | ○  | ○  | ○   | ○  | ○  | ○ | ○ | 可決 |
| 財産の取得の一部変更について                      | ○  | ○  | ○  | ○  | ○   | ○  | ○  | ○ | ○ | 可決 |
| 墨田区火災(育園)の指定管理の指定について               | ○  | ○  | ○  | ○  | ○   | ○  | ○  | ○ | ○ | 可決 |
| 墨田区手数料条例の一部を改正する条例                  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○   | ○  | ○  | ○ | ○ | 可決 |
| 墨田区国民健康保険条例の一部を改正する条例               | ○  | ○  | ○  | ○  | ○   | ○  | ○  | ○ | ○ | 可決 |
| 令和3年度墨田区一般会計補正予算(13号)               | ○  | ○  | ○  | ○  | ○   | ○  | ○  | ○ | ○ | 可決 |
| 令和3年度墨田区一般会計補正予算(2号)                | ○  | ○  | ○  | ○  | ○   | ○  | ○  | ○ | ○ | 可決 |
| 墨田区議会議員選任の同意について                    | ○  | ○  | ○  | ○  | ○   | ○  | ○  | ○ | ○ | 可決 |
| 墨田区議会議員選任の同意に関する条例                  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○   | ○  | ○  | ○ | ○ | 可決 |
| 墨田区歩道スマホによる車道等の防止対策の推進に関する条例        | ○  | ○  | ○  | ○  | ○   | ○  | ○  | ○ | ○ | 可決 |
| 「歩道スマホ」の禁止に係る法整備に関する意見書             | ○  | ○  | ○  | ○  | ○   | ○  | ○  | ○ | ○ | 可決 |

※立憲は「立憲民主党墨田区団員」、墨民主は「墨田民主クラブ」、オンは「墨田オンズマン」、新すは「新すみだ」、神は「地域連携すみだの絆」、無は「無所属の席」。



|               |   |            |                        |              |
|---------------|---|------------|------------------------|--------------|
| 会派名           | 日本共産党墨田区議会議員団   | 整理番号等      | 1                      |              |
| 領収書番号         | 14  | 代表者<br>確認日 | 4/30                   | 経理責任<br>者確認日 |
| 支出日           | 令和4年4月18日(月)  |            |                        |              |
| 項目<br>(○を付ける) | 1 調査研究費 2 研修費 3 会議費 4 資料作成費 5 資料購入費<br>6 広報広聴費 7 要請・陳情活動費 ⑧ 事務費 9 人件費 |            |                        |              |
| 支出目的          | 通信費 ソフトバンク(株)   |            |                        |              |
| 支出金額          | 6,287 円   |            | 減額前(按分前)金額<br>12,575 円 |              |
| 支払先           | 領収書の通り  |            |                        |              |
| 支出内容          | (品名等を具体的に)<br>携帯電話代 山下3月分17,637-5,062=12,575<br>通信費のみ 1/2按分           |            |                        |              |
| 備考            |   |            |                        |              |
| 領収書貼付         |   |            |                        |              |





Summary of your charges  
ご利用料金内訳明細書

ご請求先番号: 9885514549  
Billing number

発行日 2022年 4月 1日

請求月 2022年 3月分  
Month of Issue



| 電話番号 (お客さま番号等) | 料 金 内 訳   | 内訳金額 (円) | 税区分 |
|----------------|---|----------|-----|
|                | 利用料 SoftBank光/SoftBankAir (10%課税対象分)                                  | 5,062    | 内 税 |
|                | 小計  | 5,062    |     |
|                | * * ご契約期間 5年 2ヶ月 * *  |          |     |
|                | 基本料 基本プラン (音声) [ 2月21日~ 3月20日]  | 980      | 10% |
|                | 通話料 基本プラン (音声)  | 21,380   | 10% |
|                | 割引 家族割引 (1,920円 × 10.0%)  | -1,920   | 10% |
|                | 月額料 定額オプション+  | 1,800    | 10% |
|                | 無料 定額オプション+ 無料通話分   | -19,460  | 10% |
|                | 定額料 データプランメリハリ (データシェアプラス用)   | 6,500    | 10% |
|                | 割引 おうち割 光セット  | -1,000   | 10% |
|                | 割引 新みんな家族割  | -1,500   | 10% |
|                | 通信料 Sメール (MMS) @0円 9Pkt   | 0        | 10% |
|                | 通信料 データ通信@0円 103741Pkt  | 0        | 10% |
|                | 通信料 データ通信 (4G LTE/5G) @0円 62881025Pkt<br>(通信量合計 62984775Pkt [7.51GB]) | 0        | 10% |
|                | 通信料 メール (SMS) (YM/他社宛)  | 15       | 10% |
|                | 月額料 ナンバーブロック  | 100      | 10% |
|                | 月額料 ソフトバンクWi-Fiスポット (i)   | 467      | 10% |
|                | 無料 ソフトバンクWi-Fiスポット (i) 無料特典 (467円 × 100%)                             | -467     | 10% |
|                | 月額料 あんしん保証パック with AppleCare Services                                 | 890      | 10% |
|                | 月額料 iPhoneセキュリティバック   | 500      | 10% |
|                | 情報料 ソフトバンク・ワイモバイルまとめて支払い (Apple等) ご利用分                                | 130      | 内 税 |
|                | その他 ユニバーサルサービス料   | 2        | 10% |
|                | 小計  | 8,417    |     |
|                | 合計  | 16,711   |     |
|                | 内課税対象額 10%  | 9,269    |     |
|                | 内課税対象額 計  | 9,269    |     |
|                | 消費税等 10%  | 926      |     |
|                | 消費税等 計  | 926      |     |
|                | ご請求金額   | 17,637   |     |
|                | (税込金額 計 10%)  | 15,257   |     |
|                | (課税対象外 計)   | 2,380    |     |

※ユニバーサルサービス・電話リレーサービスに関しては、(一社)電気通信事業者協会のHPをご参照ください。https://www.tca.or.jp/  
 ※更新月等の各種ご契約内容についてはMy SoftBankの契約内容照会よりご確認ください。  
 ※他社債権にかかる消費税率は購入元からの明細等をご確認ください。  
 ※経過措置対象の取引は旧税率を適用しています。

令和4年度 政務活動費実績報告書Ⅱ

領収書貼付用

|               |   |            |                        |              |      |
|---------------|---|------------|------------------------|--------------|------|
| 会派名           | 日本共産党墨田区議会議員団   |            | 整理番号等                  | 3            |      |
| 領収書番号         | 15  | 代表者<br>確認日 | 4/30                   | 経理責任<br>者確認日 | 4/25 |
| 支出日           | 令和4年4月25日(月)  |            |                        |              |      |
| 項目<br>(○を付ける) | 1 調査研究費 2 研修費 3 会議費 4 資料作成費 5 資料購入費<br>6 広報広聴費 7 要請・陳情活動費 ⑧ 事務費 9 人件費 |            |                        |              |      |
| 支出目的          | 通信費 KDDI(株)   |            |                        |              |      |
| 支出金額          | 5,989 円   |            | 減額前(按分前)金額<br>11,979 円 |              |      |
| 支払先           | 領収書の通り  |            |                        |              |      |
| 支出内容          | (品名等を具体的に)<br>携帯電話代 としま4月分24,597-12,618=11,979<br>通信費のみ 1/2按分         |            |                        |              |      |
| 備考            |   |            |                        |              |      |
| 領収書貼付         |   |            |                        |              |      |

15

口座振替のご案内 INVOICE FOR SERVICES



KDDI株式会社  
〒163-8003 東京都新宿区西新宿2丁目1番1号 KDDIビル

発行年月日 DATE OF ISSUE 2022年 4月 3日

東京都 墨田区

戸嶋 剛 様

お知らせ INFORMATION

- 通話サービスご契約のお客さまへのご案内
  - ・ユニバーサルサービス料は、日本全国における加入電話・公衆電話等の提供確保のため、NTT東・西日本に支払われるものです。
  - ・電話リレーサービス料は、聴覚や発話に障がいのある方との意思疎通を手話等で仲介するサービス提供のため、日本財団電話リレーサービスに支払われるものです。
- 電話リレーサービス料の番号単価の改定について  
電話リレーサービス料は、2022年4月から9月ご利用分まで1番号あたり月額1円となります。
- 【お客さまへの注意喚起】KDDIを装う偽メールにご注意ください。KDDIサービスを装う偽メールが増えています。下記サイトより注意点をご確認ください。 <http://kddi-1.jp/ZAZ>

KDDIをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

ご利用料金は、ご指定の口座から振替させていただきますので、下記口座振替日前日（金融機関営業日）までに口座にご用意願います。

|                                |             |
|--------------------------------|-------------|
| ご請求年月<br>MONTH OF ISSUE        | 2022年 4月    |
| ご利用年月<br>BILLING PERIOD        | 2022年 3月    |
| 口座振替日<br>DATE FOR TRANSFER     | 2022年 4月25日 |
| 口座振替額<br>TOTAL AMOUNT DUE      | 24,597円     |
| 金融機関名<br>FINANCIAL INSTITUTION | *****       |
| 支店名<br>BRANCH                  | *****       |
| 口座番号<br>ACCOUNT NUMBER         | *****       |
| ご請求コード<br>CUSTOMER CODE        | 8034147060  |

サービス別ご利用料金

|             |         |
|-------------|---------|
| au電話料金      | 7,469円  |
| au機器代金      | 4,510円  |
| auかんたん決済利用料 | 12,618円 |

※うち消費税等 10%対象 679円  
(課税対象額は6,790円でした。)

お支払期日を過ぎますと約款に定めた延滞利息をいただく場合がございます。



|                       |                               |
|-----------------------|-------------------------------|
| ◆ au au携帯電話から 157     | 一般電話から 0120-977-033           |
| 受付時間 9時~20時 (年中無休・無料) | ◆ p o v o WEBのサポートページをご確認ください |

料金領収証 RECEIPT FOR SERVICES

2022年 4月ご請求分 (3月利用分)

戸嶋 剛 様

KDDIをご利用いただきまして誠にありがとうございます。  
右記KDDI料金を 4月25日ご指定の口座から振替させていただきました。

|                      |            |
|----------------------|------------|
| ご請求コード CUSTOMER CODE | 8034147060 |
| 領収金額 AMOUNT RECEIVED | 24,597円    |
| うち消費税等 TAX           | 679円       |

KDDI株式会社  
〒163-8003 東京都新宿区西新宿2丁目1番1号 KDDIビル

|                             |       |
|-----------------------------|-------|
| 金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION | ***** |
| 支店名 BRANCH                  | ***** |
| 口座番号 ACCOUNT NUMBER         | ***** |

|               |   |        |       |                         |      |
|---------------|---|--------|-------|-------------------------|------|
| 会派名           | 日本共産党墨田区議会議員団   |        | 整理番号等 | 1                       |      |
| 領収書番号         | 16  | 代表者確認日 | 4/30  | 経理責任者確認日                | 4/25 |
| 支出日           | 令和4年4月25日(月)  |        |       |                         |      |
| 項目<br>(○を付ける) | 1 調査研究費 2 研修費 3 会議費 4 資料作成費 5 資料購入費<br>6 広報広聴費 7 要請・陳情活動費 ⑧ 事務費 9 人件費 |        |       |                         |      |
| 支出目的          | 事務所費  |        |       |                         |      |
| 支出金額          | 30,000 円  |        |       | 減額前(按分前)金額<br>100,000 円 |      |
| 支払先           | 領収書の通り  |        |       |                         |      |
| 支出内容          | (品名等を具体的に)<br>山下事務所家賃(100,000)  |        |       |                         |      |
| 備考            |   |        |       |                         |      |

領収書貼付

16

|             |                                  |     |                  |
|-------------|----------------------------------|-----|------------------|
| 令和4年<br>2月分 | 令和4年1月26日<br>¥103,000-<br>受取りました | 領収印 | 水道料<br>¥2,000-倉元 |
| 令和4年<br>3月分 | 令和4年2月19日<br>¥103,000-<br>受取りました | 領収印 | 水道料<br>¥3,000-倉元 |
| 令和4年<br>4月分 | 令和4年3月25日<br>¥103,000<br>受取りました  | 領収印 | 水道料<br>¥2,000-倉元 |
| 令和4年<br>5月分 | 令和4年4月25日<br>¥103,000<br>受取りました  | 領収印 | 水道料<br>¥3,000-倉元 |

|               |   |            |                        |              |      |
|---------------|---|------------|------------------------|--------------|------|
| 会派名           | 日本共産党墨田区議会議員団   | 整理番号等      | 2                      |              |      |
| 領収書番号         | 17  | 代表者<br>確認日 | 4/30                   | 経理責任<br>者確認日 | 4/25 |
| 支出日           | 令和4年4月25日(月)  |            |                        |              |      |
| 項目<br>(○を付ける) | 1 調査研究費 2 研修費 3 会議費 4 資料作成費 5 資料購入費<br>6 広報広聴費 7 要請・陳情活動費 ⑧ 事務費 9 人件費 |            |                        |              |      |
| 支出目的          | 通信費 KDDI(株)   |            |                        |              |      |
| 支出金額          | 9,206 円   |            | 減額前(按分前)金額<br>18,413 円 |              |      |
| 支払先           | 領収書の通り  |            |                        |              |      |
| 支出内容          | (品名等を具体的に)<br>携帯電話代 浅野4月分 19,152-739=18,413 /                         |            |                        |              |      |
| 備考            |   |            |                        |              |      |
| 領収書貼付         |   |            |                        |              |      |

17

口座振替のご案内 INVOICE FOR SERVICES



KDDI株式会社  
〒163-8003 東京都新宿区西新宿2丁目8番1号 KDDIビル

発行年月日 DATE OF ISSUE 2022年 4月 3日

131-0043  
東京都 墨田区 立花 4丁目 37-1-301 リーフ平井  
浅野 清美 様

お知らせ INFORMATION

- 通信サービスご契約のお客さまへのご案内
  - ・ユニバーサルサービス料は、日本全国における加入電話・公衆電話等の提供確保のため、NTT東・西日本に支払われるものです。
  - ・電話リレーサービス料は、聴覚や発音に障害のある方との意思疎通を手話等で仲介するサービス提供のため、日本財団電話リレーサービスに支払われるものです。
- 電話リレーサービス料の番号単価の改定について  
電話リレーサービス料は、2022年4月から9月ご利用分まで1番号あたり月額1円となります。
- 【お客さまへの注意喚起】KDDIを装う偽メールにご注意ください。KDDIサービスを装う偽メールが増えています。下記サイトより注意点をご確認ください。 <http://kddi-1.jp/ZA>

KDDIをご利用いただきまして誠にありがとうございます。  
ご利用料金は、ご指定の口座から振替させていただきますので、下記口座振替日前日（金融機関営業日）までに口座にご用意願います。

|                                |              |
|--------------------------------|--------------|
| ご請求年月<br>MONTH OF ISSUE        | 2022年 4月     |
| ご利用年月<br>BILLING PERIOD        | 2022年 3月     |
| 口座振替日<br>DATE FOR TRANSFER     | 2022年 4月 25日 |
| 口座振替額<br>TOTAL AMOUNT DUE      | 19,152円      |
| 金融機関名<br>FINANCIAL INSTITUTION | *****        |
| 支店名<br>BRANCH                  | *****        |
| 口座番号<br>ACCOUNT NUMBER         | *****        |
| ご請求コード<br>CUSTOMER CODE        | 0324881789   |

| サービス別ご利用料金                           |         |
|--------------------------------------|---------|
| au 電話料金                              | 17,023円 |
| (内訳)                                 | 5,788円  |
|                                      | 11,235円 |
| au 機器代金                              | 1,390円  |
| au かんたん決済利用料                         | 739円    |
| ※うち消費税等 10%対象<br>(課税対象額は14,687円でした。) | 1,468円  |
| ※au 合計台数                             | 2台      |

お支払期日を過ぎますと約款に定めた延滞利息をいただく場合がございます。



◆ au au携帯電話から 157 一般電話から 0120-977-033

受付時間 9時～20時 (年中無休・無料) ◆ povo WEBのサポートページをご確認ください

料金領収証 RECEIPT FOR SERVICES

2022年 4月ご請求分 (3月利用分)

浅野 清美 様

KDDIをご利用いただきまして誠にありがとうございます。  
右記KDDI料金を 4月 25日ご指定の口座から  
振替させていただきました。




|                             |            |
|-----------------------------|------------|
| ご請求コード CUSTOMER CODE        | 0324881789 |
| 領収金額 AMOUNT RECEIVED        | 19,152円    |
| うち消費税等 TAX                  | 1,468円     |
| 金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION | *****      |
| 支店名 BRANCH                  | *****      |
| 口座番号 ACCOUNT NUMBER         | *****      |

KDDI株式会社  
〒163-8003 東京都新宿区西新宿2丁目8番1号 KDDIビル

|               |   |        |                        |               |
|---------------|---|--------|------------------------|---------------|
| 会派名           | 日本共産党墨田区議会議員団   | 整理番号等  | 4                      |               |
| 領収書番号         | 18  | 代表者確認日 | 4/30                   | 経理責任者確認日 4/28 |
| 支出日           | 令和4年4月25日(月)  |        |                        |               |
| 項目<br>(〇を付ける) | 1 調査研究費 2 研修費 3 会議費 4 資料作成費 5 資料購入費<br>6 広報広聴費 7 要請・陳情活動費 ⑧ 事務費 9 人件費 |        |                        |               |
| 支出目的          | 事務所費  |        |                        |               |
| 支出金額          | 30,000 円  |        | 減額前(按分前)金額<br>60,000 円 |               |
| 支払先           | 領収書の通り  |        |                        |               |
| 支出内容          | (品名等を具体的に)<br>原事務所家賃(60,000)  |        |                        |               |
| 備考            |   |        |                        |               |

領収書貼付

18

|                |                      |     |   |
|----------------|----------------------|-----|---|
| ✓ 2022年<br>4月分 | 2022年4月25日<br>受取りました | 領収印 |  |
| 2022年<br>5月分   | 2022年5月28日<br>受取りました | 領収印 |  |
| 2022年<br>6月分   | 2022年6月25日<br>受取りました | 領収印 |  |



|               |   |        |                        |          |      |
|---------------|---|--------|------------------------|----------|------|
| 会派名           | 日本共産党墨田区議会議員団   | 整理番号等  | 3                      |          |      |
| 領収書番号         | 19  | 代表者確認日 | 4/30                   | 経理責任者確認日 | 4/26 |
| 支出日           | 令和4年4月26日(火)  |        |                        |          |      |
| 項目<br>(○を付ける) | 1 調査研究費 2 研修費 3 会議費 4 資料作成費 5 資料購入費<br>6 広報広聴費 7 要請・陳情活動費 ⑧ 事務費 9 人件費 |        |                        |          |      |
| 支出目的          | 事務所費  |        |                        |          |      |
| 支出金額          | 30,000 円  |        | 減額前(按分前)金額<br>75,000 円 |          |      |
| 支払先           | 領収書の通り  |        |                        |          |      |
| 支出内容          | (品名等を具体的に)<br>としま事務所家賃(75,000)  |        |                        |          |      |
| 備考            |   |        |                        |          |      |

領収書貼付

19 ひがしんキャッシュサービス

毎度ご利用いただき、ありがとうございます。  
ご利用明細は、下記のとおりでございますのでお確かめください。

|   |          |                           |     |      |        |     |     |     |    |     |    |     |    |    |    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|---|----------|---------------------------|-----|------|--------|-----|-----|-----|----|-----|----|-----|----|----|----|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| お取扱日  | 04-04-26 | 取扱店番(機番)                  | 003 | 取引番号 | 410197 |     |     |     |    |     |    |     |    |    |    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 口座番号  |          | 13200003 [REDACTED] ***** |     |      |        |     |     |     |    |     |    |     |    |    |    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| <table border="1"> <tr> <td>万円</td> <td>五千円</td> <td>二千円</td> <td>千円</td> <td>五百円</td> <td>百円</td> <td>五十円</td> <td>十円</td> <td>五円</td> <td>一円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> |          |                           |     |      |        | 万円  | 五千円 | 二千円 | 千円 | 五百円 | 百円 | 五十円 | 十円 | 五円 | 一円 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 万円  | 五千円      | 二千円                       | 千円  | 五百円  | 百円     | 五十円 | 十円  | 五円  | 一円 |     |    |     |    |    |    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|   |          |                           |     |      |        |     |     |     |    |     |    |     |    |    |    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| お取引   | お取引金額    |                           |     |      |        |     |     |     |    |     |    |     |    |    |    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| お引き出し   | ¥75,000  |                           |     |      |        |     |     |     |    |     |    |     |    |    |    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| お取引時刻   | 受付番号     | お取引後残高                    |     |      |        |     |     |     |    |     |    |     |    |    |    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 14:54   | 0075     | ¥32,263                   |     |      |        |     |     |     |    |     |    |     |    |    |    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

ご案内欄  
振込手数料 ¥0 利用料 ¥0  
東京東信用金庫  
隅田支店  
普通預金 [REDACTED]  
ウヰノ マチヨ 様

ご依頼人 電話 [REDACTED]  
トシマキャッシュサービス 様

○裏面の「ご案内」もあわせてご覧ください。  
東京東信用金庫

19 ひがしんキャッシュサービス

毎度ご利用いただき、ありがとうございます。  
ご利用明細は、下記のとおりでございますのでお確かめください。

|   |          |                           |     |      |        |     |     |     |    |     |    |     |    |    |    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|---|----------|---------------------------|-----|------|--------|-----|-----|-----|----|-----|----|-----|----|----|----|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| お取扱日  | 04-04-26 | 取扱店番(機番)                  | 003 | 取引番号 | 410197 |     |     |     |    |     |    |     |    |    |    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 口座番号  |          | 13200003 [REDACTED] ***** |     |      |        |     |     |     |    |     |    |     |    |    |    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| <table border="1"> <tr> <td>万円</td> <td>五千円</td> <td>二千円</td> <td>千円</td> <td>五百円</td> <td>百円</td> <td>五十円</td> <td>十円</td> <td>五円</td> <td>一円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> |          |                           |     |      |        | 万円  | 五千円 | 二千円 | 千円 | 五百円 | 百円 | 五十円 | 十円 | 五円 | 一円 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 万円  | 五千円      | 二千円                       | 千円  | 五百円  | 百円     | 五十円 | 十円  | 五円  | 一円 |     |    |     |    |    |    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|   |          |                           |     |      |        |     |     |     |    |     |    |     |    |    |    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| お取引   | お取引金額    |                           |     |      |        |     |     |     |    |     |    |     |    |    |    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| お引き出し   | ¥75,000  |                           |     |      |        |     |     |     |    |     |    |     |    |    |    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| お取引時刻   | 受付番号     | お取引後残高                    |     |      |        |     |     |     |    |     |    |     |    |    |    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 14:54   | 0075     | ¥32,263                   |     |      |        |     |     |     |    |     |    |     |    |    |    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

ご案内欄  
振込手数料 ¥0 利用料 ¥0  
東京東信用金庫  
隅田支店  
普通預金 [REDACTED]  
ウヰノ マチヨ 様

ご依頼人 電話 [REDACTED]  
トシマキャッシュサービス 様

○裏面の「ご案内」もあわせてご覧ください。  
東京東信用金庫

|               |   |          |                 |
|---------------|---|----------|-----------------|
| 会派名           | 日本共産党墨田区議会議員団   | 整理番号等    |                 |
| 領収書番号         | 20  | 代表者確認日   | 4/30            |
|               |   | 経理責任者確認日 | 4/28            |
| 支出日           | 令和4年4月28日(木)  |          |                 |
| 項目<br>(○を付ける) | 1 調査研究費 2 研修費 3 会議費 4 資料作成費 ⑤ 資料購入費<br>6 広報広聴費 7 要請・陳情活動費 8 事務費 9 人件費 |          |                 |
| 支出目的          | 大月書店  |          |                 |
| 支出金額          | 4,670   | 円        | 減額前(按分前)金額<br>円 |
| 支払先           | 領収書の通り  |          |                 |
| 支出内容          | (品名等を具体的に)<br>自治と分権 87号-90号 購読料、振込手数料                                 |          |                 |
| 備考            |   |          |                 |

領収書貼付

20

**MIZUHO** みずほATMコーナー | ご利用明細票

ご利用ありがとうございます。  
内容をご確認のうえ、必ずお持ち帰りください。

みずほ銀行

|                          |             |        |
|--------------------------|-------------|--------|
| お取引日                     | 振込・振替先の口座番号 | 当座     |
| 2022--4-28               | 110200      |        |
| 店番号                      | お取引口座番号     |        |
| 0001-0050                | *****       |        |
| 振込手数料                    | お取引金額       |        |
| **270*****               | 4,400       |        |
| お取引内容                    | お取引種別       |        |
| 電信振込                     | *****       |        |
| 時刻                       | 利用手数料       | お取引店番号 |
| 1129***0-005000-10289702 |             |        |

本所 預金保険法の定めで生年月日の登録が必要ですが、お取引銀行まで。  
三井UFJ銀行  
本郷支店  
カ) オオツキノテン 様  
78933ニホンキョウサントウスミダク  
キダツン様  
発信番号814280050000096

2878 0012070679

20

**MIZUHO** みずほATMコーナー | ご利用明細票

ご利用ありがとうございます。  
内容をご確認のうえ、必ずお持ち帰りください。

みずほ銀行

|                          |             |        |
|--------------------------|-------------|--------|
| お取引日                     | 振込・振替先の口座番号 | 当座     |
| 2022--4-28               | 110200      |        |
| 店番号                      | お取引口座番号     |        |
| 0001-0050                | *****       |        |
| 振込手数料                    | お取引金額       |        |
| **270*****               | 4,400       |        |
| お取引内容                    | お取引種別       |        |
| 電信振込                     | *****       |        |
| 時刻                       | 利用手数料       | お取引店番号 |
| 1129***0-005000-10289702 |             |        |

本所 預金保険法の定めで生年月日の登録が必要ですが、お取引銀行まで。  
三井UFJ銀行  
本郷支店  
カ) オオツキノテン 様  
78933ニホンキョウサントウスミダク  
キダツン様  
発信番号814280050000096

2878 0012070679

20

# 請求書

日本共産党墨田区議会議員団 高柳東彦 様

コード 78933

2022年4月15日

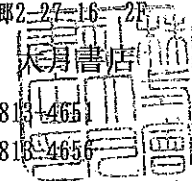
|      |        |
|------|--------|
| 請求金額 | ¥4,400 |
|------|--------|

〒113-0033  
文京区本郷2-27-16-2F

株式会社 大月書店

電話 03-3813-4651

FAX 03-3813-4656



| 書名       | 書名コード | 冊数 | 本体価格  | 正味  | 正味金額   |
|----------|-------|----|-------|-----|--------|
| 自治と分権87号 | 79187 | 1  | 1,000 | 100 | 1,000  |
| 自治と分権88号 | 79188 | 1  | 1,000 | 100 | 1,000  |
| 自治と分権89号 | 79189 | 1  | 1,000 | 100 | 1,000  |
| 自治と分権90号 | 79190 | 1  | 1,000 | 100 | 1,000  |
| 消費税      |       |    |       |     | 400    |
| 合計       |       | 4  |       |     | ¥4,400 |

定期年間ご購読料は前納でお願いしております。

お振込は以下の口座までお願いいたします。

\*お名前とあわせて上記コードのご入力にご協力ください\*

●郵便振替口座

口座番号

00130-7-16387

●三菱UFJ銀行 本郷支店 当座 110200

株式会社 大月書店 (株) 材料センター

|               |   |        |            |                  |
|---------------|---|--------|------------|------------------|
| 会派名           | 日本共産党墨田区議会議員団   |        | 整理番号等      |                  |
| 領収書番号         | 21  | 代表者確認日 | 4/30       | 経理責任者確認日<br>4/28 |
| 支出日           | 令和4年4月28日(木)  |        |            |                  |
| 項目<br>(〇を付ける) | 1 調査研究費 2 研修費 3 会議費 4 資料作成費 ⑤ 資料購入費<br>6 広報広聴費 7 要請・陳情活動費 8 事務費 9 人件費 |        |            |                  |
| 支出目的          | 東京自治問題研究所   |        |            |                  |
| 支出金額          | 14,220  | 円      | 減額前(按分前)金額 | 円                |
| 支払先           | 領収書の通り  |        |            |                  |
| 支出内容          | (品名等を具体的に)<br>「月刊東京」「住民と自治」'22/5～'23/4月分、振込手数料                        |        |            |                  |
| 備考            |   |        |            |                  |

領収書貼付

21 MIZUHO みずほATMコーナー | ご利用明細票

ご利用ありがとうございます。みずほ銀行  
内容をご確認のうえ、必ずお持ち帰りください。

|                          |             |        |
|--------------------------|-------------|--------|
| お取引日                     | 振込・信保先の口座番号 | 普通     |
| 2022--4-28               | 1988405     |        |
| 店番号                      | お取引口座番号     |        |
| 0001-0050                | *****       |        |
| 振込手数料                    | お取引金額       |        |
| **220*****               | *****14,000 |        |
| お取引内容                    | お取引店番号      |        |
| 電信振込 *****               |             |        |
| 期前                       | 利用手数料       | お取引店番号 |
| 1130***0-005000-10289703 |             |        |

本所  
預金保険法の定めで生年月日の登録が必要です。お取引銀行まで。  
みずほ銀行  
大塚支店  
シャ) トウキョウジ チモンタ イケンキョウ  
ウシヨ 様  
ニホンキョウサントウスミタ クギ タン様

発信番号 814280050000098

2879 0012092870

21 MIZUHO みずほATMコーナー | ご利用明細票

ご利用ありがとうございます。みずほ銀行  
内容をご確認のうえ、必ずお持ち帰りください。

|                          |             |        |
|--------------------------|-------------|--------|
| お取引日                     | 振込・信保先の口座番号 | 普通     |
| 2022--4-28               | 1988405     |        |
| 店番号                      | お取引口座番号     |        |
| 0001-0050                | *****       |        |
| 振込手数料                    | お取引金額       |        |
| **220*****               | *****14,000 |        |
| お取引内容                    | お取引店番号      |        |
| 電信振込 *****               |             |        |
| 期前                       | 利用手数料       | お取引店番号 |
| 1130***0-005000-10289703 |             |        |

本所  
預金保険法の定めで生年月日の登録が必要です。お取引銀行まで。  
みずほ銀行  
大塚支店  
シャ) トウキョウジ チモンタ イケンキョウ  
ウシヨ 様  
ニホンキョウサントウスミタ クギ タン様

発信番号 814280050000098

2879 0012092870

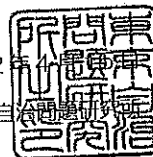
21

## 会費・誌代ご送金のお願い

平素より研究所にご支援ご協力いただき有難うございます。会費・誌代について、当研究所では前納制でお願いしておりますので、下記の通り、冊子到着後2週間以内にご送金頂きますようお願い致します。ご不明な点がございましたら事務局までご連絡下さい。また既にお支払済みでこのお願いと行き違いになりました場合は何卒ご容赦下さい。

2022年

一般社団法人東京自治問題研究所



日本共産党 墨田区議団 様

下記の通りご請求申し上げます

| 会員区分                  | 会費年額     | ご請求額     |
|-----------------------|----------|----------|
| B会員（月刊『東京』と『住民と自治』購読） | 14,000 円 | 14,000 円 |

2022年5月～2023年4月分 として

\*ご送金は同封の郵便振込用紙をご利用ください。

\*銀行口座振込は、みずほ銀行大塚支店（普）1988405、中央労金池袋支店（普）1631319  
までお願い致します。

|               |   |            |       |              |      |
|---------------|---|------------|-------|--------------|------|
| 会派名           | 日本共産党墨田区議会議員団   |            | 整理番号等 |              |      |
| 領収書番号         | 22  | 代表者<br>確認日 | 4/30  | 経理責任<br>者確認日 | 4/28 |
| 支出日           | 令和4年4月28日(木)  |            |       |              |      |
| 項目<br>(○を付ける) | 1 調査研究費 2 研修費 3 会議費 4 資料作成費 5 資料購入費<br>⑥ 広報広聴費 7 要請・陳情活動費 8 事務費 9 人件費 |            |       |              |      |
| 支出目的          | (株) きかんし  |            |       |              |      |
| 支出金額          | 1,135,205   |            | 円     | 減額前(按分前)金額   | 円    |
| 支払先           | 領収書の通り  |            |       |              |      |
| 支出内容          | (品名等を具体的に)<br>区民アンケート製本・加工・印刷代、振込手数料                                  |            |       |              |      |
| 備考            |   |            |       |              |      |

領収書貼付

22

**MIZUHO** みずほATMコーナー | ご利用明細票

ご利用ありがとうございます。内容をご確認のうえ、必ずお持ち帰りください。 **みずほ銀行**

|                          |             |        |
|--------------------------|-------------|--------|
| お取引日                     | 振込・振替先の口座番号 | 当座     |
| 2022--4-28               | 0146860     |        |
| 店番号                      | お取引口座番号     |        |
| 0001-0050                | *****       |        |
| 振込手数料                    | お取引残高       |        |
| **220*****               | 1,134,985   |        |
| お取引内容                    | お取引残高       |        |
| 電信振込                     | *****       |        |
| 時刻                       | 利用手数料       | お取引店番号 |
| 1622***0-005000-10289846 |             |        |

本所  
預金保険法の定めで生年月日の登録が必要です。お取引銀行まで。  
みずほ銀行  
虎ノ門支店  
カ)キカンシ様  
ニホンキヨウサントウスミタ`クギ`タ`ン様  
[Redacted]  
発信番号8142800500000NL

3008 0017198490

裏面に「みずほ」の文字が印刷されています。

22

**MIZUHO** みずほATMコーナー | ご利用明細票

ご利用ありがとうございます。内容をご確認のうえ、必ずお持ち帰りください。 **みずほ銀行**

|                          |             |        |
|--------------------------|-------------|--------|
| お取引日                     | 振込・振替先の口座番号 | 当座     |
| 2022--4-28               | 0146860     |        |
| 店番号                      | お取引口座番号     |        |
| 0001-0050                | *****       |        |
| 振込手数料                    | お取引残高       |        |
| **220*****               | 1,134,985   |        |
| お取引内容                    | お取引残高       |        |
| 電信振込                     | *****       |        |
| 時刻                       | 利用手数料       | お取引店番号 |
| 1622***0-005000-10289846 |             |        |

本所  
預金保険法の定めで生年月日の登録が必要です。お取引銀行まで。  
みずほ銀行  
虎ノ門支店  
カ)キカンシ様  
ニホンキヨウサントウスミタ`クギ`タ`ン様  
[Redacted]  
発信番号8142800500000NL

3008 0017198490

裏面に「みずほ」の文字が印刷されています。

22

26042022-2022040542  
125 9531

請求書

2022年04月01日

130-0001

東京都墨田区吾妻橋1-23-20  
墨田区役所16階  
日本共産党区議団控室

〒135-0053 東京都江東区辰巳2丁目8番21号



日本共産党 墨田区議会議員団 様

《取引銀行》

みずほ銀行 虎ノ門支店 当座 No.146860 |三菱UFJ銀行 虎ノ門中央支店 当座 No.162008  
三井住友銀行 日比谷支店 当座 No.6200192 |中央労働金庫 亀戸支店 普通 No.1000681

下記の通り御請求申し上げます。

| 御請求金額     |           | 号数      | 表題        | 型  | 頁     | 部数  | 紙質 | 色刷区分 | 起票区分 | 番号 |
|-----------|-----------|---------|-----------|----|-------|-----|----|------|------|----|
| 1,134,985 |           |         | 区民アンケート   | タブ | 2     | 40部 | 二質 | 2X2  | 通    | 4  |
| 項目名       | 摘要        | 金額      | 項目名       | 摘要 | 金額    |     |    |      |      |    |
| CTP代      |           | 10000   | < 発送代 >   |    |       |     |    |      |      |    |
| 印刷代       |           | 204000  | 発送代       |    | 10645 |     |    |      |      |    |
| 用紙代       |           | 72000   | * 発送代小計 * |    | 10645 |     |    |      |      |    |
| 製本・加工代    |           | 400000  |           |    |       |     |    |      |      |    |
| その他       |           | 335160  |           |    |       |     |    |      |      |    |
| * 小計 *    |           | 1021160 |           |    |       |     |    |      |      |    |
| * 消費税額 *  | (非課税分を除く) | 103180  |           |    |       |     |    |      |      |    |

今回の御請求金額は ¥1,134,985 です

# 区政アンケートにご協力ください

## みなさんの声を政治に生かします

日本共産党墨田区議団



こんにちは、日本共産党です。みなさんの政治に対するご意見・ご要望をお聞きし、今後の活動に生かしていきます。お答えいただける範囲でけっこうです。ぜひ、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

日本共産党すみだ区議団ニュース2022年4月号外 発行責任者/はら つとむ 編集責任者/としま剛  
墨田区吾妻橋1-23-20 墨田区役所16階 電話. [REDACTED] FAX. [REDACTED]

※当てはまる番号に○をつけてください。この用紙は、添付の封筒に入れて、切手を貼らずに投函してください。

### 【1】現在の暮らしについてどう感じていますか。

1. 良い 2. 苦しい 3. どちらともいえない

→「苦しい」とお答えの方、その主な理由はなんですか。(複数回答可)

1. 給料の減少 2. 売上げの減少  
3. 年金収入の減少 4. 失業や倒産  
5. 医療や介護、社会保険料の負担増  
6. 消費税などの税負担 7. 子育てや教育費などの負担増  
8. 物価の上昇  
9. その他 [ ]

### 【2】今後の暮らしについて、どう感じていますか。

1. 不安がある 2. 不安はない 3. どちらでもない

→「不安がある」とお答えの方、差し支えなければ、その理由をお書きください。

### 【3】墨田区政で力を入れてほしいことは何ですか。

(複数回答可)

1. コロナ・感染症対策の充実 2. 介護保険料・利用料の引き下げ  
3. 特養ホームの増設など介護サービスの充実  
4. 認可保育園の増設 5. 学童クラブの増設  
6. 保育料の軽減 7. 高齢者医療費助成の充実  
8. 国保料や後期高齢者医療保険料の値下げ  
9. 公営住宅の増設 10. 賃貸住宅の家賃助成  
11. 教育費の負担軽減 12. 防災対策の充実  
13. 防犯・安全対策の充実 14. 障害者福祉の充実  
15. 駅や道路のバリアフリー化 16. 循環バスの利便性の向上  
17. 中小商工業者への支援策の拡充  
18. スポーツ施設や文化施設の整備  
19. 施設や集会所の使用料の値下げ  
20. 公園の整備 21. 放置自転車対策  
22. ゴミ・リサイクル問題 23. 気候変動対策  
24. ジェンダー平等 25. 平和問題

その他、ご意見があれば具体的にお書きください。

### 【4】コロナ対策で国や部、区に力を入れてほしいことは何ですか。(複数回答可)

1. 保健所等の体制強化  
2. PCR検査の拡充  
3. ワクチン接種の促進  
4. 病床の確保  
5. コロナで生活が苦しくなった人への支援の充実  
6. コロナで事業が厳しくなった業者への支援の充実  
7. 迅速な情報提供  
8. 療養のための宿泊施設の確保  
9. 自宅療養者への支援  
10. 緊急事態宣言発出などの強い行動制限  
11. 米軍基地を含めた水際対策の強化  
12. 保育園での感染防止対策への支援  
13. 学校での感染防止対策への支援  
14. 医療への支援強化  
15. 治療薬の承認や確保

その他、ご意見があれば具体的にお書きください。

### 【5】墨田区は、向島保健センターと本所保健センターを廃止し、2024年度開設で建設を進めている新保健施設に統合しようとしています。このことについて、どのように思われますか。

1. 統廃合はやめるべき 2. 統廃合してもよい  
3. どちらともいえない

ご意見があればお書きください。



【6】防災対策で、区に力を入れてほしいことは何ですか。  
(複数回答可)

- 1. 建物の耐震改修助成の拡充
- 2. 家具転倒防止の助成拡充
- 3. 感震ブレーカー設置支援等の拡充
- 4. 建物の不燃化対策の促進
- 5. 災害弱者の避難などの支援策の強化
- 6. 防災備蓄品の拡充
- 7. 避難所の環境改善・増設
- 8. 空き家・老朽家屋の対策
- 9. 水害の広域避難場所の整備と避難方法の確立
- 10. 情報伝達の強化
- 11. 防災訓練の充実
- 12. 防災行政無線の改善
- 13. 家庭での備えへの支援
- 14. 防災ラジオの支給

その他、ご意見があれば具体的にお書きください。

【7】墨田区は、2024年度開設する新保健施設に、児童相談所の代替えとしてサテライト施設を設けようとしています。このことについて、どのように思われますか。

- 1. 墨田区児童相談所を設置すべき
- 2. サテライト施設でよい
- 3. どちらともいえない

ご意見があれば具体的にお書きください。

【9】岸田政権が進めようとしている次の政策についてどう思いますか。

- 敵基地攻撃能力の保有
  - 1. 賛成
  - 2. 反対
  - 3. わからない
- 憲法9条の改定
  - 1. 賛成
  - 2. 反対
  - 3. わからない
- 核兵器禁止条約を批准しようとしないうちについて
  - 1. 批准すべき
  - 2. 批准しなくてよい
  - 3. わからない
- 「新しい資本主義」という経済政策
  - 1. 評価する
  - 2. 評価しない
  - 3. わからない
- デジタル化推進
  - 1. 賛成
  - 2. 反対
  - 3. わからない

ご意見があれば具体的にお書き下さい。

【10】マンション住民の方にお聞きします。マンションに住んでいて困っていることは何ですか。(複数回答可)

- 1. 住宅ローン・家賃が高い
- 2. 管理費や修繕積立金が高い
- 3. 騒音・振動
- 4. 建物の維持管理や建て替えの問題
- 5. ゴミ出しのルール
- 6. 管理業者・管理組合とのトラブル
- 7. エレベーターがない
- 8. 駐輪場がない
- 9. 区や地域の情報が入らない
- 10. コミュニティを作れない

その他、ご意見があれば具体的にお書きください。

1 3 1 8 7 9 0

墨田区押上1-19-15

日本共産党墨田地区委員会

日本共産党 墨田区議団 区民アンケート係 行

政治に対する  
書きください。



有効期限  
2024年3月  
4日まで  
切手は不要です

切手を貼らず  
にお送りください



ざしつかえなければ、ご記入ください

お名前 \_\_\_\_\_

ご住所 \_\_\_\_\_

お電話番号 \_\_\_\_\_

メール  
アドレス

あなたの年齢は \_\_\_\_\_

20歳未満・20代・30代・40代・50代・  
60代・70代・80歳以上

※この個人情報については、アンケートの集約・分析に  
必要な範囲で利用させていただきます。適正に管理いた  
します。